

令和6年第2回せたな町議会定例会 第1号

令和6年6月20日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて（令和5年度せたな町一般会計予算）
- 7 報告第 2号 繰越明許費の繰越しについて（令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計予算）
- 8 報告第 3号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 9 議案第 1号 令和6年度せたな町一般会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 2号 令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 3号 令和6年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 4号 令和6年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 5号 令和6年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 6号 せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について
- 14 議案第 7号 せたな町税条例等の一部を改正する条例について
- 15 議案第 8号 せたな国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第 9号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議について
- 17 同意第 1号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 18 同意第 2号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 19 同意第 3号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 20 同意第 4号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 21 同意第 5号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 22 同意第 6号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 23 同意第 7号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 24 同意第 8号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 25 同意第 9号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 26 同意第 10号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 27 同意第 11号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 28 同意第 12号 せたな町農業委員会委員の選任について

- 29 同意第13号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 30 同意第14号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 31 同意第15号 せたな町農業委員会委員の選任について
- 32 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 33 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 34 意見書案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 35 意見書案第4号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
- 36 意見書案第5号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書
- 37 意見書案第6号 地方自治法改正に反対する意見書
- 38 意見書案第7号 唯一の戦争被爆国である日本が、一日も早く核兵器禁止条約を署名・批准することを求める意見書
- 39 意見書案第8号 次期戦闘機の輸出を可能とする閣議決定を撤回し、「武器輸出三原則」の立場に立ち返ることを求める意見書
- 31 発議第 1号 議員の派遣について
- 32 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員 (12名)

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 石原 広務 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 藤谷 容子 君 | 4番 福嶋 豊 君 |
| 5番 横山 一康 君 | 6番 本多 浩 君 |
| 7番 真柄 克紀 君 | 8番 熊野 主税 君 |
| 9番 吉田 実 君 | 10番 大湯 圓郷 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 平澤 等 君 |

○欠席議員 (0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|------------|---------|
| 町 長 | 高橋 貞光 君 |
| 教育委員会教育長 | 小坂橋 司 君 |
| 農業委員会会長 | 原田 喜博 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪 観誠 君 |
| 代表監査委員 | 残間 正 君 |

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|--------------|-----|-----|---|
| 副町長 | 佐々木 | 正則 | 君 |
| 総務課長 | 高橋 | 純 | 君 |
| まちづくり推進課長 | 阪井 | 世紀 | 君 |
| 財政課長 | 佐藤 | 英美 | 君 |
| 税務課長 | 佐々木 | 正人 | 君 |
| 町民児童課長 | 河原 | 泰平 | 君 |
| 認定こども園長 | 伊藤 | 悦子 | 君 |
| 保健福祉課長 | 増田 | 和彦 | 君 |
| 農林水産課長 | 吉田 | 有哉 | 君 |
| 建設水道課長 | 平田 | 大輔 | 君 |
| 会計管理者 | 杉村 | 彰 | 君 |
| 国保病院事務局長 | 手塚 | 清人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中山 | 康春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥村 | 大樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 小林 | 和仁 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長内 | 解人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒澤 | 美知子 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長内 | 京 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水野 | 万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗谷 | 一樹 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今川 | 勇吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤井 | 卓也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井村 | 裕行 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴木 | 涼平 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾野 | 裕也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲船 | 洋志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小林 | 朱央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三浦 | 三津枝 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫養 | 和伯 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 川上 | 佳隆 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉田 | 一也 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高橋 | 真一 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 大野 | 秀幸 | 君 |

| | | | | | |
|----------|---|---|---|---|---|
| 建設水道課主幹 | 岡 | 島 | 讓 | 二 | 君 |
| 出納室主幹 | 竹 | 内 | 亜 | 希 | 子 |
| 防 災 係 長 | 栗 | 城 | 惇 | 史 | 君 |
| 情報管理係長 | 又 | 村 | | 智 | 君 |
| 商工労働観光係長 | 山 | 崎 | 英 | 人 | 君 |
| 財 政 係 長 | 高 | 森 | 直 | 也 | 君 |
| 環境衛生係長 | 原 | 田 | | 宰 | 君 |
| 出納係長 | 佐 | 藤 | こ | ず | え |

《瀬棚支所》

| | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 支 所 長 | 濱 | 登 | 幸 | 恵 | 君 |
| 次 長 | 山 | 本 | | 亨 | 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西 | 田 | 良 | 子 | 君 |

《大成支所》

| | | | | | |
|-------|---|---|--|---|---|
| 支 所 長 | 中 | 川 | | 讓 | 君 |
|-------|---|---|--|---|---|

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長 | 古 | 畑 | 英 | 規 | 君 |
| 次 長 | 斉 | 藤 | 哲 | 章 | 君 |
| 次 長 | 尾 | 野 | 真 | 也 | 君 |
| 主 幹 | 藤 | 谷 | | 希 | 君 |
| 給食センター学校給食係長 | 伏 | 見 | 尚 | 志 | 君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長 | 小 | 林 | 和 | 仁 | 君 |
| 次 長 | 松 | 林 | | 功 | 君 |

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 書 記 長 | 高 | 橋 | | 純 | 君 |
| 書記次長 | 中 | 山 | 康 | 春 | 君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長 | 上 | 野 | 朋 | 広 | 君 |
| 次 長 | 松 | 原 | 孝 | 樹 | 君 |

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長 | 上 | 野 | 朋 | 広 | 君 |
|---------|---|---|---|---|---|

次
主

長 松 原 孝 樹 君
事 神 野 翔 亜 君

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達しておりますので令和6年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において10番、大湯圓郷議員、11番、菅原義幸議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（平澤 等君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第3、諸般の報告についてはお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がございますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

ハートランドフェリー株式会社のグループ経営体制への移行について報告いたします。利尻礼文航路並びに江差奥尻航路の2つの離島航路を運営するハートランドフェリー株式会社が、グル

ープ経営体制への移行により、令和6年10月1日付けで稚内市と奥尻町にそれぞれ本社を置き、各航路独立した事業運営体制になる予定との連絡がありました。就航地に事業会社を置くことで地域に根ざした経営や意思決定の迅速化を実現することが狙いで、10月以降も運航本数に変更はございません。

次に令和5年度各会計決算状況について報告いたします。

一般会計のほか特別会計9会計と公営企業である病院事業会計の合わせて11会計であります。はじめに一般会計では、執行率は歳入が97.48%、歳出は95.06%となる見込みであります。歳入歳出差引では2億4,190万9,848円となり、翌年度に繰り越すべき財源として物価高騰重点対策世帯支援交付金事業ほか4事業に係る943万8,000円を令和6年度に繰り越します。実質収支額は2億3,247万1,848円となります。基金条例第4条第2項の規定により、この額から2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てすることとなりますので1億2,247万1,848円を基金に積み立て、残り1億1,000万円を令和6年度に繰り越すこととしたものであります。

次に特別会計では、公共下水道事業特別会計において大成浄化センター改築更新工事委託業務に係る6万円を令和6年度に繰り越すこととしたものであります。各特別会計の実質収支額については記載の金額となっており、すべて翌年度に繰り越すこととしたものであります。

最後に病院事業会計では、収益的収支では合計3,953万7,999円の純利益を見込んでおります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果、2,259万739円の不足となり、この額については損益勘定留保資金で補てんすることとなりました。各会計決算状況については以上であります。

次に工事発注状況について、それから町長、副町長の動向につきましては別紙のとおりでございますのでご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

5番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは木質バイオマス利用の取り組みについて町長の見解をお伺いしたいと思います。

木質バイオマスとは生物由来の有機物資源で木材に由来するものを指します。せたな町は町の面積の79%、50,000ヘクタールが森林に覆われ、森林資源に恵まれた町となっております。そのうち民有林面積が13,235ヘクタールあり、内訳は町有林2,650ヘクタール、

一般民有林10,585ヘクタールとなっています。国有林面積は37,156ヘクタールということで非常に森林資源に恵まれた町だということを押さえていただきましたと思います。そこで町は令和2年に森林・林業の基本的な考え方を示す森林整備計画を策定しております。その計画に基づき森林・林業政策を行っております。その中では効率的な森林整備や安定的な木材供給を図り、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性、そして課題、目標を明確にすると、こういうふうに記されております。更に令和5年に地域の再生可能エネルギー資源の効率的な活用、地球温暖化対策に寄与する等の目的で策定されたせたな町地域エネルギービジョンというものがありますが、これでは町で活用が期待できる再生可能エネルギーとして木質バイオマスというものが風力、太陽光等と共に選定され、具体的な取り組みとしても未利用材の活用による木質バイオマスの地産地消というものが検討されております。加えて本年の町長の執行方針では北部檜山森林組合が取り組む木質バイオマスチップ加工に必要な高性能林業機械に支援し森林資源の有効活用に務めると、このようにも述べられています。また今年度から森林環境税が住民1人あたり年額1,000円徴収されることとなっております。今月皆さんから聴取されております。その徴収されたお金が町には森林環境譲与税というような形で配分され、森林整備や林業施策に使える安定的な財源となることが予想されます。このことを考えますと森林林業政策を前進させる好機だと私は考えています。

私は町にある町有林を含めた恵まれた民有林を利用し、脱炭素社会の実現に向け町が地産地消のビジョンをもって、今から政策展開する必要があると強く思っております。以下の点について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

①木質バイオマス利用についての基本的な考え方をお伺いいたします。

②再生可能エネルギーの地産地消の観点から町内で木質バイオマスを利用する必要があると思っておりますが考え方をお伺いいたします。

③森林環境譲与税のこれまでの使途とこれからの基本的な活用方針をお伺いいたします。

以上3点よろしく申し上げます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員のご質問にお答えします。

1点目のご質問ですが、町の基本的な考えとしては、北部檜山森林組合での木質チップの供給量やチップボイラーの導入効果をさらに見極めたうえで、公共施設での利活用を検討していきたいと考えております。

2点目の必要性につきましては、公共施設への導入の可能性や民間導入などの取り組みを検討するとともに、本年5月に不採択となりました環境省の重点対策加速化事業へも課題を整理しながら検討を進めたいと考えております。

3点目ですが、森林環境譲与税として令和元年度から令和5年度まで7,804万7,000円が譲与されております。民有林、町有林も含めた森林整備、森林所有者の意向調査、豊かな森づくり推進事業など6,708万円を活用しております。基本的な活用方針については、令和3年4月に策定しました森林環境譲与税を活用する森林整備に係る基本方針に沿って活用をしてい

るものでございます。

ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再質問をさせていただきたいと思えます。まず③の森林環境譲与税の使途と基本の方針についてのところでありますが、今のところ7,800万円きているということで大変大きな財源になることだと思います。これからは基本方針に沿った上でこれを使用していくということで、私もそこは納得できる場所なんです、これ基本方針私も担当課から頂戴いたしました。これを令和3年から令和11年度いっぱいですね令和12年3月31日までが計画期間ということで書いてあるんですが、この中で国から示されているメニューというのが大きく分けて4つ、こういう形で国は使ってくださいよというようなことを書いてあると思うんですが、1つ目は森林整備です。間伐や保育などそういうこと、作業道を作るといったこのように国は使ってください。2点目に林業の人材育成、担い手確保にも使ってくださいと。3点目として、木材の利用促進、4番目、普及啓発、木材を使うことの普及啓発に使ってください。大きく分けて4つのメニューが記されてあるんですが、この基本方針を読んでいくと私が最初に申し上げた森林整備、保育間伐ですとか、そっちに優先的に環境譲与税を使っていくというような方針でこれが書かれています。それはそれで私非常に大切なことだというふうに理解できるんですが、もう一つ詳しいこの森林環境譲与税の使途の状況というこの資料も担当課から出していただきました。最初の頃はこの方針に従った中で間伐材の搬出だとかそういうことに使ってるというのはよくわかるんですけど、だんだんこれ車両の購入ですとか、皆伐、全部木を切ってしまうと、こういうような事業にも使われてる。これちょっと私基本方針から外れてくるなあと見ながら見てたんですけど、ただこの基本方針というのはあくまでも基本方針でありますので、これに縛られてると自由な発想で事業が展開できなくなると思えますので、ここについては、今回のこの高性能林業機械も基本方針からはかなり外れる使途になるんですけど、こういうことに関しては私は柔軟に町は対応してるんだなというふうに思って、多少基本方針から外れたとしても、こういうところは柔軟でいいなと思うんですが、ただこれは私一つお願いというか要望になってしまうんですが、この使途について安定した財源の使途については、しっかりと関係者、関係団体とかと協議をしながら基本方針も変えていくというような行動もしたらどうかなと思えますので、その辺りも町長にこの再質問でお聞きしておきたいと思えますので、しっかりと年に1回ですとか3年1回、期間はどれくらいになるかわかりませんが、しっかりと基本方針を見直しながら、この間森林環境譲与税というものを使っていくというお考えがあるかどうかこれまず1点お聞きしておきたいと思えます。

そして次に①と②のことなんです、まず町長①のところ森林組合の動きをしっかりと見極めていくというようなことでした。森林組合一生懸命今これ事業化に向けて頑張っているとお聞きしておりますが、その動きを見極めていくというようなことで、そういう慎重な姿勢、町としてはとりたいということも十分理解できるんですが、私は今、林業というのは大きく変わってきてると思うんです。昔は山にある木を切って、そしてそのあとに植えて育てていくというこ

のような三つのサイクルを林業ではやってたと思うんですけど、今はその3つのサイクルにもう一つ加わったそうなんです近年は。切ってそのあとその木を有効に使って、そのあと植えて育てる4つのサイクルで持続的な林業経営をやっていきたいと思います。このような形に今は変わってきているそうなので、どうしても今までの3つのサイクルじゃなくて4つのサイクルになってきている。この使うというところをしっかりとここは組合任せじゃなくて、町としてもビジョンをしっかりと持ちながらやっていかなければいけないと。じゃどういふふうに使うんだということになってくると山にある木は全てが用材として使える木ばかりではありません。使えないところもたくさん出てきますから、そういうところをまずはチップ化して木質バイオマスに使ったらどうかという私の提案でありますので、そこはもう少し町としてビジョンを持っていただきたいのと、これも森林組合の動きを見極めるんじゃないかと、町がもう少ししっかりと町としてのビジョンを持つかどうか、ここもお答えいただきたいと思います。②のどこの再質問になるんですが、これ再エネの観点、今私、林業、森林ということで質問させていただいてるんですが、再生可能エネルギーというもう一つの大事な観点もこの森林にはありますので、ここの視点しっかりと持っていきたいと思うんです。町長の答弁の中にもありましたが、重点対策加速化事業、これ環境省の事業で令和6年3月に応募しましたが、残念ながら令和6年5月、先月、総務厚生常任委員会にも報告があったんですけど、不採択となったということで非常に私も落胆しております。何でこれ不採択になったのかなと思いつつながら担当課から、これも私まちづくりのほうからこの重点対策加速化事業の計画書というものをいただきました。じっくり読んでみました。非常によく書かれてるんです。再エネビジョンからきちんと拾った中で再エネビジョンに沿った計画で計画されてるんですけど、これよくよく読んでみますと公共施設ですとか、個人住宅への太陽光の発電施設の整備、あと蓄電池の整備ですとか、住宅の再エネ化、もう一つはEV車です。電気自動車の普及とこのようなものがたくさん事業のメニューとして挙げられ、これはこれで非常に大切なことだと思うんですけど、これもまた今月あったゼロカーボン推進協議会の会議があったんですが、これの中である委員の方がこうおっしゃってたんです。この計画、非常にすばらしいんですけど、せたな町の特色というのがちょっとわかりづらくないですかと。せたな町の課題解決このようなものに取り組むそういう姿勢が少しわかりづらくないかと、このような指摘が挙げられておりました。国はこの事業をやるにあたって、ゼロカーボンすることによってそれだけが目的じゃなくて地域の課題をしっかりとゼロカーボンすることによって解決してくださいよというようなメッセージも出してるんです。そういうところから見ると太陽光発電の設備ですとか、住宅の省エネ化、EV車の導入このようなものだったら少し私はやっぱりこの委員の人が指摘されるように弱いような気がするんです。そこでやっぱりこの木質バイオマス、地域にある持続可能な資源を使っていくっていう姿勢がしっかりと打ち出していくということは、産業面だけでなく再生可能エネルギー、脱炭素化を推進する上でも非常に大切な視点となってくると思います。山というのは先ほど私申したように、切って、使って、植えて、育てる、このサイクルの間はものすごい長い時間かかるんです。その中で雇用も生まれます。そういうことも考えると持続可能なまちづくりに必要な大事な観点となってくると思います。それで木は定期的に伐採していかないと、これ

CO₂炭酸ガスを吸収するというのも、植えてから15年から25年が1番最大になるそうです。それ以降になるとなかなか二酸化炭素の吸収量も多くなりそうなので、定期的な伐採、間伐というものが必要となってきますので、再生可能エネルギー地産地消の視点からもしっかりと木質バイオマスの利用というのは必要なことだと思いますので、このことについても再エネの観点からも町長がどうお考えになるのか、再質問でお聞きしたいとこのように思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。基本方針に沿った利用ということでもう少し柔軟な対応がとれるのではないかとということでございました。毎年予算につきましては、森林組合とあるいはこの関係者の皆さんとよく相談をしながら予算付をしております。したがって基本方針から見ると柔軟な対応をしているなというふうに議員もおっしゃっていましたが、そういった形になっているというふうに思っております。これからはそうした受益者、林業関係者の声を十分聞きながらしっかりと対応してまいりたいと予算付をまいりたいというふうに考えております。それから木質バイオマス、これをもっと積極的に利用してはというお話でございました。実は木質バイオマスにつきましては、資源は山にありますけれどもそれを切り出すということになりますと、せたな町の山というのは、ほかと違って随分急峻な山でなかなか搬出が不可能という状況も見受けられますので、それを切って出すということになりますと相当なコストもかかるということになります。今回、臨時残材を利用した森林組合のチップの生産をするということで、町も支援をするつもりでおりますが、このチップが安定的にどのぐらい生産可能かということがなかなか見通せないということでございまして、これらが今年から生産をいたしますので、それらの推移を見なければなかなか次の段階に進めないということでございます。それからさらに心配なのは、コストがどういうことになるのかということも重要な要素であるというふうになります。実際議員もご承知かと思いますが、下川町でのバイオマス発電プラントがチップが高いということで停止をしているという状況にございます。チップをどのように使うかということにつきましては、公共施設、こういったところが可能か、ランニングコストはどうなのかと、あるいは投資効果といったものの様々な観点からしっかり見極めながら前に進めなければならないものというふうに思っております。バイオマスチップあるいは木質バイオマスの利用ということで、これからはしっかりとそういった方向での実現を目指して検討を加えてまいりたいというふうに思っているところでございます。ゼロカーボンももちろん大事なことでございまして、町も風力、あるいは太陽光と積極的に取り組んでいるところではございますが、この森林資源の豊富なせたな町に置いて木質バイオマスの利用ということも、当然これからはしっかりと検討していかなければならないものと考えていることでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再々質問させていただきます。町長は今慎重に森林組合の動きを見極めながら、これも私に聞こえたのは、ある程度実現に向けては積極的にやっていきたいというようなことで、明言はできないけどしっかりと応援していくよというようなことでないかな

というふうに聞き取れましたので、ここは少し前進したのかなと私は考えます。ただこれ卵が先か鶏が先かというようなことになると思うんですけど、町もしっかりと応援するから森林組合頑張ってくれというのと、森林組合が先に走ったものを追っかけて町がやるのでは、当然事業者として大きな組合ではないので財政状況もそんなにいいと私聞いておりませんので、そういうような団体が頑張っているところ、もう半歩でも、一歩とは言わない半歩でも町が支えるというような姿勢を見せてくれるとこういう事業が進むと思いますので、そこは町長もしっかりと考えていただきたいなと思います。せたな町、山は非常に急峻で材を出してくるのに非常にコストがかかるとこのようなこともおっしゃってましたし、道北のある町のバイオガスプラントが今休止しているという、これも新聞報道でされていますが、これも聞くところによるといろいろな人間関係とか政治的な枠組みとか、単純に材料が集まらず、引っ張ってくれないっていうようなことだけじゃなくていろいろなことが裏にはあるそうなので、これはそれでもってこの木質バイオマスがダメだということでは私はないという情報も入ってますので、そこはしっかりとそれこそ見極めていただきたいなと思います。それで最後の質問になるんですけど、森林整備計画、地域エネルギービジョンにしっかりと謳ってある計画ですので、私は町が責任を持って進めていただきたいと思うんです。森林組合からも要望書という形で今年の1月に上がってると思うんです。そこでも何とかバイオマスセンターというようなことでやれないかというようなご提案もありますし、あと町内の公共施設に積極的に導入していただきたいというようなことも要望として上げられてると思うんで、そこは町としても、もう少し積極的に取り組んでいただきたいと思います。そして冒頭で申しましたように、森林環境譲与税という安定的な財源として2,000数百万毎年この町には来ることになると思いますので、こういうものを一時的に積極的に利用するというのも私は可能だと思うんです。ですから町のいろいろな計画にも載っている、そして業界の団体から要望も上がっている、財源もある程度安定したものと、これ3つ揃ってるわけなんです。3つ揃っているんですから見極めが非常に大切だと思うんですけど、半歩をそのもう半歩というようなことで、町長には重大なご決断をしていただきたいなと思うんですが、その辺りの見解をお聞きして私の質問を閉じたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。慎重にという答弁をいたしましたけれども、町としては、慎重な上にもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。今回の森林組合のチップ生産につきましても、これは積極的に町の支援があってそしてスタートできたと。これは大きな一歩というふうに思っております。まだ生産始まっておりません。今月の末あたりから試験をされると、本格操業はそのあとということになるろうかと思っておりますので、これらの当然、生産状況というのは非常に大事になってきます。これが軌道に乗ることになりますと、当然規模拡大、あるいは販路の問題、利用の問題ですね、いろいろ出てくるかと思っております。それに合わせて町としてもいろいろな準備ができるのかなというふうに感じているところでございます。ゼロカーボンに向けた木質バイオマスの利用ということについてこれからもしっかりと研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 以上で横山一康議員の質問を終わります。

続いて4番、福嶋豊議員。

○4番（福嶋 豊君） せたな町産業担い手育成条例について町長にお伺いいたします。

この条例では、本町において新たに産業を営み又は新たに産業に就業しようとする担い手を誘致育成し必要な支援を行うことにより、せたな町の産業の振興と安定的な発展を図り、産業の活性化に資することを目的とするとあります。その中で個人を対象とする奨励金として大きく分けて新学卒者、Uターン等就業者、新規就業者の3つに分類されておりますが、奨励金の額に差をもうけているのはなぜでしょうか。

町長の考えをお伺いします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは福嶋議員のご質問にお答えいたします。

産業における新規就業者や後継者などの担い手不足は当町においても課題であり、このことから町では新たに就業しようとする担い手を支援するため、せたな町産業担い手育成条例を制定し、新学卒者、Uターン等就業者には就業時に100万円、それから新規就業者には200万円の奨励金を一定の条件のもと交付し支援しております。この奨励金の額の差については、新規就業する場合には、土地や資金を自ら調達するなど当町に生産基盤がない状態で始められるということになります。これは新学卒者、Uターン就業者と大きな違いということで、終業時に初期投資にかかる費用が新学卒者やUターン等就業者より負担が大きいということになりますので、そこで新規就業者には200万円を支援をしてきたということでございます。

○議長（平澤 等君） 福嶋議員。

○4番（福嶋 豊君） それでは再質問をさせていただきます。まず単刀直入にですが、私としては、あえて差を設ける必要はもう今の時代であればないのかなというふうに考えております。令和3年から進められている、せたな町過疎地域持続的発展市町村計画では地域の持続的発展のための基本目標の中にある①に産業経済の振興とあり、そこでは地域の産業は高齢化や後継者不足などの諸課題を抱えていることから産業担い手の育成支援が必要であるとされており、②には若者定住Uターン者の受入れに配慮した施策の推進とあり、若者が住みやすいまちづくり、Uターン者の受入れなどに配慮した施策を推進するとの記載があります。このようなことから若年層の減少等の課題っていうところは認識をされているのだと思うんですが、住民基本台帳ベースで言えば、合併当初2005年には1万1,266名いた町民が、今年度の先月末の時点では6,841人まで減少しており4,425人の減少となっております。その中でも特に若年層を大きく減少していると言えるものだと思います。そのような中で学校を卒業して、せたな町の産業で働くことを決断してくれる新学卒者であり、町外に一旦は出て働くことをしたが勇気を持って戻ってきてくれてせたな町の産業に従事されるUターン等就業者というのは、新規就業者と同じく町にとってはとてもありがたい人材なのではないかなと私は考えております。改めて町長にお伺いしたいのは、本当に公平ではないっていう見方も出てきてしまうと思いますので、公平ではないあえて差を設ける必要というのが今の時点であるのか、率直な考えをお伺いします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

急激な後継者不足にこれはせたま町ばかりではございませんが、後継者が不足してきた時期にこの後継者対策ということでこの制度を作りました。それがずっと今に繋がっております。新規の担い手の対策につきましては、これは後継者だけの対策では担い手の確保が十分できないということで、後からできた政策ということになります。で、Uターンにしても、新学卒者にしても後継者という形で家業を継ぐということになります。それは当然、土地ですとか、住むところすとか当然ありますので、入ることによっての初期投資というのはそれほど大きくない。それに加えて新規で入られる方というのは、もう裸一貫でまいりますので土地の用意、機械の用意、畜産で言うと家畜も買わなければならない、住宅もそうです。そういったことで今ですとも3,000万以上の初期投資を抱えて入るとということになります。したがってそういうところを少しでも応援したいということが一つと、新規の場合は、もう一ついろいろな町でやはり同じように新規の担い手の確保対策をしているということになりますと、どこでご本人がどこで起業したほうが自分の夢の実現をしやすいかということをご当然考えられるというふうに思います。もちろんこの200万円ばかりではございません。町の医療ですとか、教育ですとか様々なことを検討しながらどこの町に行くかということを決められるというふうに思っております。したがってそういったことを総合的に考えながらのまちづくりということは当然必要になってまいります、そういったこともあるということで差が付いているということのご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 福嶋議員。

○4番（福嶋 豊君） それでは再々質問をさせていただきます。私も新規就業者として昨年度200万円奨励金としていただいてありがたい限りではあったんですが、片ややっぱり話を聞くと基盤があるにせよ、例えば機械の修理代だけとってみても、それだけ規模が大きいわけですから費用がかかるわけですよ。私で考えたときにやっぱり元手が少ないってところがあるので、じゃ小規模からスタートしようとかっていうそういう選択肢もできるのかなとは思っていますので、やっぱり基盤があるかないかが大きく影響するかどうかというのは事業の規模であったり、形態によっても大きく異なってくるのではないかなと思います。実際、条例制定されてから年数も経過されているとは思いますが、古くなれば建物の改修という部分だけではなくて条例の見直しとかということも同じくやはり必要になる部分なんじゃないかなというふうに思います。ぜひ新学卒者とか、Uターン等就業者、新規就業者こういう部分で差をつけるのではなくて温かい心と公平な視野を持ってそういった新しい世代の担い手の背中を押しあげていただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。確かに人によっては、この初期投資の金額は変わるということはあるかと思えます。そういった意味で公平性に欠けるのではないかというご指摘も理解できないことはございません。したがっていろいろなパターン、現状、実は大変多くの

皆さんにこれまでこの制度のもと、平成18年度から新町になってからもUターンで67名、新学卒者が15名、それから新規では25名の方が就業していただいていると。この制度の効果というのは大変大きいものというふうに判断しております。したがいまして今おっしゃられたようなことも含めて、まず制度改正をする時期には、ぜひそういったことも十分頭に置きながらやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（平澤 等君） 以上で福嶋豊議員の質問を終わります。

続いて3番、藤谷容子議員の1問目の質問を許します。

○3番（藤谷容子君） 空き家、空き店舗活用支援について町長にお尋ねします。せたな町には空家バンク制度があります。それは町内に空家を所有する方の利用促進とせたな町に移住したい、町内に一軒家がほしいなどの意思をそれぞれ登録してもらい、そのマッチングをお手伝いするものです。ホームページを見ていると、あまり変化がなかったのが今は少し動きを感じられます。これをさらに活発化し増えている空き家と空き店舗の活用を進めてはどうかと考え、町長にお尋ねします。

1、空き家バンクに空き店舗も加え空き家、空き店舗バンクにしてもっと宣伝し情報を集め登録を増やしてはいかがでしょうか。

2、北斗市には、空き家バンク利活用事業補助金があり、登録された物件を購入または賃貸された方を対象に購入費や改修など最大100万円の助成があります。空き店舗活用支援事業補助金のある町もあります。空き家、空き店舗の有効活用を促進するためにこのような補助制度を作ってはいかがでしょうか。

3、空き家を利用したい希望者の情報を個人情報を除いて公開し、空き家所有者が売却、賃貸したい方を選ぶさかさまバンク制度のある町もあります。空き家、空き店舗バンクと並行して運用することで、町内のまだ使える空き家、空き店舗を放置せずに積極的な活用を進めることができると考えますがいかがでしょうか。

以上3点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは藤谷議員のご質問にお答えいたします

1点目の空家バンクに空き店舗も加えて空き家、空き店舗バンクとしはどうかのご質問ですが、現実を見ますと後継者不足やネット通販の利用の増加などで空き店舗が増加しており多くの自治体で対応に苦慮しているところであります。空き店舗バンクの追加につきましては、商工会と連携しながら創業者支援対策と合わせながらニーズを把握してまいりたいと考えております。

2点目の空き家、空き店舗に対する補助制度の創設ですが、これは議員おっしゃいましたように創業者空き店舗活用支援事業補助金なども他の町ではあるようでございますが、現在、当町では中古住宅を購入した場合、移住定住促進住宅奨励金、新規起業におきましては、産業担い手育成奨励金や産業等活性化補助金ということで最大では320万の支援ができるということでございます。こうした補助につきましては、他町よりも多いというふうに感じているところでございますので十分対応可能と考えております。

3点目のさかさまバンク制度ですが、近年の中古住宅の売買実績を見ますと、町が実施する移住定住促進住宅奨励金制度の活用や民間宅建事業所による仲介などにより令和3年度につきましては9件、令和4年度は7件、令和5年度では11件と3年間で27件という実績になっております。こうした実績から町内中古住宅の購入に関してはある程度スムーズに行われているというふうに感じているところではあります、1点目の空き家、空き店舗バンク制度と合わせてこれから検討してまいりたいというふうに考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 再質問を行います。中古住宅の購入についてはある程度進んでいるということですが、空き店舗を利用したいという方の中には、商業としてお店として利用したいというだけではなくて、実際に私が聞いているところでコミュニティスペース、みんなの憩いの場のようなものを造りたいと思っている人がいるんです。これは営利目的ではなくて、高齢の方も子育て中の方も気軽に集える場所というものです。そして町外の人に対しても町の案内所のような役割も持たせたいと。これは町にとって大変意味のある場所になるのではないかと考えます。そういう皆のために、町のためにやりたいと思っている人がいますので、空き店舗を活用した人を応援する仕組みを作っていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今の言われましたそこに住むということではなくて、いろいろな利用が考えられるということでした。町としてはそういった利用につきましても対応できておりません。いろいろな利用があるんだなというふうに改めて感じておりますが、もしそういった利用をされたいという方がおりましたら、ぜひどこでもいいということには多分ならないでしょうと思います。利用したい施設が、空き家があるとすればこれは直接この持ち主と相談されて利用するというのが通常であるというふうに思います。そこに町がどう関わるかというのは、これはどういう関わり方を望んでおられるのかということも十分お聞かせいただかなければなかなかわからない部分も多いかと思っておりますので、それはケースバイケースでしょうから、ぜひそういう方がおられましたら町に相談いただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 再々質問というか、今の答弁に対しての感想だけ言わせていただきます。そういう形で利用したい人の声をそしたらしっかりと町のほうに伝えて、町が考えていただけるということで、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まだそういうご相談いただいておりますので、具体の案件というのは一体どういうものなのかということにはわかりませんので、まず相談をしていただければというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員の1問目の質問が終わったところでございます。1時間が経過してございますので、ただいまより11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。3番、藤谷容子議員の2問目の質問を許します。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 2問目です。野良猫、捨て猫殺処分のない町にということで、町長にお尋ねします。

広報せたな6月号にあるように、犬や猫などのペットを買う人が増えており、それに伴いペットの遺棄やご近所のトラブルも増加の傾向にあります。保護猫団体の話では、この町で見つかった猫の遺棄は17箇所、33匹だったそうです。愛護動物の遺棄は犯罪です。この広報のように正しい飼い方を広く周知していくことが大切です。そして野良猫を増やさず、猫嫌いな人も嫌な思いをしないためには飼い主のいない猫の不妊手術が必要です。昨年9月議会でこの問題を取上げた際、地域猫の不妊手術の助成について検討するとの答弁でしたが、どうなっているでしょうか。改めて町長にお尋ねいたします。

1、猫の繁殖を抑え、将来的に糞尿による周辺環境への汚染の減少に繋がる地域猫の去勢不妊手術助成制度を作ってはいかがでしょうか。

2、民間非営利の動物愛護団体である公益財団法人どうぶつ基金では地域猫の無料不妊手術事業を行っております。そこに参加し行政チケットを貰ってはいかがでしょうか。

以上の2点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の質問につきましては、2つございますが合わせて答弁をさせていただきます。猫は原則として飼い主が家の中で責任を持って飼うということになっております。これからもそうした啓発を町としてもしっかりしていきたいと考えております。飼い主や餌を与えるなど事実上飼養している方が責任をもって不妊手術等対処することが原則です。現在町では、所有者が判別できない地域猫に対し繁殖の抑制のため、まずは公益財団法人どうぶつ基金の不妊手術事業の利用を検討しております。ただしこの事業では手術後再度、同じところに放すことが条件でございます。トラブル防止のため地区全体の合意が必要というふうに考えております。つきましては、事業の合意が整った地区や団体からの要望を受けまして、町は公益財団法人どうぶつ基金に登録し実施する地区やノウハウに長けた猫の保護活動団体等に無料不妊手術の行政チケットを交付してまいりたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 再質問を行います。野良猫に対して本当に困っている迷惑しているという方もたくさんおられます。そういう場合も不妊手術を行うと何がいいかという、そこから先増えないということと、それにプラスで雄猫であれば去勢することにより狂暴化予防や畑や車などのマーキング予防になります。雌猫でも発情が止まり泣き叫ぶことがなくなります。なので

野良猫が嫌だという人も手術をすることで、その手術をした地域、猫耳カットしますよね。雄は右、雌は左っていうそういう手術済みであるというあかしをもって、桜猫というふうに使われているんですけども、そういう地域猫の理解も深めながらこの事業をぜひやっていただきたいというふうに考えます。また地域で愛されていない猫や小猫に対しては、保護して里親を探すという活動がこの町では保護団体が行っています。保護団体は、自分たちで寄附を集めてシェルターを作り保護した猫にワクチン、エイズ検査、不妊手術、里親探し、ワクチン、エイズ検査、手術だけで1匹3万円以上かかるのを行っています。そのときに、ここで子猫を見つけたからって言って町民の方が保護猫団体に届けると、その団体はやっぱり関わった者として1万円ぐらいの寄附をお願いしたいということでやっておられます。ところが町民で見つけた方が町に連絡をして役場を通すと1円もないっていうことなんです。ちょっとこれはひどいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこの動物基金プラスこういうことにも不妊手術費助成を考えていただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 地域猫につきましては、これは地域で皆さんが可愛がって餌をやったり、そういったことで地域で飼われている猫という位置付けになります。それに対して、そうでない放し飼い、飼われていない、放し飼いとは言いませんが、捨て猫っていいですか、野良猫っていいですか、そういった猫がいるというふうに思います。それが去勢手術をすることによっていろいろな効果が期待されるということは議員おっしゃったとおりかと思えます。そこでそれを減らすというための方法をとということになります、一つは責任を持って最後まで飼っていただくということではないかというふうに思います。実際に昔から見るとそういった猫も減少傾向にはあるということは、これは事実でございます。そうしたこのアニマルウェルフェアと言いますか、動物福祉というそういう考え方もこれからどんどん徹底されてくるものというふうに思っておりますが、当面そういったことを期待をするということとともに、今いる中で今ある状況をどう改善していくかということにつきましては、そういった団体当町にもございます。大変活発な活動をされておられるということもございますので、今議員がおっしゃいましたようなことも含めてしっかり今後検討をしまいたいというふうに考えております。まずは先ほど答弁させていただきました動物基金の利用を早速、進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 再々質問を行います。今、全国で動物愛護センターというのができて、これはもう本当にボランティアだけの問題じゃなくて、道でも各地に愛護センター作ってますので行政としてもできることを本気でやっていただきたいというふうに思います。また先日も猫が遺棄されていたということがありました。この命を捨てる行為、愛護動物の命を捨てる行為はどんな事情があっても犯罪で許されないんだということを周知していくことが大事だと思います。この保護猫団体は北檜山小学校の3年生の道德の時間に命の授業というのを行っています。犬、猫をペットの問題として捉えるのではなくて、猫が嫌いな人にとっても好きな人であっても誰もが安心して暮らせる命を大切に作る町にしていくために、町としてできることを行ってほしいと

考えます。いかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。そういった状況が見受けられるということから、これからもしっかりとそうした啓発活動を広報等で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷容子議員の一般質問を終わります。

続いて1番、石原広務議員の1問目の質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） それでは瀬棚養護老人ホーム三杉荘の現状と今後について町長にお伺いします。

①職員の今年度の配置状況と今後の有資格者を含めた採用計画をお知らせください。

②入所者の今後の推移や待機者の現状をお示しください。

③三杉荘の運営は将来も継続して町で行うべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員の1問目のご質問にお答えをいたします。

1つ目の令和6年度の職員の配置状況ですが、常勤職員としては施設長1名、生活相談員1名、事務職員1名、支援員10名、看護職員1名、栄養士1名、夜間管理宿直員1名であり、この他に嘱託医師1名、パートタイムで看護師1名、夜間管理宿直員2名、清掃員2名ということになっております。今後の有資格者を含めた採用計画につきましては、現在、欠員となっている支援員1名を募集しているところでございます。

2つ目ですが、今後の推移については第9期介護保険事業計画で65歳以上の高齢者人口の推計値が令和6年度で3,277人、令和22年度では、2,290人、要介護認定者数推計値においても令和6年度744人、令和22年度では634人と減少傾向になると予想されております。近年、未婚化や晩婚化や高齢化に加え、その夫婦のみの核家族や一人暮らし世帯が増えてきており、その影響が見通せないことから入所者が今後どのような推移となっていくかと、この予想はついておりません。待機者については6月1日現在で13名となっております。内訳は90歳代が6名、80歳代が5名、70歳代が2名ということです。待機者においても高齢化や介護が必要な人が増えてきている状況にございます。

3つ目の三杉荘の将来の運営につきましては、その時の状況により判断されるべきものと考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） それでは再質問をさせていただきます。まず職員の配置状況などは、今詳細をご説明いただきました。欠員している支援員でしたか今1名を募集するということでの報告でした。あと②に関してなんですが、待機者の年齢などの説明をいただき対象者13名のうち90歳代が6名、80代が5名ですよね、70代が2名と、この待機者の中には、介護等が必要だということでの説明だったと思いますが、確認も含めて町長、要は認知含めて介護度あるいは診断が、これは要は特別な診断というか、老人ホームなりにグループホームも含めて、あとは介

護サービスを必要とする方々含めて手続き手順として診断が必要な方が当然のようにいるわけです。ただ今の町長の報告からいくと気になったのが90歳の方が6名いて80代の方が5名、これ待機してるわけです。その方々、要は本人も含めてご家族、あるいは入所料の経費などの状況も把握する必要があるかと思うんですが、町内の今、特別養護老人ホームを含めて3施設は前回政策審査特別委員会の中で、要はトータル29名が定員割れしてるという報告が菅原副議長の質問から明らかになりました。今このそれぞれの状況があるかと思うんです。ただいま私は単純にその年齢のことが今報告だったので、もし本当にそういった施設に入ることを望まれて、ご本人もご家族も、であれば三杉荘側もそうですし、そういった例えば今月予定されている介護事業所連絡会議、そういう事業所として関わってる方々と幅広く意見交換して、高齢になって待機してる方々が、このあとの生活を少しかでも楽しく過ごせるような形に私としてはすぐにでもこれ対応できるのかなというふうに思ったんです。確認も含めて②については、町長から再答弁いただきたいと思います。

③の三杉荘の運営、これは将来も継続して町で行うべきだと私はこれは考えています。町長の見解を伺ったら今後の状況というか、正直言うと明快な答弁をしていただけるという希望的観測も正直言って思ったんです。少し養護老人ホームとは話がずれるかもしれませんが、過去に北海道の施設を譲受け、そのあと障害者グループホームのぞみ、今民間の事業所が企業努力してやっていただけてるんです。その提案をこの議会でしたときに今北海道議会議員として活躍されている内田尊之議員が、町長ご記憶だと思うんです。障害者グループホームのぞみは確かに北海道の施設が、役場から少し出たすぐ近くにあるんですけど。場所はそこだけど、旧瀬棚町で取り組んできた要は福祉なり医療なり取り組んできた経過があるだろうと。であればそういった福祉の観点から瀬棚区のほうにこういった事業をね、その当時は障害者グループホームということの提案でした。そういうことを瀬棚区に集中して取り組むべきであるとかそういった考えの一つではないかという提起をしたのは今でも記憶に新しいんです。養護老人ホームっていうのは、これもかなり以前から自治体で養護老人ホームを運営するのは、これ業界からもタブー視されているのはこれ現実なんです間違いなく。他町でも事例があるわけです。そのときにいろいろ問題とかトラブルというか、要はその町で運営していた養護老人ホームに係る職員、その処遇待遇、そういったことでの扱いも含めてかなりトラブルも起きたというふうに認識しています。確かにこの養護老人ホームに頼ってる方々は、もう現在も過去も含めて将来も間違いなくいるわけです。町長せたな町の今せたな町として旧町時代から取り組んできた養護老人ホーム、これ政策としても私の捉え方です。政策としても長年にわたって取り組んできてるわけです。今ご報告のあった三杉荘を頼りにしてるあてにしている。ご本人、ご家族も含めて13人という待機者がいらっしゃるわけじゃないですか。今後もこれは要求が要望が出るかというふうに私としては推察します。町長いかがですか、今後その状況になったら、そんな安易な考えではなく、もう合併して19年です。合併したときに町長がおっしゃった公約、平準化ですよ平準化、要は各町で取り組んできたこと、それを守ると多くの町民が捉えました。その平準化はどこ行ったのかなというのが今率直な町民の感想です。そこはさておき、この養護老人ホーム三杉荘は将来にわたっても旧町時代の瀬棚町

の取り組んできた概念、信念は本当にすごい政策、それを引き継ぐべき町長明快な答弁がなぜできないんですか。②の待機者のこと、あとは将来も継続して町で行うべき今現在町長の明快な答弁を求めます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず待機者の関係ご説明をさせていただきました。現在13名ということでございます。これは現在の三杉荘の待機者でございます。議員もご承知のように、グループホームも、特老も空きが恒常的にあるというようなことでございまして、そこに入れられる方については、いつでも受入れ可能という状況でございます。ただこれはご本人やご家族の意向というものが尊重されるところでございまして、そういったことでこういう状況、ここで待機をされているという状況にあるのではないかというふうに思っております。町としては、いろいろな紹介ができる場所に関しましては、しっかり対応しているというふうに思っているところでございます。

それと三杉荘の将来の運営でのご質問ございました。将来につきましては、当然、その時点、その時点でどうしたら1番高齢者のためになるのかということは、第一に考えながらその在り方について検討されるものということで答弁をさせていただきましたが、今の状況が将来とも続くということはなかなか考えづらい、新しいものが出てくるかどうかということもございますので、それは今の時点で、これからもずっと将来にかけてこうした状況を維持するべきなのか。それともその時代に合った状況に応じて変えていくことがいいのかということは、やはりこれはその時点の住んでいる皆さん、あるいは町が責任を持って考えていくべき案件というふうにお答えをしたところでございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 先ほどの待機者の関係は年齢を聞いて90歳代の方が6名、80代の方が5名、確かに近年はこういった年齢になったとしても元気な高齢者たくさんいらっしゃるんです。ただ必要とされていて待機せざるを得ない状況、確かに入所には様々な要件があるというふうに私も認識してます。ただそこが町側もきちんと携わって、ご家族、本人と話してもちろん受入れ側の体制にも、それはきちんと確認もこれは必要かと思うんです。要はそういった老人ホームに入って毎日楽しい本当に支援員さんによくしてもらってる。たまにうるさいやついるけど本当に楽しく過ごさせてもらってるっていう声、本当に前からあるわけじゃないですか。現実問題としては、養護老人ホームにそれに要件として合致して入っている方々、職員にも対応してはいますが、その養護老人ホームとして携わる上で仕事以上のことも現在していらっしゃるのを町長ご存じですよ。今大きく首うなずいているんで。これ私としては将来にわたって、町長その状況、状況というのは誰しもが理解していますよ。ただ現在、将来にわたってやると。今現在私は考えてますと。そういった答弁ができないのは少し残念ですし、正直言うと疑いも出てきます。その疑いの前に私遡ること27年、30年なのでもう8年9年くらい前のことなんです。この議会の場で記憶がきちんとしてないんですが、予算委員会なのか、決算委員会なのか、その当時の課長、福祉課の課長が私の三杉荘の今後の町としての取り組み、要はもう民間に対して譲る、譲

らない含めて、これ旧町時代からいろいろ言われてることに対して、この議会の場で問うたことがあるんです。当時の担当課長、明快な答弁してました。今後も町できちんと運営していくと。言葉忘れました。でもそういうふうなのが記憶にきちんと残るような明快な答弁をしています。だから町長の答弁聞くと合わせて町長に聞けばよかったなって思ったんです。今どっちつかずの答弁をするのは、町長これ臆測できちんと否定させていただいて結構なんです、前回の一般質問で私雅荘について質問させていただきました。6年目以降について前回の一般質問の中では、今後もやっていくと聞いていると6年目以降も。6年目以降は、ほかの事業所と同等に支援含めて今回1億2,500万出したような形ではありませんよねという趣旨の発言に対して町長は、端的にそのとおりですとおっしゃったんです。なぜ今、雅荘のことをお持ち出したかという、雄心会との協議の中で現法人、経営方針の携わるトップの方から雄心会との協議の中で先方が三杉荘の今後、これは願望かもしれません。三杉荘を条件に町側が付けてきたものなのか、雄心会側が要望としてお持ちだったのか。そういった協議の場で会話がされたんです。で恵福会に携わるトップの方が同じ町内にある特養老人ホーム、これはどうなんだというふうに考え方を促したら、いやあそこは建て替えが必要なんで考えていないと。要は三杉荘は新しくしたばかりだっていう趣旨の会話がされて、それが枝葉ついて間接的な情報ですけど私にまで入ってきたんです。話戻りますけど、これ旧瀬棚町時代から町の事業として、政策として取り組まれてきたことなんです養護老人ホームの運営は。管内業界からもタブー視されているながら、そういったその臆測も含めた噂というか、そういう話が協議の内部から漏れ伝わっているような状況に対して、町長これ私のおくまでも個人的な願望かもしれませんが、今後もやっていくんだと、町として取り組んでいくんだと、今は町長、任期あと1年少しです。集大成と位置づけた5期目です。今あと1年少しで終わるこの任期の終盤にかかった状況で、現在、町長についての立場で明言できませんか。ぜひ2点について、再々質問をさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 最後の3番目だけでよろしかったですか質問は。待機者はそういったことで、施設それぞれやはり入手条件というものはございます。それと合わせてご本人、ご家族の希望というものもありますので、これらは町としてもしっかりこれまでも対応しておりますがこれから対応してまいりたいと考えております。

それからあと1年ちょっとの任期と議員言われましたが、任期はまさしくそのとおりでございます。したがいまして、そうした短い任期の私がこの遠い将来のことについてここで明言しても何の担保にもならないということでございます。それぞれの時点その時点の責任ある方がしっかりと考えて進めるべきというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の1問目の質問を終わります。

石原議員にお伺いいたします。次の質問、盛りだくさんになってるので6項目あるので、途中、昼またぐかもしれませんから、ここで昼食に入ってよろしいですか。

それではちょっと早いんですが、石原議員の2問目の質問は午後からとし、再開は午後1時からといたします。

昼食休憩入ります。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に続き一般質問を続けます。

1番石原議員の2問目の質問からお願いいたします。

石原議員。

○1番（石原広務君） それでは2問目の質問をさせていただきます。資源ごみ処理手数料の無料化実施に対する構成町としての対応について伺います。

①5月配付の町広報誌に折り込まれていた資源ごみ処理手数料無料化実施のチラシでは、令和6年10月1日からの実施と明記されておりました。これまでもっと早い時期での実施を構成町として町長に求めてきましたが、できなかった理由をお示してください。

②透明または半透明の資源ごみ袋の無料配布を実施するべきと求めてきましたがどのように考えているか改めて伺います。

③住民説明会を予定しているようですが、構成町であるせたな町での実施回数や場所、説明する内容を把握していれば教えてください。

④令和3年度のリサイクル率について、配布されたチラシには全国及び全道の平均より、せたな町、今金町が平均より大きく下回っていると明記されていますが、この表現は正しくないと思います。町長としてどのようにお考えですか。ご答弁いただきたいと思います。

⑤資源ごみとして専用袋に入れ出された空き缶と、燃えないごみとして出された空き缶などは一緒に破碎処理をしていた事実の説明をするべきと提起してきましたが、なぜ説明しないのか明快な答弁を求めます。

⑥毎月第2日曜日の午前のみ一般家庭のごみ搬入や搬入受け入れを実施していますが、土曜日及び日曜日の対応を増やしてほしいと多くの要望を聞いています。町長としての見解を伺います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2つ目の質問にお答えをいたします。

まず1点目の質問ですが、資源ごみ処理手数料の無料化に向け住民説明会や指定ゴミ袋取扱店との調整、回収業者との手順の確認などを進めるにあたり、北部桧山衛生センター組合議会にも諮った結果、最速で10月1日実施が適当と判断されたことによるものでございます。

2点目ですが、現在の指定ゴミ袋は処理手数料と袋代が合算され排出者にご負担いただいているものです。今般、資源ごみの手数料の無料化を進めておりますが、袋の費用はこれまでどおり排出者が負担してご用意いただくのが他市町村においても一般的であるため、北部桧山衛生センター組合議会でもそのようにいたしました。

3点目の質問にお答えいたします。住民説明会につきましては、地区懇談会の会場設定を踏襲

し、町内6箇所、9回の開催を予定しております。説明概要は、資源ごみ処理手数料の無料化に至った経緯、手数料無料化の内容、家庭ごみの分別、排出の仕方について等となっております。

4点目の質問ですが、令和3年度のリサイクル率は、当町は11.3%、今金町は6%、これに対し全国平均は19.9%、全道平均は23.5%となっており、比較すると概ね半分から4分の1程度というふうになっております。表現は妥当と考えております。

5点目の質問にお答えいたします。缶類を始めとする金属と、その他不燃ごみ等の分別処理が可能な破碎処理施設による混在処理につきましては、今後の資源ごみ処理手数料の無料化説明会におきまして北部檜山衛生センター組合から説明することになっております。

6点目の質問にお答えいたします。北部檜山衛生センター組合に確認したところ休日の日数拡大の要望は受けていないということでございました。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） それでは再質問させていただきます。①の早期の実施、これは事業所あるいは店舗等の調整、こういった理由もろもろ含めて北部檜山衛生センター組合議会で決定したということですが、そんなに長くなぜ期間が必要なんですか。私は再三にわたってご指摘させていただいて、意見を数点の要は資源ごみ等の袋を扱う店舗の管理責任者とも話しましたが、私が説明する前にある店舗の責任者の方は、それが在庫を抱えているから時間長引かせれば少しでも在庫整理になるんだろうという単純な、私もそういうふうを考えていたんですが、私が説明をする前にそういった率直な意見も寄せられました。それと皆さんではないんですが、ユーチューブ等、あるいは藤谷議員も私も一般質問で取り上げました。それで空き缶に関しては、要はリサイクルセンターが立ち上がって、その時点で専用の袋の販売も始まって、意識のある方はこれ何回も言ってきましたけど、缶に関しては中身洗って乾かして専用の袋を買い分けてやってきた努力、取り組み、それを欺いてきた行為ではないかということを経験して再三に渡って指摘してきました。これは5番とリンクするんですが、その辺の経過も含めてセンター組合のほうで説明をする予定になってるということでの答弁でした。確かにここはせたな町の議会です。この扱いについても再三にわたって事務局含めて指摘もいただいています。でも町長、組合議会の組合長、理事長トップの立場はせたな町の町長です。こういったこのセンター組合の資源ごみに関する問題を提起する切っ掛けが、数年前から私が実際に目の当たりにした薄い赤の袋と黄色の燃えないごみが処理が一緒になっていて、これはリサイクルを無駄にしてきた、そういった意識を欺いてきた、これはもう問題視していました。ところが町長は、1度は町長名で議会議長に報告した10月1日から無料化するというのは、その後も処理料は無料だという言い方に変えてきました。ところが事実がきちんと判明したのちは一切謝罪する姿勢にないわけです。私はその調整も含めてこれ今回事実が判明したのは今年の10月です。いろいろな時間の経過の中で、要は無料にする、処理料の無料化は10月1日から始める。そういうふうにご決定したということですが、これはもう早期の実証は私としては可能だったと捉えています。そこはまた改めてご答弁をいただきたいと思っております。

②の透明、半透明の資源ごみ袋の無料配布、これを実施するべきと求めましたが、今まで同様、袋は町民が出す側の責任として負担する。これは他町とも同じような取り組みになるという趣旨の答弁でしたが、私が無料にするべきだ、財源があるというふうにこの場で指摘したのは、要は資源ごみ、缶類、スチール、アルミ、スチールは鉄屑と同様の扱いですけど、あと資源ごみとして処理手数料をいただいてセンターのほうで業者に引きとらせて、それなりの収入になっているのが、これ町民児童課で出していた資料にもきちんと4年度でしたか、約1,000万の収入があるわけです。それで町長がおっしゃるリサイクルを推進するのであれば、前回も言いましたけど、ごみ袋を資源ごみの袋を用意してセンター側ですよ。それを例えば本庁、大成、瀬棚両支所、その窓口で希望のある方に配布できるんじゃないかという提起をしてきたんです。この処理料無料だということに関しては、札幌方式などと担当課のほうで調べていただきましたが、これ私が問合せたのとまた違うかもしれませんが、私が問合せた札幌市の事情、ごみに袋に関しては5リットル、10リットル、20リットル、それぞれ10枚で100円、200円、400円、40リットルに関しては5枚で400円、これ指定ごみ袋販売されているんです。札幌方式だと町長以前におっしゃっていましたが、せたな方式でぜひ無料で、先ほど言った資源ごみの有価物としてセンターが得た収入の中からはぜひ無料でセンターが袋を用意して、これ取り組むべきですし、これ可能だと私は認識しています。なぜセンター側で用意するべきか、というのは一般質問で取り上げましたが、この5月に入ったチラシなんです。これチラシ配付になって、数人の方から様々な意見をお聞きしました。これだと経過がわからない。なぜこういうふうになったんだっていう率直な意見なんです。私なりに数人ですが説明はできました。あとは袋は何でもいいんだねっていうふうな認識を既にお持ちになった方いるんです。これはあくまでも私の見てきた感じてきたことでお伝えしますが、これ半透、明透明だと捉え方の感覚もあるし、何でもいいんだらうというふうにもう既になってしまってるんです。例えばコンビニで買って来た、買物して来た袋、これだって半透明っていうふうに言えるだろうと。袋の強弱もあるんですよ町長、細かいことですけど、そうすると収集のときかなり影響が出るのかなというふうに捉えています。確かにセンターのほうでは、これ事務局長だったかな袋の扱いもその時点で説明するということは以前に聞いてましたが、そのあとに配られたチラシ1枚だと細かいところってなかなか伝わらないんです。それをもって住民説明会、町内6箇所とご答弁いただきましたけど、説明会に事情があって参加できない方への対応はどうされるのか。あるいは、もう決まったことだ、こういうふうになりますということに対して町民から要望を含めて改善の余地があるような意見も出る可能性だっただけじゃないですか。そこについてもどういうふうに対応するのか。あと町長、これ本当にすごく残念なんですけど確かに一部事務組合、町とは離れた存在というか、そういうのはもういまだにそういったご指摘も受けてきています。ただ、せたな町長は一部事務組合の組合長なんです。構成町せたな町でもこの事実を知った方々からかなりの苦情と疑問視する声も間違いなく出てるんです。昨年10月決算委員会の中で事実がはっきりして、その時点から数か月経ってしまいましたが、伴ってセンター組合自体、事務方含めて役場公共施設もきちんと分別していなかったという事実も、はっきりしてしまっただけじゃないですか。なぜそこをきちんと認

め、いち早く謝罪してくれなかったのかなっていうのは今でも残念でもあるし憤りも感じています。これチラシこのとおりやられるのかなというふうには、このあとこの議会の質疑を受けて、私としては1カ月も2カ月も早く取り組んでいただきたいというのは、これ強く要望しますが、実施したとしても混乱はなりませんおそらく。なぜかという、もう合併して19年ですけど、最初の1冊、正直言うときちんと私認識してなかったんですが、チラシを基に意見交換した役場職員OBの方、当時1番最初は合併したときのことなんですかね。これ処理無料で始まったということだったんです。その方の私に対するご指摘は、それで要は処理料を取る、袋販売して処理料を徴収すると。有料化にするときに本当に苦労したんだよということを今回改めて伺わせていただいたんです。そういった昔の経過も含め今回何も理由も知らせないこの紙1枚で、急に今年の10月1日から処理手数料の無料化これ私納できませんと。おそらく福祉に係る方々はあのOBの方かなっていうふうにも浮かんでいるかもしれませんが、これ町長かなり強く指摘されました。ですからはっきり申し上げまして、この資源ごみ処理手数料の無料化、この実施に至る経過は町長自身がただ単純に逃げたいからだけなんです。これ私断言させていただきます。でなければ、切っ掛けの缶類の処理のことでした。缶類のことだけを私としては、こういうだけというまた問題発言になるかもしれませんが、あの時点できちんと事実を認め謝罪をして皆さんに周知していただければ、少しかが影響なく進めていけたのかなっていうのは、すごく今でも残念です。何よりも法律を持ち出したことが一般質問の答弁でね。その答弁を受けて、私はそれは1番してはいけない答弁ですよというふうに再質問に併せてご指摘させていただきましたが、法律を持ち出したことによって資源を出す側の責任だ、出す側とは町民ですかって言ったらそうだっていう趣旨の答弁したんですよ。それが今とんでもな影響出てきてるわけじゃないですか。隣の副町長はよくご存じだと思いますよ。今回のこのチラシ1枚でいろんな影響が出て、また新たな要望も出てるのも事実です。それで⑥の土曜日、日曜日の対応を増やしてほしいと多くの要望を聞いています。というのを要望として見解を求めましたが、センター組合ではそういった要望を受けてないということですけど、私現にいただいていますから、第2日曜日、午前中の状況の報告、受けていると思うんです。平日でも8時45分から5時までですか1日かけて100件の持込みの方、件数、多いほうなんです。この第2日曜日の午前中8時45分から12時までここに100件以上集中することがあるんです。そういうことも含め土日にどうしてもその片づけなりをしたいという要望間違いなくありますから、私が勝手に言ってるわけじゃないんですよ。センター組合に入っていないからそれを全てっていうふうに認識されるのはそれは大きな間違いだと思います。この休日の扱い、おそらく職員の不足を理由にしてくる可能性もあるかもしれないかと推察していました。そういった答弁になるのかなっていうのも予想はしていましたが、まさか直接センターにそういった要望が入っていないからということではないという答弁になるとは、これは全く予想していませんでした。日曜日の対応だと確かに休日出勤してるんですよ。ただ役場職員が事務局長として出向して今3年目、働く方々から1人、2人の意見ですけどびっくりしたのが年休が取りやすくなったって言うんです。逆に新しく来てくれた局長から休み取りなさいって促されたんですって。それで以前のことを聞いたら前の体制だととてもじゃないけど取りにく

かったと。結局そういった団体というか、本当に治外法権的な存在、その一端だというふうに私も今回思いました。総務課に年休のことを問い合わせたらいやそういう状況になったようだよって言ったら、それはいいことだねっていうふうな評価も実はもいただいています。職員の不足、これ予想してたんですがそれは答弁なかったんですけど、例えば休日出勤した、第2日曜日以外に増やしたときに、これシフトをとって今の体制、5月からお2人の方が新しく職員として採用されたようですが、それ以前でも、例えば今年1月8日祭日、職員皆さん確かに出勤して対応してるんです。でもその代休をきちんと現局長のもと交代で取るような体制もとれてるんです。いやこれ役場側にそんなの当たり前だというふうに思うんですけど、それが当たり前じゃない状況がずっと続いたようです。少し再質問長くなりましたが、まず再度①の10月1日からの実施、これももう少し調整早めて少しでも早い時期に処理料無料化実施をしていただきたい。あとは②これは、資源ごみ袋何でもいいということはありません。きちんとセンター側で責任を持って、それなりに対応できる袋を用意するべきです。私としては、それをもって無料でリサイクル推進、あるいは意識のある方々、本当リサイクルが増えるような形で無料配布するべき。これは強く要望させていただきます。あと住民説明会、聞くところによると一部事務組合は町とは事業が違うんだっていう基本がある中で、当初の予定では町民児童課、それは今金町も含めて巻き込ませていただいて実施する予定になってるということでした。その確認。あとはリサイクル率について私はこれ誤ってるという指摘をさせていただいたのは、町民児童課で今回データとして出していたんです。要は町で行っているキロ4円ですか。これはすばらしい取り組みだと思うんですけど事業としては。これと令和5年ですけど北檜山区で15団体、瀬棚区10団体、大成区9団体、こういった資源ごみ回収奨励金の実績一覧これはきちんと出てるんです。そういうのが結局のチラシには数字として加味されていない中で、これ正直言うと北部桧山衛生センター組合の中で出された数字をもって、せたな町、今金町は全国平均、全道平均より大きく下回っていると。この言葉に対してもチラシを見た方からいろんな反応が出ています。この回収奨励金以外にも、この奨励金に表れてない数字も本当に取り組んで実際に資源ごみとして有価物にきちっと変わってる実態もありますから、そういったことを含めて全戸配布のチラシにするべきです。正直言うとさっき言いましたけど、何いい加減な周知してるんだよという感情が沸き起こりました。センター組合でやってきた取ってきた数字をもって、せたな町、今金町、全国平均、全道平均を大きく下回っている。センター組合自体がいいかげんなことを今までできて、少なくとも役場職員出向する3年目、それ以前までいいかげんなことをしてきて両町こういうふうにチラシで下回っていると。これ取る人によったらおいおいとどうなってんのよっていう取り方をする方がいらっしゃるんです。ですから周知の仕方も再度反省をしていただいて、取り組んでいただくことを要求させていただきます。あと最後に再々質問でこれ強く要望させていただくことが一つありますので少し再質問長くなりましたが、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。今回、大変大きな改革ということになりますので、準備期間としてこれだけの期間が必要ということでご理解いただきたいというふうに

思います。それから袋を無料にすべきというお話でございましたが、これは衛生センター組合も様々経費が増えてきている、物価高騰の影響を受けておりますので、こういったことで全て無料ということではなくて、少なくとも分別していただいている資源ごみについてはの処理料については無料とさせていただいたところがございます。それからこれらの詳しい説明につきましては、これはこの後、各地で開かれる住民説明会で詳しく説明をさせていただきたいというふうに考えているところがございます。それからリサイクル率です。リサイクル率につきましては、これは衛生センターばかりでなくて資源ごみ回収奨励金、石原議員おっしゃいましたその部分につきましても報告しておりますので、これは環境省で整理されたリサイクル率、この中には含まれているということがございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。それから日数拡大につきましては、これは確認いたしましたとおり先ほどお話をさせていただきました。議員からの要望を改めて受けたということを受け止めさせていただきました。これらについても今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 再々質問になります。このチラシのリサイクル率は、先ほど申し上げた町のせたな町の資源ごみ回収奨励金この実績も加味されてのリサイクル率というふうな認識してよろしいんですか。このチラシに関してですよ。前回議会の中で担当課に聞かせていただいたら、そのときの数字は奨励金の数字が加味されていないというような答弁だったんです。そのあとにきちんと調べてチラシに反映されたというふうな認識でよろしいんですか。そこまた改めてご答弁いただきたいと思います。それご答弁いただくときに、どういったものが町内で資源ごみになる可能性のものが出回って、それが反映されてこういった数字に表れたのかも確認させていただきたいと思います。あとはいろいろセンター組合は燃油の高騰もあり、経費も嵩んでくるんだと、だから無料化にはなかなかこぎ着けないんだという趣旨のご答弁でしたが、私は袋は何でもいいということにならないと思います。きちんと対応できる、これごみ袋はこれ札幌方式ってあえて言わせていただきますけど、指定ごみ袋はきちんとせたな町は、せたな町としてはっていうより、北部桧山衛生センター組合としては用意するべきと、私はその上でごみで持ち込まれたものが処理料も払って処理されたごみが鉄くず含め有価物になっている。ごみカレンダーには新聞、段ボールは団体等に出してくださいっていうふうにきちんと絵付きでなってるんです。でも持ち込まれてしまったもの、回収されたものは処理してるんですよ有価物にかわるように。そういった実態もありますから、最近になって燃油高騰などがあるんでしょうけど、以前に町長またかよって言うかもしれないですけど、タイヤの処理、あの処理センター組合議会にも、監査の目にも届かない中で持ち込みできないタイヤの処理、それを相殺という形で行ってきたこともあるじゃないですか。どういってお金を動かしたのよと。あとこれ細かい数字だと言われるかもしれないですけど、令和2年度に雑草刈機、私の感覚だと令和2年度に雑草刈機購入されてるんです。これネットだと定価がたしか50数万になるんですけど、購入金額43万6,700円なんです。敷地内の草刈りはほぼ業者です。業者に委託されてるんです。この43万6,700円のセンターで抱えた

この草刈機、業者に委託してる割には、どうぞ使ってくださいっていう雰囲気じゃない節も見られるんです。せっかくこういう私から見れば高額な草刈機です。なかなかこういった草刈機を抱えてる事例は業者ならともかく、皆さんやられると思うんですけど3、4万の草刈機、あれも業者ほぼそれを使ってやってるんです。町長やってらっしゃるんでしょうね。そのアクションがもういつもやってるっていうアピールだったように聞きますけど。これ立ったままね立ち乗りなんですけど、これすばらしい草刈りです。こういうのも令和2年ですから、こういうのも用意できるだけの財源があるんだなってこれは素人ながらに捉えてました。センター組合、これで行われている事業含めたいろいろなことがとり行われているんでしょうけど、再度いろいろな実情に見合ったこれ再々質問でしたっけ、なお持ち帰って改めて協議ということで、おそらく答弁されるでしょう。町長、私は副町長に個別に強く申入れした件、要はこういった経過に伴って様々な苦情あるいは問題も数点既に起きてるんです。私がこれ強く要望させていただきたいのは、こういったことになった経過、経緯それはうるさい石原が議会で持ち出すんだという理由は、これも使っていただいて結構です。ただ関わる事業所、そのせいに一方的に収集含めて一方的にしなくなった、しないんだと言ってきたから困るんですよ、困っているんですよというふうに伝わるような言い方をセンター組合の事務方がしているという事実もありますから。これは絶対改めて言わせていただきます言語道断です。今まで自分たちがいいかげんなことをしてきて、いざこういうふうになったら困り果てて、いやいや業者のほうで一方的に収集しないって言ってきたので、うちも困るんですよって伝わるような言い方をしていて、私も現に立場ではなかったんですけど説明に伺いに行くと逆におしかりも受けました。それ以上、私から説明しませんでした。ですからいろいろな影響が出ると思います。町長、確かにせたな町長です。過去のことも知らない部分もあったかと思えます。ただ事実今10月1日から処理料、手数料の無料化実施、こういったことが先ほど町長おっしゃってた改革の一部ということなんですよ。こういうことが今行われるとしてんです。きちんと一部事務組合のセンター組合でしてきたいいかげんさがここに来てこういった事態を招いたという事実を、きちんと説明する、説明できる体制を整えて1人でも多くの住民にそれが周知できるそういったことで取り組んでいただきたいと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。これまでの処理方法、収集方法につきましては、これは合併前からの方法で変更はしておりません。今回この無料化につきましては、ほかの議員からのそうした提案もございまして、町としては真剣に取り組ませていただきました。その結果こういうことで実現の運びというふうになったところでございます。議員おっしゃいました袋の関係につきましても、これは住民説明会でしっかりと説明して誤解のないようにさせていただきたいというふうに思っているところでございます。それから草刈機の関係につきましてはこれはちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っております。いずれにしましても大変大きな改革ということになりますので、これはしっかり住民説明をいたしまして町民の皆さんのご協力をいただきながら衛生センター組合としてはしっかりやっていかなければならないと。そこに

構成町である町も当然加わりましてこれを進めてまいりたいと。大変いい取組というふうになるようにリサイクル率もしっかり向上して、環境負荷の低減、それから町民の負担軽減これらも図られるようにしっかり対応してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 石原議員の2問目の質問を終わります。

続いて3問目の質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） それでは3問目の質問をさせていただきます。北海道檜山北高等学校の生徒確保に対する支援についてということで、①入学生確保のため町で寮の建設と運営を提案しますが見解を伺ひます。

②通学定期運賃補助金の全額支援を求めます。町長の見解をお示しください。

③町教育委員会と檜山北高等学校とが連携を図り生徒確保に向けた対応策を行っていると感じたがその内容をお示しください。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えいたします。

1点目のご質問でございますが、入学生確保のための寮の建設と運営については道立の檜山北高等学校でございます。学校側ともこうした話し合いは行っておりません。

2点目の通学定期運賃補助金の全額支援についてのご質問であります。現在、北海道檜山北高等学校及び北海道長万部高等学校への通学定期券により生活交道路線バスを利用する高校生に対して、通学定期券運賃の2分の1を補助して通学費用の軽減を実施しております。補助率の2分の1については、同じく函館バスを利用し通学している今金町と補助率を合わせているところでありますが、せとな町独自の規定として2分の1した金額が10,000円を超える場合は、保護者負担の上限を10,000円とする制度を設けて遠距離通学生徒に対して負担増にならないようにしております。こうしたことから補助額については当面の間は現行の制度で運用してまいりたいと思ひますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） 3点目の檜山北高等学校の生徒確保へ繋がる取り組みとして何点かご紹介いたしたいと思ひます。

まず町教育委員会と檜山北高等学校との連携という点で、直接的なものとしては毎月行っております校長会議、教頭会議がございます。この会議における町内学校への発信、情報共有というものが連携という点では非常に大きなものがあると思っております。檜山北高等学校の校長からもそのような言葉をいただいております。また檜山北高等学校の魅力を直接体験してもらうための主な取り組みとしまして、中学3年生を対象とした1日体験入学や檜山北高で開催される芸術鑑賞事業への全中学校、全生徒の参加のほか、年2回実施しております公開授業へは町内学校教員、教育委員会事務局職員、私も足を運んで授業の参観をしております。そのほか檜山北高等学校から町内中学校へ出向いていただき、中学3年生の保護者や生徒に対して学校に関する説明会も昨年度から行っております。このことについては、今後1年生、2年生へも対象を広げてい

くように計画されております。また今朝の北海道新聞にありました檜山北高校の進路相談会、これも今年から各中学校へ案内がありまして、私も行きましたが、各中学校の校長もしくは教頭、進路担当の先生が見学に行っていました。これらのような連携を通じて、檜山北高等学校の生徒確保に繋がればと考えております

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） それでは再質問させていただきます。まず順番として、②これ少し触れさせていただきます。確かに以前から町の補助もあるのも私も認識してますし、様々以前から学校側の対応にも問題があったのも教育委員会主導して、担当が今まちづくりでしたか。以前の担当課のときも学校ときちんと協議して指導も含めて、されてきて改善されてきたところも私も認識しています。ただ率直な意見として確かに町から出していただくんだと。だけど一度持ち出し10万何がしかが必要なんだという率直な意見も以前から寄せられていますし、今回も改めて確認したら、そういった状況がまだあるんだというふうにも思った節もあります。それで今回北海道檜山北高等学校の生徒確保、これで①の町で寮の建設と運営これ提案してみようかなあという意見交換をしたら、即言われたのが、町長もこれおそらく思ってたと思うんです答弁調整の中で、今さら何なんだよ。いや私が言われたんです。町長もおそらく答弁調整の中で石原今この子供たち少なくなってきたのに今何言ってんだって。いやこれ出ても当たり前なんです。いや通告した私でされ今このご時世でどうなのかなというふうにも率直に感じてました。それで優しい答弁で、要は想定していた経営母体は北海道なんです間違いなく。ただ瀬棚商業が廃校になって大成高等学校が廃校になって今町内にある高校といたら檜山北高等学校なんです。確かに経営母体は北海道です。でも中学を卒業してやはり進路を考える中で、中には檜山北高等学校が地元であってよかったねというふうな率直な意見も寄せられてるのもこれ事実です。これ個人的な考え方ですが、子供たちは中学卒業して、例えば、野球あとはそれなりの大学含めた進路、子供本人も当然ですが、家族できちんと話し合ってお兄ちゃんやお姉ちゃんあるいはお父さんお母さんが卒業した町外の学校、そこを目指しているという事実もこれは間違いなくあります。でも中には以前からすごいことだなんていうふうにも感じたんですが、小学校、中学校を通じてスポーツです。サッカーでも野球でも、これ私の感じている予想以上に町内の子供たちだけではなくて、ここまで子供たちって繋がっていたのかなというふうにも認識をさせられてきたのがこの数年の間です。例えば、同じ学校行って野球やろうよ、サッカーやろうよと、全道目指そうという意見交換も率直にされているようなんです。経営母体はこれ繰り返しになりますけど、確かに北海道なんです。管内の自治体でも町立の高校で、きちんと寮を完備して今はどうなってるかわかりませんが全道に向けた遠征費の予算も新年度予算に計上して取り組まれている自治体もそれはあります。プロ野球選手の輩出も叶っています。我が町からもプロ野球選手がこの数年の間に誕生したり、あとはせたな町出身の方が今プロ野球選手を目指してたというふうには私は思ってるんですけど、遠く離れた地で独立リーグに所属して一生懸命頑張ってる方もいらっしゃるんです。私が今回寮の建設と運営これ提案しましたが、教育長がおっしゃった檜山北高の魅力、それに合わせて町の魅力も発信して町外、道外にきちんとそれが発信され、せたな町の檜山北高に行って

みようかなってという可能性が少しでも出てくればなってという率直な願望です正直言うと。そこに町長としてどういうふうにか考えるか見解を伺ったところです。あと1、2再質問したというふうに思っていますが、町長ご理解いただけましたか、ご答弁いただけますか。よろしいですか町長、いいですか1、2に関してはいいですか。3に関しては、個人的なこれと捉え方です。小板橋教育長が本当に水面下でいろいろやりとりしてるんだなっていうふうに私の勝手な認識を持ってたんです。それがなかなか表に出ない、発信ができてないなっていうふうに率直に感じたんで、いろいろ陰でご尽力されているのも少しかでも先ほど触れていただきましたが、今後も確かに道立の高等学校です。経営母体は北海道です。ただ我が町にある檜山北高の魅力発信、あるいは町内はもちろんですけど町外、あるいは道内全域、あるいはそれが大げさかもしれませんが道外にそれが発信にいてもこのせたな町を感じていただける切っ掛けになればなというふうな思いがあります。教育長の立場で答えるには限界があるかと思うんですが、再度その点に関して最終的にご答弁いただければと思います。

○議長（平澤 等君） でははじめに町長。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。檜山北高につきましては大変いい学校、子供たちの進路等などについても真剣にしっかり対応しておられるというふうに認識をしております。町といたしましても今金町と一緒に学校振興会を通じて様々な支援もさせていただいております。この中には檜山北高はもちろんですが、教育長ですとか、町内の学校関係者も参加をしていろいろと協議をさせていただいているところがございます、そうした状況を校長からはいつも感謝しているというふうに今お話をいただいております。これからにつきましてもこういった学校との連携をしっかりとやらせていただきまして、子供の希望する進路、もちろん子供によっては議員言われるようにスポーツを目指して別な学校に行くという生徒もおられますし、また大学進学という意味、あるいはこの将来の仕事の進路の実現を目指して、それぞれ希望される学校に進学するということがございますが、ほとんどの場合、檜山北高に進学をするということになっております。ここの檜山北に進学された子供たちがしっかりと自分の夢の実現に向けて将来進んでいけるように町としても支えていきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） 再質問での魅力発信ということでございますけども、先ほど言いましたけども毎月の校長会議、教頭会議これについては本当に檜山北高等学校の校長からも言われてますけども大変大きいものがあると言われてます。校長会議、教頭会議の交流につきましては、昼のみならずいろいろな形でこれからも続けていきたいと思っておりますし、まずは去年から檜山北高の先生が自ら町内の中学校へ足を運んでいただいて、生徒そして保護者にいろいろ説明会をやってもらってますけども、今年からは1年生2年生にも保護者生徒に説明会を開いていただくこととなっておりますけども、地域の方にも檜山北高校の総合学科としての魅力をもっと発信してもらったり、見てもらったり、理解してもらおうということを教育委員会としましてもその間に入ってやっていきたいと思っております。道内外という話ありましたけども、まずは町内の1番身近にいる生

徒、保護者、地域の方にまずはそういう檜山北高の総合学科の魅力をまずは認識していただくということを教育委員会としても応援していきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 町長、私聞き逃してたらまた改めてご答弁いただきたいんですけど。この②の通学費の全額支援、これは改めて要望させていただきますが、今の対応のままとなるのか。あとは一度10万何がしかの負担、これはどういうふうにお考えなのか。あとは事前に内部で少し意見交換をさせていただいた中でデマンドバスっていうその取り組み、今せっかくやられているその実現含めてトータルした中で再度、要は生徒確保に対する支援、これの一つかなという捉え方をしていますので、町長としての考え方、今後の取り組みご答弁いただければと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） バスの定期の支援につきましては、このとおりにやらさせていただきます。それで今現行3カ月に1回ということで定期の購入ですね、全額一旦お支払いをしなければならぬというようなことで負担が大きいというようなお話でございました。これは1カ月ずつ対応できるように何とか努力してまいりたいと。本当であれば町の支援分を先に、あとでバス会社に支払うことができるかどうかということも考えておりましたけれども、これは函館バスのほうで対応できないということでございますので、やはり今までどおりの対応になりますけれども、しかし3カ月から1カ月ずつということで何とか対応していただけるように、これから調整をしたいというふうに思っているところでございます。デマンドにつきましては、これは今大成のお話だろうというふうに思いますが、これは来年デマンドの実証試験をやる予定にして今準備を進めているところでございました。若松につきましては前回の同僚議員の質問にもお答えしましたように、これは今年中に実証試験を行うということで、デマンドにつきましても順次拡大をしてまいりたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の一般質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番、真柄克紀議員。

○7番（真柄克紀君） 質問に入りますが、その前に議長に1点だけお願いがございます。先ほどの町長と石原議員の答弁の中で、どういう感覚でお話しされたかわかりませんが、私たち議員は、この一般質問少しでも住民要望に早く応えるために質問を重ねる。そのために立つてつもりでございます。そういうどういう感覚でしゃべられてるかわかりませんが、もう任期が限られているのでその方向については具体的な答弁ができないとなると、私たち質問する側にと

っても大変、苦悩な感じを受けざるを得ないと。だからそういう変な意味の趣旨じゃないと思いますが、その辺の町長の考え方をきちんと答弁に向かってどういう形で一般質問に望むかについてをここで確認していただきたいと私はそう思います。これは議員として先ほど聞いて大変、本人は質問しませんでしたので私今まで待ってましたけども、やはり明日辞める任期まで、そういう形の中ではきちんとした形の中で対応するという姿勢は示すべきだと思うし、もしそれが誤解を生むような形の発言だとしたらそれをきちんと修正していただきたいなと思って議長にお願いしてるところです。必要ないということだったらそれで私はあれします。

○議長（平澤 等君） 一般質問してください。お願いします。

○7番（真柄克紀君） それでは1問目の質問に入ります。

防災対策として食料備蓄と炊き出し等に関する施設整備ということで提出してございます。防災対策の拠点として施設整備の必要性についてということでございます。ご案内のとおり、この1月1日厳冬の中での能登半島地震、過去に東日本大震災等いろいろを経験して自然災害の困難さは目の当たりにしております。それぞれの自治体関係者、それから国民の方々もその課題について日々取り組んでることでございましたけども、この避難所運営、厳冬下においてまた新たな課題がそれぞれの立場で直面したことになると思います。特にこの苛酷な厳冬の中で給食及び食料備蓄等の脆弱した、これが表面化し、この再点検の姿勢が各地で求められているとお聞きもしますし、現実のマスコミでも報道されております。この能登半島地震以降、道内各自治体また全国でもそうですが、各自治体でも各種備蓄品、これを増強する動きは相次いでいるようでございます。また当町の今年度の一般会計、その中でも暖房機器をはじめ、できる限り数多くの形で対応された、このことは真摯に大変評価するところでございます。いろいろな検証している道内の1例としてこれは洞爺湖町の記事が載ってございましたが、洞爺湖町においては、その必要数のストーブなり、それから段ボールベッドはもう既にある程度整っているということでございましたが、それからその当町の問題点を検証してみると、やはり食糧物資が大変脆弱であったと。約1日分ぐらいしか備蓄してなかったということで、これに対する対応をすぐにはしなければならないという形でその記事も載っておりますし、そういう形で次に向けての調査研究が進んでいるようでございます。特に厳冬期において温かい食糧の供給サービスが大変な問題で捉えられているところです。私たち北海道も、これは全く共通の課題だなと思っております。この災害対策の施策は避難訓練から食料から、それから備蓄、多様面に渡りますけれども、今全国的に厳しい自然環境の中の問題点として温かい食糧の供給サービスが非常事態の時点においてどういうふうに対応するか、これは大変各自治体で問題化されております。そういった食料供給の防災対策の拠点として全国的にですが、比較的食料の備蓄が可能でなおかつ調理設備等整っている給食センター、これらの施設を整えてより集中的な給食センターの役割が食料基地の供給基地として整備していく。この動きが、最初はこれは熊本地震の益城町から始まったということでございますが、名称はいろいろありますけども、その給食センターを防災食育センター、あるいは学校給食センターの役割を持たせること、そしてそれによってある程度の食料備蓄、量を質的に町民に安心を与える設備として整備していく。これ全国的に広がってますが道内でも今年から北広島市とか白老町

ではもう運営に入るといふことだそうでございます。各自治体の能力によって整備の内容、その他いろいろあると思いますが、私はやはりある程度1箇所きちんとした供給基地というものを整備して町民の食料、特に厳冬期における食料確保、それから備蓄の確保等について研究することも大変重要だし、ぜひ研究して一歩進んで検討していただきたいと思っておりますけれども、まずこの点について、現在の給食センターの現状、また防災拠点としての給食センターのさらなる整備について町長、教育長の見解をお示しいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） 私から真柄議員の給食センターについての答弁をさせていただきます。

給食センターについては、災害時における緊急的な炊き出しについては対応可能でございます。なお1度に約500食の調理が可能となっており、給食センターに保管している食材で最大5食程度の提供はできるものと考えております。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 真柄議員のご質問にお答えをいたします。

災害時におけます炊き出しによる支援については、せとな町防災計画等により町民ボランティアや民間企業等の協力を受けて避難所等への食糧配給を行うこととしております。せとな町ではすでに給食センターを炊き出し施設として活用しております。近いところでは平成22年度の大震災時に炊き出し施設として活用いたしました。この時は役場職員11名の協力を得て500個のおにぎりを作って提供しております。これからもこれまで同様、必要に応じて有効に活用していきたいと考えていることをご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 現在、防災計画等で町民ボランティアや民間企業との協力を得ながら食料配給、これを災害時に主として行っていくと。なおかつ給食センターにおいては大体500食のものが提供できる。そういう形のシステムになっていると。それはそれで大変心強いことだと思いますが、先ほどから私1回目でも質問したとおり、現在の段階の自然災害というものは、果たしてこういう規模でうちの町として、今言う食糧供給、その他十分なのかどうかということを検証しなきゃならない事件もありましたし、これを機会にそういう研究なりもっと調査をしてどのような形のものが求めるかというそういう作業をしていただきたいということで私今日質問してらんですが、それに対する作業する側が必要がないということであればそれ構わないんですけど、私は今後この地域のボランティアの方々も少数、なおかつ高齢化の中で、やはりこれは大変な労力を要する部分になると思っておりますので、せつかくの今年のこういう事例もある中、また各自治体、国もそういう形の中で整備の必要性を訴えているわけでございますので、災害拠点としての給食センターをどう位置付けるかということについて再度町として研究していただきたいと重ねて要望したいと思っておりますが、町長いかがでしょう。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 最近も大変大きな災害が頻発しております。こうした災害、いつ、どこで、どの程度の規模で起こるか分からないという実態であるというふうに思っております。そう

した状況、発生時にどう対応できるかということが防災計画の中でも随分議論されてきているところでございます。備蓄品にしても、避難場の装備品にしてもいろいろ多角的に考えて備蓄配備を進めていかなければならないということになるかと思えます。議員おっしゃいました給食施設を利用した食料の提供などについても大変重要であるというふうに思っております。したがって、こうした状況を1度に全て解決できるというものではございませんが、これまでの災害の状況対応に学ばせていただいて、できるところから計画的に対応をして準備をしてまいりたいと考えておりますことをご理解をいただきたいというふうに思えます。特に重ねて申し上げますと、今回、能登では厳冬期、冬季の災害ということで大変暖房等の必要性が言われております。こうしたことに対応して町といたしましても、今年度、令和6年度にポータブル石油ストーブ15台、業務用5台という対応もとらせていただいたところでございます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 今町長の答弁にありますように、そういう形の中でこれは今の現状よりやはり少しでも進歩する形で研究、それから検討させていただくということでございますので、これはあくまでも私は食を核にしたところの災害対応の拠点というものでなければ給食センターを今、有効に利用するという形の趣旨からも反しますので、やはりそういう形の施設の在り方というのを研究していただきたい。国は今年度からほとんど全国の自治体に災害備蓄及び食料提供の食糧備蓄の安定した拠点づくりの環境整備に対してきちんとした申入れなり調査をするというふうに、これも1月の段階で発表しそういう形で動くとなっておりますので、その辺のニュースソースも取得しながら、もしそういう形でよりよいものを作り上げる形の補助事業等多分出てくると思いますので、そんなことも含めながらスピーディーな形で研究を重ねていただきたい。重ねてお願いしたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 発災後の避難における対応、あるいは発災したあとのそうした様々な対応ということで、町は備蓄品等を装備品も含めていろいろ準備をしているところでございますが、しかし1番大事なのは、この発災時に住民の避難を速やかにできるかどうかという部分が最大の鍵となるかと思えます。したがって、せとな町におきましても、過去に大きな地震津波災害を経験しております。もう大分年数が経っておりますことから住民のそうした危機意識の低下、危機感の低下というものは、これは問題になってきているのではないかと危惧しているところでございます。こうした部分につきましては、昨年も演習、避難訓練等をさせていただきながらそうした経験を忘れないように、この災害発生時にはすぐ避難をすると、自分の命は自分で守るということ、こうしたことの徹底も合わせてやっていかなければならないと。防災訓練、それからそれぞれの地域の防災組織これらも十分活用しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で真柄議員の1問目の一般質問を終わります。

続いて真柄議員の2問目の一般質問を許します。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 2問目に入らせていただきます。せたな町農業の脱炭素化その現状と今後の取り組み等について町長に考え方、方向性を伺いたしたいと思います。午前中の横山議員の質問でもございましたけども、私たちの想像を絶する範囲で、町長も言われたように環境再生型の問題点、取組、これはもう全国、国際的にはこれはむしろ最優先になるぐらいの形でいかなる施策の中でも取上げられ実行が強く迫られる時代になりました。その中で環境再生型農業、国内外においてここ数年急激に環境再生モデルとしてSDGsまたは温暖化対策、そして国際的にまた日本でも各地で取り組まれ、農業を通じた活動が今国連等ではむしろ1番前向きな生物多様性の保全、あるいは脱酸素型ライスプールスタイルの確保、遂行これは先ほどの林業のほうも同じ形ですけども、こういう1次産業の中でこの取り組みをしているところが、逆に言うと生産物の評価を高めるばかりでなく、その自治体、産業の付加価値にも大変取り組みが大きく評価される、そういう時代になっております。この点については町長もご案内でございますし、当町においても、いろいろな関係機関と協議しながら施策の研究は進められると思いますが、まず現状、この環境再生型農業等の現状についてどのように把握しておられるか、まずお聞きしたいと思います。そしてまた今後どのような形でこれを展開していこうとなされているのか、具体的な考え方があればこれをお聞きしたいと思います。北海道においても、ホクレン、生産団体、農家がそれぞれに様々な角度から積極的に取り組む動きが去年、今年と大変多く見られマスコミでも取上げられております。せたな町としても、これらの動きをより早く対応して具体的な実践を図り、農業を通しての温暖化の防止及び取り組みを定着させる必要性を確認して、この取り組みによって農産物の付加価値の増大、またブランド化これらの施策、これらの効果も大変高められると言われておりますし、実際そういう形の事例もたくさんございます。主体はあくまでこれは生産者等でございますが、しかしながら1次産業を基幹とし、なおかつこれを主として町を継続していくためには、生産者とは別なサイドでむしろ同等にそれに取り組んで応援、なおかつ共同でそういう形の目的に邁進するという姿勢がせたな町にとっても今大変求められる時代になってると思いますので、その辺についての意気込みについても重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

脱炭素によるCO₂削減や化学肥料、農薬低減等による農業生産活動の取り組みはカーボンニュートラル等の環境負荷低減に繋がるものと考えます。また温室効果ガス低減取組による生産物のうち、米や馬鈴薯等の23品目については星1つから3つのラベル表示によりまして消費者への取り組みの見える化が進められております。すでに農家等での取り組みも始まっているところでございます。令和4年に環境負荷を低減し持続可能な農林漁業の実現に向けまして、みどりの食料システム法が施行され、取り組む農林漁業者に対し各種支援措置を講ずることとされておりますので、JAをはじめ各関係機関と協力し、しっかりと町としても対応してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 具体的な話はまだなかったんですが、これは北海道町村会会長、町長ご

存じだと思えますが白糖町長、この方が若い世代が地方に残ってもらい人口維持、地域の成長をするのはやはり第1次産業の固定と魅力、それから社会貢献していくことによって人口減少を止める、これしかないんじゃないかと、こういう発言を町村会長の立場でしております。多分、私もそうだと思うし、町長もそれは多分そういうふうを考えておられると思えますが、そういう形の中から今ちょっと具体的な話の中で、当町、米、作物、何種類かありますけども、取りあえず米に限ってちょっと調べてみましたところ、やはり今Jクレジット、要するに脱酸素化の作業を行うことによってせたな町の米ご案内とおおり、北海道でも品質、収量ともに大変安定した魅力ある作物でございます。してこれを生業として生計を立てる農家がたくさんございます。そういう中でこのメニューを見ますと中干しすることによってメタンの減少、それから秋のうちの藁の敷き込み、これらのことによって最終的に炭素の排出を抑えこれがJクレジットという形の中で回帰されて、またこれがホクレンなんかでは、その作業を行ったお米に対してはクレジット販売によって今より収入を上げるそういう形のものも今年から取り上げ、10月頃にはもうクレジットの報奨金を払うような形の動きをもございます。それは後で調べてもらえばいいんですけど、これは今からでも間に合う話でございますので、いずれにしてもこういう作業をきちんとやることによって、農家の環境貢献だけじゃなく、自分方の作物自体にも付加価値が生まれるということを私は町も率先して農家と共に進めていただきたいと。それでこのゆめびりかなんかについては本当に完全にこの7月から点数を付けた上でクレジット化して、だからこれ一生懸命に励む家は脱炭素の協力だけじゃなくて本当収入が増えるという、なおかつ物も増えるというこういう制度が出来上がりましたので、ぜひとも一辺倒に町も協力するというのではなくて、むしろ積極的に研究を進めていただきたい。そして各関係団体と何度も対応を重ねながら少しでも多くの法人、農家がこれに取り組むことによってせたな町の環境付加に対する関心の高さ、また農家の関心の高さ等を高めていくことが1次産業のさらなる発展に繋がると思っていますので、それについての考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今の真柄議員から取組例をご紹介いただきました。確かに様々な取り組みがこれから出てくるものというふうに思います。その取り組みの量によって当然付加価値も変わってくるというようなこととなります。それはひいてはゼロカーボンへのSDGsに繋がっていくということでありまして、先ほどご紹介いただきましたみどりの認定制度これにつきましても、これは大変大きなメリットが取り組むことによってメリットがございます。紹介いたしますと、設備投資の際、税制優遇が受けられる。様々な国庫補助金の採択で優遇されると。あるいは日本政策金融公庫から無利子融資を受けられるというようなことがございます。したがって積極的にこうした取り組みを進めていきたいというふうに思っております。こうした先進的な取り組みに対応するため今回この議決をいただいておりますスマート農業、あるいはそのほかの漁業もございました。そういったことで町としても、それぞれの団体としっかり連携しながら対応してまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 十分に關心を持って対応していくということでございますのでこれについては大変心強いと思います。ただ町長、結構私も調べてみましたらやっぱりこれ自治体も含めて真剣に取り組むためには、ハードルの高いというには、やっぱりいろいろな分野の知識がますます必要だし、その知識の習得は際限なくではないですけど、やっぱりずっと続けて、自治体職員も、それから生産者もその知識を吸収していかないとこの新しいいろんなクレジットサービスを含めた環境負荷対策にはついていけないということで、これ一つのちょっと提案というか、例なんですけど、そういう知識はやはり単独ではなかなか難しいということで、これは準公的な新聞社で日本農業新聞社が、この問題研究のために農家、JAばかりじゃなくて、企業、研究機関、学校、自治体職員、消費者と様々な団体がいろいろな課題、情報、ニュースソースについてお互いに情報のプラットフォームとして、みどりのDXライフというプロジェクトを立ち上げるそうでございます。そしてこの脱炭素社会の中の再生農業の取組の転換についていかに取り組んでいくかというのが主たる趣旨でございます。それでこれの立ち上げが7月3日なんです。それで私若干、今回質問したのもそういうの若干あるんですけども、それでこの中身は月1回の会員同士のオンラインセミナー、それから月2回、交流会、全て参加する、すなわち別にしても交流会、それと今言うところの情報発信、マッチングアプリというのが主になるということでございます。ただいずれにしてもオンラインで勉強するという中で、会員としてはみどり会員は、農協、JA、中央会連合会と、その次にグリーン会員として北海道はじめ各自治体、それから市町村、その他公的機関のメンバー、そしてほかには企業会員とかもあるそうなんですけど、この2つのメンバーは全て無料で、無料で何度でも参加できるという、そして情報を共有できるというシステムの立ち上げです。ですからこういうものを、私はせたな町の自治体としても担当課としてもぜひ参加して、そういう情報を仕入れるという作業も必要じゃないかと思うので今提案させていただいたんですが、それについてのこういうものがありますので、そういうものについての取り組みを積極的に行いながら、これしかも無料だということでございますので、それで研鑽を高めながら関係団体と十分に情報を取りながら日々より内容のある環境政策について努力をお願いしたい。3回目にそれをお知らせと要望をお伝えして私の質問といたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。北海道では、今これまで新種改良、低温に対応する品種改良が中心でありましたが、今年からこれについて高温に対応する品種改良を進めるということになっております。それぞれ今の気候に合った品種改良が進んでくるものというふうに思います。町としても、できるだけこうした新しい取り組みに対応できるようにしっかり職員の勉強をさせてまいりたい。今議員からいろいろ新しい情報の提供もございました。いずれにしても新しい制度がこれからスタートするというところでございますので、この制度改正をぜひせたな町の農業振興に取り入れて、成果が上がって上がるようなそういった対応を町としても農協等の関係団体と協力連携をしながらしっかり進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で真柄克紀議員の一般質問を終わります。

続いて11番、菅原義幸議員の1問目の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） それでは町長にお尋ねします。町営住宅入居時の連帯保証人の廃止について伺います。聞き飽きたかもしれませんが今回またやりますから。

①町営住宅入居時の連帯保証人の廃止について、その後の検討内容を詳細に伺います。

②連帯保証人を廃止することによって町政執行上で支障が生ずるのであれば具体的な説明を求めます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の1問目のご質問にお答えいたします。

これまでと同じような答弁となりますが、北海道内及び檜山管内の公営住宅入居時の連帯保証人制度について改めて調査いたしたところ、保証人制度を残している道内の70%にあたる124市町村において保証人を廃止するにあたっての懸案事項としては、家賃滞納の増加、家賃支払い意識の低下などが挙げられております。檜山管内でもせたな町を除く4町についても今後も連帯保証人制度は継続することとし、当面廃止する予定はないとのことでございました。当町におきましても引き続き制度を維持してまいります。

2点目のご質問についてであります。連帯保証人の廃止が町政執行上の支障になると考える理由は、これは公平性の担保や家賃の滞納抑制にあたり、連帯保証人制度が重要であると認識しているためであります。ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。連帯保証人を廃止することによって町政執行上で支障が生ずるのかと具体的な説明を求めました。滞納が増えるということとどういう因果関係があるのか、抑制効果だけという話にはなりませんでしょうか。具体的にどういう支障が起きたか説明を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 連帯保証人の廃止による町政執行上の支障になる理由ですが、これは公平性の担保、家賃の滞納の抑制ということでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 頭から答えになってないんです。連帯保証人を廃止することによって町政執行上で支障が生ずるのであれば具体的な説明を求めたいということなんです。質問の角度を変えますが、道内30%の町村では先行して廃止しているということになりますね。それじゃ、次回また同じ質問いたしますから、その30%の町で連帯保証人制度を廃止したことによって具体的な支障が生じているかどうか、次回、報告を求めたいと思います。答弁は要りません。

2問目に移ってよろしいですか。

○議長（平澤 等君） それでは菅原議員の2問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2番目の質問を行います。学童保育政策について町長にお尋ねいたし

ます。

①当町の学童保育政策の基本理念について町長の所見を伺います。

②現学童保育所の維持管理上の課題を明確にしてください。これは特にホットの部屋は2つある窓から隙間風や雪が入り込み、うち1箇所はスタッフがビニールで補修しております。男子大便トイレの1箇所は壁が崩れて閉鎖されています。また浴室は水回りの支障が発生し現在使用禁止となっております。これは障害児の下の汚れの始末等に不便を与えております。すぐに補修すべきではないか明らかにしてください。

③支援員及び補助員の処遇改善について町長の見解を伺います。

④民間の学童保育所に対する支援策を伺います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えいたします。

1点目の質問でございます。子どもにとっては第2の家、保護者にとっては子育ての応援団として保護者が安心して働き続けることなど、その家庭を守ることを基本理念としています。

2点目のご質問にお答えいたします。現学童保育所の維持管理上の課題については築55年が経過し、施設の老朽化が課題となっております。したがって新たな施設の整備が必要と考えているところでございます。なお軽微なものについては順次、新たな施設ができるまで対応してまいりたいと思っております。

3点目でございます。支援員及び補助員の待遇については、会計年度任用職員の給与条例等の規定に基づき、学童保育所支援員は会計年度任用職員の保育士、保育教諭と同等の報酬額、補助員については保育士補助員と同等の報酬額としており、会計年度任用職員制度が導入された令和2年度に改善をしております。

4点目のご質問にお答えをいたします。民間の学童保育所に対する支援策としては、放課後児童健全育成事業補助金を交付し支援を行っているところでございます。ご理解願います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問に入る前に、②で管理上の課題について具体的に提示しましたがお答えできませんか。

○議長（平澤 等君） 議長において、1問目の答弁に対する課題についての答弁なかったという事で答弁願います。

○町長（高橋貞光君） 現状の施設につきましては、これまでずっと相当年数、今の状態で対応してきているという状況でございます。したがって大きな改修につきましては、施設の整備で対応したいというふうに思っておりますが、議員おっしゃいましたのも含めて軽微な部分については対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員、2回目の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） 2問目の質問の2回目を行います。まず①でありますけれども、学童保育や放課後児童クラブは、児童福祉法第6条第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の

通称であり、大変奥の深い事業であります。去る11日、町担当課長補佐の動向を得て、北檜山学童保育所を視察し支援員の先生から状況を伺いました。その中で特に感動したことが一つございます。現在、支援員、補助員合計16人が配置されているそうでありますけれども、そのスタッフのうち、ホットの部屋いわゆる障害児の部屋に通っている4人の障害児に1人ずつ合計4人のスタッフが配置されているということを知りました。これは行き届いた学童保育の実践例として非常に感動を持ってお話を聞かせていただきました。児童本位の真摯な取り組みを学ぶことができたというふうに思っております。私は建物を新しくするだけでなく、どのような理念で学童保育事業を運営するのか、せたな町として深める必要があるだろうというふうに思いますので、特例をいたしておきたいと思っております。

②であります。先ほど具体的な箇所を申し上げましたが、これは質問通告書に書いていないのを、あえて最初にお尋ねをさせていただきました。ちょっと意地悪かったですかね。首を縦に振っておりますからそうなんですよ。しかしこれは課長も課長補佐も全部知ってるんです。わかってますですよ。私が現場で支援員の先生の一つ一つの説明をメモして、ここに集約して提示したんです。これは保育所が新しくなるまで放っておいていいという問題では私はないなというふうに思いました。このホットの部屋だって窓から雪入ってるんですよ町長、1箇所。もう1箇所の窓は先生方が皆で頑張ってビニールをガムテープで張りつけて寒さ防止したってことです。その窓の前には机がありますから大変な状況です。そのすぐそばには寝てもいいような形になってるわけですから、これは町長、そんなに大きな予算要らんと思っておりますから、ぜひサッシ枠も含めてになりますか、これはきちんと補修すべきだと思うし予算計上を求めたいと思っております。それから男子の大的トイレでありますが見せていただくと壁がやっぱり崩れてるんですタイルが2箇所、2枚ほど崩れてましたかね。それで使用禁止の措置をとってるんです。タイルが崩れるくらいであれば補修して補強して崩れないような措置をとれば、そこも禁止にしなくても済むのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ専門的に点検して予算計上で解決できる問題だというふうに思っておりますので申し上げておきたいと思っております。それから町長、風呂の問題なんです。水回りがダメになったので使用禁止で鍵かけてるんです。先生は鍵を持って来て中を見せてくれました。浴室の中も見せてもらいました。私は子供さん方がいろいろ運動して汗を掻いて、それでシャワーを浴びたり、風呂に入ったりする、ぜひとも必要かなというふうに思ったら、単にそれだけで提起してるんじゃないんです。障害児の下の始末これを行うとき先生たちがそこを利用していたようなんです。それができなくなったということは、子供さんたちに対する手入れをしていく上でもいろいろと支障があるんだということをおっしゃってました。水回りですから原因を発見して幾らかかるのかというようなことになろうかと思っておりますが、まだ新しい保育所ができるまで年数ありますよね、期間ありますよね町長、明日すぐできるわけじゃないでしょう。そういたしますといくらの予算計上になるかということも含めて原因を究明し、可能であるならば復旧の措置を取る。そして使っていただけるような状況にすべきだというふうに思っております。そのほかにもいろいろあるんでしょうが、現場の要望はね。私としては特にその3つのことを申し上げておきたいと思っておりますし、課長も補佐も知ってるわけですから町長よく事情を聞いて、遅くない機

会に予算補正していただきたいと特に申し上げておきたいと思います。

それから3つ目の問題なんですが、先ほどの答弁は一般論として頂戴しておきます。しかしスタッフの処遇改善も実は大きな課題なんです。特に保育関係者については、専門性という点からも研修も含めた抜本的な対応策、ここを詰める必要があると思うんです。伺いますと16人のスタッフの組み方にも大変ご苦労なさっていると。これはシフトの編成というのは学童保育だけじゃなくていろいろな職場職種の中ではシフトのはめ込みというのはものすごく苦勞する分野の仕事なんだということなんです、非常に苦勞するっていうことを言ってました。私は会計年度任用職員の方に期末手当6月から支給になるよという話も雑談の中でしたんですけども、それが所得税というんですか、給与の関係で支障がある場合もあるみたいな話をしておりましたからね。そこは個々の方の個々の状況にもよる家族構成にもよるんだろうと思いますが、いずれにしても、そういうことを含めて今学童保育だけじゃなくて保育関係者、全体の給与水準は全国的に見て月額で6万安いとか、8万安いとか、10万安いとかそう言われている状況なんです。ですから町長が先ほど触れておりましたように、学童保育政策について一つの理念を持ってアプローチしようとするのであれば、この問題は避けて通れないかと思えます。これは先日の総務厚生常任委員会と産業教育常任委員会の連合審査の場面でした。藤谷議員も触れていたかと思えます。大変大事な課題、視点なんで改めて提起をしたいと思えます。

4点目、これも町長一般論で補助金があるよということをおっしゃってました。わかっていますよ予算書に555万円という数字が出てますけれども、これはそうですよね課長ね。555万円ね。これが民間の学童保育所に制度的に支援する金額だと思えます。それで連合審査のときに私申し上げましたが、民間は現在7時までやってるんです。これ非常に喜ばれているそうです。そのこともあって保育料で月額1,000円高いと。学童保育は6,000円で民間のほうは7,000円なんではないでしょうか。そのほかに給食費1,500円の負担もあるというようなことで、なかなか状況としては大変なのかなというふうに、これは私の思い込みでありますけれども感じておりますが、そうしたところに踏み込んで民間には民間でなければ果たせない役割というのがありますから、そのところをよく評価なさって必要な範囲で必要な支援をさらに補強するという点でご検討をお願いしたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずお褒めをいただきました。今支援員等の配置基準につきましては児童40名に対して1名、有資格者1名を含む2名というふうになっておりますが、この学童保育所につきましては、常時9名を配置しているというような大変手厚い体制になっております。ただそういった支援を必要とするお子さんもおりますので、一概にこの数字のとおり手厚いということではございませんが、しかし少なくともある程度そういった部分を考慮した配置をさせていただいております。また状況をよく見ていただいたということで本当によかったなあというふうに思っております。整備を急ぐ状況がご理解いただけたというふうに思っております。良くなったというふうに思えます。いろいろ整備が必要だということをお聞かせいただきました。私た

ちとしてもある程度の部分については確認済みでございます。これまでもこういう状況で長年やってきたということございまして、どこまでできるかということにつきましては、今即答できませんが、できるところについては改善をしていきたいというふうに思っております。それから職員の待遇につきましても個々の働き方というのはそれぞれ違ってきておりました、それらについて十分考慮しながら働いていただいているというのは実態でございます。こうした職員の資格取得につきましても、これは十分考慮をして研修を受講するという部分では実務経験2年以上で受講できますので、これらをクリアする補助につきましても研修の受講を促して資格取得に努めております。こうしたこれらの経費につきましても町で負担しているという状況でございます。

それから民間の施設における質問もございました。これにつきましても十分研究させていただきまして、民間は民間の経営の判断でやっておられるものというふうに思っておりましたので、これらについても少し状況を検討、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、答弁としてはおっしゃるとおりなんです。ただ検討、検討、検討でずっと検討されて、その状況が継続するんじゃ困るんです。だから今町長は誠意を持ってご答弁なさったというふうに受け止めますので、ぜひひとつ担当課長、補佐とも具体的に協議をしながら、私が先ほど申し上げました3箇所については、きっちり調査をして可能な予算を至急補正するというところで特段のご尽力を要請したいと思います。これは答弁要りません。

次の質問に入ってよろしいですか。これ時間どうしますか。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の2問目の質問を終わります。

1時間経過してございますので3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。菅原義幸議員の3問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長並びに教育長にお尋ねいたします。町民体育館の維持管理と建て替えについて伺います。

①過去4年間の町民体育館の利用実績（月別利用者数、各種大会開催日数等）を伺います。資料で配付していただければありがたいと思います。

②現状での維持管理上の課題と対応を明確にしてください。

③耐震改修促進法に基づく耐震判断の実施について町長の判断を伺います。

④建て替えについて基本構想をお示してください。

以上であります。

○議長（平澤 等君） はじめに教育長。

○教育長（小板橋司君） 1点目のご質問の資料につきましてただいまお配りさせていただきます。

1枚目が令和2年度から令和5年度までの月別利用者数です。2枚目が令和2年度から令和5年度までの各種大会の開催実績となっております。過去4年間の利用実績ですが、1枚目の利用者数につきまして令和2年度におきましては、右から2列目の合計欄ですけれども、17,418人で、この年開催された大会は14件、次に令和3年度の利用者数は16,592人で、この年開催された大会は6件です。令和4年度は利用者数は18,896人で開催された大会が10件です。令和5年度は利用者数は19,144人で、大会は12件となっております。なお月別等の内訳については資料のとおりとなっております。

2点目のご質問にお答えいたします。町民体育館の維持管理上の課題につきましては、築47年となる建物の老朽化による修繕関係となりますが、そのなかでも特に老朽化が原因と思われる雨漏り、これが維持管理上の大きな課題となっております。維持修繕に関しましては対応できる範囲で都度対応しておりますが、雨漏りの対応としましては随時改修をしているところであり安全管理の面に関して配慮しながら対処してまいります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3点目のご質問にお答えいたします。

町民体育館につきましては、耐震改修促進法における耐震診断の対象となる施設であります。耐震診断を行わずに建て替える方向で考えているところでございます。

4点目でございます。建て替えについての基本構想といった質問でございますが、設置場所や設備、規模などにつきましては、今後、教育委員会と相談して進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。①はわかりました。

②です。私も学童保育11日に見させていただいたその足で町民体育館を見てきました。教育長おっしゃってるように雨漏りですよね決定的なのは。子供さんたちの遊戯室っていうんですか。入り口前の天井、何枚かボードが剥げていてというより取ったんでしょうけれども、ポタポタ雨漏りの受皿があると。それからもう一つはトイレの手洗いの場所なんです。ずっとやっぱり天井のボードをはいでおって、それで下に受けがあると。壮観なもんですよね。時代がかった対応ですもんね。2階も見せてもらったんですが、ギャラリーの手すりのところに、この雨を受ける樋がありまして、それがずっと廊下のほうまで作られていっていると。本当に時代がかった雨漏り対策だなと思いました。2階部分の正面のガラスからも、ひどいときには水が浸透してくるっていうんですか、そういう状況であるということ。あと1階の廊下ずっと行った後の部屋ありますよね。部屋の中を見せてもらいましたが、やっぱり天井から壁を使って雨水が落ちてくると。こういう状況ですから、これも町長、相当深刻だなと思います。資料を見せていただきますと、やっぱり利用者、結構なもんですよね。コロナの真っ盛りでも年間1万6,000人、昨年度は1万9,000人ですか。それから各種大会も結構やってるんです。ということになりますとあ

の状態です。たの町の市民体育館すばらしいなというふうには決して参加する競技者には思ってもらえないと思うんです。それで町長、さっきの答弁ちょっといただけませんかよ3番と4番になりますが。その前に2番にもう1回戻っておきますが、何で雨漏りをするのかというその雨漏りのルート、どこが原因でどう伝わってきて雨が流れていくのか。私は専門的に多少予算かかっても究明をして、きちんとした対策を打つべきではないのかなというふうに思うんです。そういたしますと、教育長の顔見てしゃべったって教育長は俺だってそう思ってるけども、予算俺付けるんじゃないからなど、こういうことになるわけでしょう。だから町長のほうに向かって申し上げますけれども、町長相当深刻ですよこれは。そういう調査をやって対策可能であれば、やはりそれはそれできちんと始末をつけるべきだと思います。なぜならば耐震診断はやりませんと。建て替えるからだ、というわけでは、構想を示してくださいと言ったら、結局ゼロ回答です。先ほどの回答です。たしか真柄議員でなかったかと思いますが、相当以前から市民体育館の全面改修の問題は議会でも提起されているわけですから、先ほどの町長の答弁の限りということになりますと、實際上、放っておいてるじゃないかというふうに申し上げざるを得ないわけです。これは町長いただけませんかよ。耐震診断やらないならやらないように、建て替えの構想をきちんと持たなきゃいけないじゃないですか。その目途があってはじめて耐震相当金もかかるから目をつぶろうかという話になってくるので、建て替えの構想ゼロなのに耐震はやりませんと。わかりましたということになりますよ町長。私はそこにきちんと焦点を当て町長にもう一遍、答弁を求めたいと思います。当面の補修に対する対応も含めてお答えを頂戴したいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。雨漏りの関係につきましては、これは今原因が究明できていないということで、これは順次、教育委員会のほうで究明をすると、場合によっては専門の業者に見ていただくということにもなろうかと思っております。これは改善をすべきものというふうに判断しているところでございます。それから改築につきましては、これはあその場所、温水プールもございまして、実はまだはっきり決めているわけではございませんが、今の青少年センター、これは今学童保育所を移動する、新たに別な場所に作るというふうに考えております。青少年センターそのものも既に随分老朽化しておりますのであれを改修して使うということは考えられないということから当然解体ということになります。それは学童保育所が完成して移動したのちということになります。それ以降で財源の確保を状況を見ながらできるだけ早くというふうには考えているところでございます。逆算しますと、やはり建設の前に設計をやらなければいけませんし、どういった機能を持たせた体育館を作るかということも検討しなければならないということからすると、今年度は別にしましても遅くとも来年度以降、こうした作業にかかる必要が出てくるのではないかなというふうには思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3回目ですねこれで。町長の任期あと何年ですか。今の答弁ちょっといただけませんか。結局、放っばいといたわけでしょう簡単に言えば。だってこれだけ聞いたって何も構想出てこないんですから。早くたって来年以降だっていうんです。来年8月任期切れるじゃ

ないですか。だから高橋町長20年間の残任期間中に結局手は付けなかったというふうに私は申し上げざるを得ません。

それで最後教育長に伺っておきたいんですが、やっぱり教育委員会として予算づけは別ですよ。これは一般行政がやることですから、やはり町民体育館建て替えの具体的な内部の検討を事務方としても、委員会としてもこれは手を付けるべきだと私は思うんです。それは今町長言いましたように、原因を究明するんだっていうんですから、これは教育委員会でスタッフが原因究明なんて無理ですよどっから考えたって。専門業者をきちんと入れて天井に上がって調査しなければわかるはずないです。そうすると、そのための調査費いくらなのかと。いつ予算を補正するのかと。具体的な話を詰めてほしいと思うんです。教育長何ぼ言っても町長付けないっていうなら、私どもも議会でそのことは迫りますから、そういうことでどうですか議会と教育委員会サイドと挟みうちにして、これお互いに協力して予算持っていない同士ですから、やっぱり調査費きちんと付けなきゃダメだと思います。そして専門業者に調べてもらってこうだという決定版出して、その上で雨漏り防止対策の予算にいくらくらいかかるのか、これはこれでまた改めて予算計上するという作業、これは即急にやるべき案件だなというふうに思います。この点について教育長の答えを頂戴したいと思うんです。これが一つです。それと合わせて構想これを手を付けなければいけないのに実際手を付けてないわけですよ今の答弁聞きますと、行政側は。だから一般行政側で手を付けていないのであれば、先ほど申し上げましたように教育行政側で実務的に、事務的に検討していくというのは一向にやぶさかでないことですから、そこは大いに急いでいただきたいなと思います。これは9月議会でもまたお尋ねしますので実りある答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） まず雨漏りのほうですけども、あそこの天井を開けているというのは、一応業者さんの指示で、雨漏りの原因、ルートを探すのに一応業者さんは開けてあって、雨降ったときにすぐ行って見れるようにというのもあるんですけども、今おっしゃられたどこまでの専門の業者なのかっていうとちょっとそれはちょっと私もわかりませんが、一応今そういうところなので、もう一度、担当にも確認しまして、どの程度今その原因究明というのが進んでるのか確認して、今おっしゃられたように本当に根本的な話をやったほうがいいのかというのでも確認したいと思います。それと体育館建て替え新築の件ですけども、一応、担当レベルでは体育館を早々改修して使うというふうにはならないので、いずれ新築になるだろうということで、担当レベルでは何となくといいますか、例えば出張の際に新しく建った自治体の体育館を見たりとか、そこに行って実際に話を聞いたりとかっていうのは、何となくですけども担当者としてはやっていますけども、これからはちょっとさっき町長も言ってましたけども、本格的にといいますか、そのような調査研究のほうに入っていかなければならないかというのは教育委員会としては考えてます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の3問目の質問を終わります。

続いて4問目の質問を許します。

○議長（平澤 等君） それでは4問目の質問を町長に行います。クリエイティブオフィスキューとの包括連携に関する協定書についてお尋ねをします。事務局長に伺いますが協定書は皆さんに配付になってますよね。わかりました。

①本協定書を締結するに至った経過の詳細と目的を伺います。

②締結後7年目となるが、これまでの総事業費と地域づくり、観光振興、新たな魅力の発掘、特産品の振興についてそれぞれ説明を求めます。

③町勢要覧作成業務、合併20周年記念誌作成業務、せたな町観光パンフレット作成業務を公募型プロポーザルで行っていますが、プロポーザルでなければいけなかった理由を伺います。

④プロポーザルの公告日と契約締結日の年度がまたがっておりますけれども、何故なのか説明を求めます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のクリエイティブオフィスキューとの包括連携協定を締結するに至った経過につきましては、平成29年9月から始まりました映画そらのレストランの撮影が切っ掛けとなっております。この作品は、せたな町でのオールロケや作中では地名としてせたな町が使用されており、全国のロードショーにおいてせたな町を知っていただく機会となりました。翌年1月の公開を控えた平成30年4月5日に包括連携協定を締結、この協定の目的は、お互いが有するさまざまな資源を提供し、双方の強みを発揮しながら事業に取り組み、せたな町の観光振興におけるまちづくりの一層の推進を図るため、この映画のプロモーションを通じてせたなの魅力発信、イベントなどを通じた地域活性化等に関することを協働で実施していくものでございます。

2点目のこれまでの事業費などにつきましては、せたな町やイベント等の実行委員会、今金町との連携事業など多岐にわたりますが、18事業、総額約2,340万円となっております。地域づくりでは講演会等の講師派遣、観光振興においてはイベントへのタレント派遣や観光パンフレット等の作成、新たな魅力発掘や特産品の振興につきましては、現在今金町と連携しております特産品開発を通じて2町の魅力発信を進めているところでございます。

3点目の公募型プロポーザルにした理由ですが、単に価格の競争のみにより選定したのでは期待した結果が得られない可能性があり、高度な創造性や技術力、専門的な技術や経験などのほか、標準的な事業仕様をあらかじめ定めることが難しいことから、公募型のプロポーザルとして実施しております。

4点目の公告日と契約締結日の年度がまたがっている点ではありますが、令和6年度当初から写真撮影を行いパンフレット等の作業に入るため、予算成立を前提に行う準備行為として2月に公告し、3月に審査会を実施し、予算成立後に指名委員会において業務受託候補者を決定、予算執行が可能となる4月に見積合わせを実施し契約締結しておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) それでは再質問をいたします。②のところ、これまでの事業費が2,340万ですか。これをのちほど積算の根拠、事業ごとに資料として提出をしていただきたいと思います。これ議会終わってから結構ですから。それからもう1点、本協定を締結するに至った経過、先ほど伺いましたが、そらの上のレストランこれが1番最初に答弁で出てまいりました。それでは伺っておきますが、そらの上のレストランの事業を行うに至った切っ掛け、経過これを伺っておきたいと思えます。

再質問以上の2点であります。

○議長(平澤 等君) 答弁調整のため暫時休憩します。
5分間休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時54分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

理事者側の答弁をお願いいたします。

町長。

○町長(高橋貞光君) まずそらのレストランのがせたなに来ることになった切っ掛けと申しますか、それは今聞きましたところ村上牧場さん方の山の会とのお付き合いがあったそうでございます。そこでこれまでオフィスキューの幸せのパン、それからブドウの涙が既に映画化されておりまして、第3弾としてそらのレストランを製作することになったという経過のようでございます。

○議長(平澤 等君) 2つあったんじゃないかと、もう1点。菅原議員からは2点、答えてないですまだ。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 3回目の質問です。資料提出は議会終了後で結構です。なるべくわかりやすい具体的な中身で作成してください。それで町長、今日の町長答弁会議録で精査をさせていただきます、資料とも睨み合わせながら9月議会でさらに進んだ質問をしたいと思えます。今日は再々質問に留めておきます。

○議長(平澤 等君) 以上で菅原議員の4問目の質問を終わります。

続いて5問目の質問を許します。

○11番(菅原義幸君) それではトラウトサーモン海面養殖試験事業について町長にお尋ねいたします。

①ひやま漁協大成支所大成養殖部会のトラウトサーモン海面養殖試験事業は、3年目の収支は63万6,000円程度の赤字が予想されており費用対効果が確認されていません。試験事業を継続すべきではありませんか。

②3年目となる函館市漁協の養殖試験は今年も試験を継続するとしており、ひやま漁協熊石支

所サーモン養殖部会は、5年の歳月をかけてようやく本年度から合同会社を設立し事業化へ移行しています。大成での事業化の根拠を伺います。これが最初の質問です。

それで議長申し上げておきますが、町長はおそらくこういう答弁をされると思うんです。一つは採算の見通しが立ったという部会からの報告がありましたよと。それから二つ目は部会、つまり漁業者が生簀を3つにしたいと言ってるんで、それ今回の補正予算785万円ですか、積み上げ数字としては655万円を計上したんだと。それから3つ目は予算をもし断ったりすれば、やる気をなくするからなんだというような答弁をすると思うんですよおそらく。そうでしょ町長。ちょっと違うんですか。ちょっと違うところを除けばやっぱり予想があってる部分もあるんですよ。それで私が申し上げておきたいのは、試験事業は現在まだ中間総括の段階であって、最終総括は全くされておりませんから、これはそこを飛ばして事業化ということには無理があるのではないかと。そこに焦点を当てた明快な答弁を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは5問目のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、先日の常任委員会での3年目の中間総括では63万6,000円程度の赤字が予測されることで報告しておりますが、4年目からは課題としていた種苗と餌料についてこれが解決することができました。大成養殖部会とひやま漁協において事業化がこれによりできると判断されたことから、ひやま漁協の要望に応じまして施設規模拡大への支援をすることと致しました。

2点目でございます。根拠については1点目で答弁したとおりでございます。これまで課題としていた大きな費用であります種苗と餌料のコスト削減に目処が付いたということで理解をしているところでございます。ほかの試験がまだ続けるところ、あるいは今年から事業化に踏み切るところ様々あるようでございますが、うちはこのように事業化の目処が付いたということで前に進むことが、うちはといいますか、養殖部会が目処がつけられたということはこれまでの試験の成績も下でということでもありますので、素晴らしいことだと感じているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） やっぱり今の答弁じゃ再質問入れられません。だって試験結果で見通しが立ってまだいないわけでしょう。63万6,000円の赤字なんです。これで何で見通しが立ったと言えるんですか。答弁なってません。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この63万6,000円につきましては、これまでの種苗代、それからこれまでの餌代これを参考にしての積算をした結果でございます。しかし今回、大幅に種苗代と餌代の価格が軽減されるということになりました。これをその価格で積算をしますと黒字に転換できるということで説明を受けているところでございます。そうしたことで今までの成績結果であれば、十分事業化が可能ということでございますので、これは他所の試験これを気にする必要はなくて、事業化の目処が立ったら試験の途中であっても、これは前に進むということは当然あ

りうるものと、試験のための試験ではございません。事業化のための試験ということですので、そういうことであるというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いややっぱり再質問に入れませんか。全然答えてないじゃないですか。3年目の実証試験の結果は63万6,000円の赤字の見込みだということ中間総括で数字として出してるんです。この総括は9月の段階で最終総括になるんでしょう。そうなんですよ。9月段階で最終総括するんですよ。委員会でもそういう報告しましたでしょう。それで餌代安くなる、魚代安くなる、だから事業化の見通しだったんだと言いますが、それは机上のプランですよ。そういう実際の試験をやったんですか。まあとぼけた顔してますから話進めますが、安い餌が入る見通しが立ったと、稚魚についても安く入る目安が八雲を通じて見通しが出たと。全部見通しの話なんです。実際に安い餌で八雲からの稚魚を買っていいですか、海面養殖試験事業をやった結果、こういう数字が出ましたというふうになってませんか。それはこれからの話ですよ。だからそこを曖昧にしたらダメなんです。何回も私言ってますでしょ委員会でも。それは試験結果によって確かに事業化できるデータが結果として出ているという話であれば別です。これから安い餌と安い稚魚で事業化になるかもしれませんという段階であれば、何でそのことを実証試験で結果出さないんですか。だから私は試験事業を継続すべきではありませんかというふうに1項目の質問で問題を立ててるんです。これ答えてないですよ町長。

それから2つ目は、大成での事業化の根拠を伺うっていうのに、事業化の根拠何も示してないでしょう。ただ机上プランで安い餌、安い稚魚、何とか事業化できそうだということであって、立証されたわけじゃないでしょう試験で。それで町長ついでに言っておきますが、部会の方が自分たちの費用で自主的にやられたことであれば私は一切何も言えません。それは部会の人たちの判断で部会の人たちの責任でやればいいんです。ところが町長、今度の養殖試験事業は町長が提起したんですよそもそも、あんた方やってみないかと。町で2,000万丸抱えなんです。要するに町民の税金でやったわけだ。そうすると3年間の試験事業の結果は、このような具体的な結果でありましたという総括を町民にきちんと示す責任が行政にも議会にもあるんです。そういうことをできますか町長。これは再質問に入る前の段階の話です。

○議長（平澤 等君） 議長から申し上げます。今菅原議員からは、先ほど町長の答弁であった63万6,000円程度の赤字が見込まれるということにもかかわらず、今その事業に入るっていうことの方針について今菅原議員は質問されてると思いますので、その辺を含めた中での答弁をお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） 3回目の試験につきましては既に出荷が終わりまして、今データのまとめということになっております。これまで1年、2年につきましても八雲と比較しても大成の養殖成績のほうが良いという結果でございます。今まで何度もお答えしておりますが、種苗の代金の単価、それから餌の単価これは残念ながら収支を圧迫するような単価でございました。餌の使用料、稚魚の数これは1回、2回、3回とほぼ同じ量、むしろ餌については成績が良い分、少なくなってきたという状況がございました。そうした量が特定できておりますので、あとは単

価を掛ければ収支は出るという状況にはなるということから、これは予想するに十分判断できるというふうに漁協も養殖部会も見ているということですので、それは今回、新たなトラウトサーモンの養殖事業としての計画も当然、事業化に十分対応できるというものであるというふうに感じております。そうしたこれまでの成績を基に改善が図られ事業化を十分前に進めれるということが、そういう判断から皆さん方が規模拡大をして養殖事業を始めるということでありますので、これは町が判断するのではなくてあくまでも受益者といいますか、この事業を実際にやる事業者が判断するということになりますから、これは町としてもそうした判断にいたった以上、これはしっかりと応援したいという考え方でいるところでございます。

○議長（平澤 等君） 町長、追加、補足説明あるんですか。

○町長（高橋貞光君） 試験っていうのは、こういうものだというふうに思います。事業化を目指す上で、この事業化できるという判断できる形まで来たということでありますので、実際にやってみなければわからないという菅原議員のこの石橋を叩いて渡るといふそういう考えももちろん大事であるというふうに思いますが、しかしこれは十分この事業化が可能だという判断をした場合に、これはやっぱり養殖部会としては前に進むというのは、これは自然の流れであるというふうに思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 全然ダメですって。そんな話通らないでしょ町長、2,000万の公金をかけてやってる実証試験なんです。町長そこまで言うから町長の答弁に反論する資料持ってきてるんですよ私。読み上げますか。ひやま漁協大成支所大成養殖部会、これが管理主体で試験事業やるんだっていうんです。これが上がってきたのが令和2年12月7日です。部会の構成員も全部名前書いてますが、設計者氏名っていうのは、ひやま漁業協同組合大成支所支所長、ミキヒロシさんというんですか。この設計説明書に基づいて町は予算付けてやったわけです。トータルでアバウトが、道の予算も120万ほど入ってますが、約2,000万と3年間で。それで設計説明書にこういうこと書いてあるんです。ちょっと正確に読み上げます。日本海せたな町沿岸漁業の振興と漁業経営の安定並びに地域の活性を図るためトラウト（ニジマス）養殖の事業化に向けた実証試験を行うっていうんです。いいですか、事業化に向けた実証試験を行い、生残、成長等の知見を収集し費用対効果を確認するというんです。確認するんです。試験事業をやった結果としてこういう結果が出たというその結果を確認するための事業が試験事業なんです。安い物入りそうだ、餌代も安い、稚魚も安い、これだったら何とか事業化できそうだって、そんな臆測や想像の話でないです。町長の答弁はみんな臆測じゃないですか。事業化できるという客観的なデータどこにありますか。産業教育常任委員会には一切示されていないわけです。だから私は費用対効果が確認されていないんだから、確認されていないところが赤字だっていうんです63万6,000万円も。それがこの3年目、つまり令和6年で水揚げして今売り捌いている収支の一つの到達した数字です。鱗ってやつですね、赤字63万6,000円の見通し。はっきりするのはそこだけなんです。あとは全部こうであろう、ああであろう、多分いいだろうという推測、想定の話です。だから議長、少し長くなりましたけども町長答弁になってませんから、私の質問に

正確に答弁させてもらえませんか。2回目の質問に入りませんよこれじゃ。きちんと真面目な答弁させてください。納得いきません。

○議長（平澤 等君） 町長大丈夫ですか。

○町長（高橋貞光君） 大丈夫っていうか、これしかないんだな。

○11番（菅原義幸君） 同じ答弁ダメです。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員言われるように、この試験は事業化に向けた試験ということでご理解いただいているというふうに思います。事業化に向けては何が1番問題かということになりますと、これは生残率あるいは飼料効率、増体率と言ってもいいですが、これがどのぐらいの値を示すのかと、どのぐらいの成績で養殖ができるのかということ、これが重要なポイントになります。それに加えて餌の使用料、当然出てきます。それから収支で1番大事になるのは、こうした成績のほかに導入する種苗の代金、それから餌の代金、それから収入では、養殖したサーモンの販売単価これらが収入と支出ということで出てまいります。1回目、2回目も通してですが成績はいいということで、それに成績の分析の中で種苗の代金、それから餌の代金というのももちろん出て明らかになります。それを分析していく中でやはり成績はいいと。しかし採算は厳しいといったところにおいて、分析すると何が原因でそうなるのかということになります。分析した結果、種苗代が高過ぎる、これが一つ。餌代も高い、これが収支の大きなマイナス要素ということに、これは試験の結果の分析でそういうことになります。これは課題として何度も議会にも説明しているところです。この2つを解決できれば、今の成績で十分これは事業ができるという試験の結果であるというふうに養殖部会は判断はしております。これは漁協もそういう判断をしております。事実、八雲の養殖部会、これも今回事業化に入りますが、これもそういった理由から事業化可能ということになっております。比較すると大成養殖部会のほうが成績がいいという結果でございますので、これは八雲ができるのであれば当然大成もできるということになるかというふうに思います。最終的には、これは漁業者の判断という、これは町が判断するものでもありませんし、議会が判断するものでもございません。事業者及び漁協がこれでいけるという判断をして前に進むということでありますので、私たちとしては、そういう根拠をしっかりと確認した上で、これはそうかと、では規模拡大の支援をしましょうと。ですから漁業でも農業でもそうなんです、新しい取り組みをする場合には、やはり収益性をしっかりと確認をして前に進むと生産者はですね。そういうことになりますので、今回の様々な1次産業の振興事業、町は打ちますけれども、それはあくまでも、事業者がこれで自分の作物経営は、これは十分いけると踏まなければ事業の利用はしませんので、これはその辺は養殖部会を信頼するというのも十分必要なことではないかなと。一々この事業をやる上で試験の結果を示せとか、そういったスマート農業でも何でもそうですが、そういったことまで私たちは必要とはしない。むしろやるほうの事業者の責任において、その部分については新たな投資をするわけですから、これは事業者の責任においてやるべきものというふうに判断しているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の答弁どうします。そんなの議会に通らないですよ。こんなことを通したら議会じゃなくなります。本人何言ってるか自分で理解できてないんですよおそらく。これはね引くわけにいきませんよ私。試験結果が赤なのに何で事業化なんですか。その矛盾を最初から言ってるでしょ。最初の質問から言ってるんです。見通しが立ったという臆測推定の下で事業化に踏み切るといことはおかしいですよって言うんです。試験結果がきちんと出なきゃ実証試験にならないでしょって言ってるんです。答弁一貫してしてませんけれども、議長どうしますこれ。再質問入れませんよ私。

○7番（真柄克紀君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私は今の質問する本人の考え方はあると思います。ただこれは、私たち議会として担当も含めた中で説明をきちんと受けました。これはラビタスでも何でもそういうふうになりますけども、補助金を出すのとそれから最終的な結果を全部出るまでと、しかし今回の委員会の説明を受けた中では、実証試験が目処が立つと、しかも生産者部会のほうからきちんとした形が出てきたという中でいったらさっきの協定書の中でも、そのあと全部結果が出なかったらその部会は次に入りませんよという契約ではない。それでなおかつ私も2回ほどその委員会の中で質疑もしました。自信を持って方向性としてプラスになるという、ね町長。あなたはそういう説明し、そこで私たちもその事業化ということであれば、当然その時期的にも1年でも早いほうがいいので上程する。いやだからそういうことがあったんで、その質問をそれで全く合っていないところになりませんかよと、正当性はちゃんとありますよって話を。

○11番（菅原義幸君） 私、質問やってる最中ですよ。

○議長（平澤 等君） 議事進行発言だったので、どういう考えなのかというのを伺ったところでございます。今、質問は止まってございますが、議長から提案いたします。ただいまの質問に対して、菅原議員は費用対効果のものについての説明、それと客観的なデータを1回目の質問で求められております。それに対する答えは見込みの考えはございましたけども、具体的なものは示されてないという中で、菅原議員は答えてないというふうな要旨の発言をしています。それで質問が前に進まないというふうなことでございます。よって現段階において、この中の菅原議員の質問の①ですか。費用対効果っていうことの確認をしていただきたいというふうなことと、それから客観的なデータを持った中での回答を求めたいというふうに考えます。よって先ほど町長からは今年の見込みと予算についての説明があったんですが、それは次の段階だと思うので、まず質問に対しての回答が先だと思うので、その分の回答を先にしていただきたいと思います。よってもしその回答について即できないのであれば、あとでするっていうふうなことで協議したのちに、その回答をあとで出していただくというのも結構だと思うんですけども、それについては理事者はいかがでしょうか。私に対して答えてください。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員からまだ試験が終わってないから、その分の結果を見てやったらどうですかという質問なんだよね。私の回答としては、これだけデータが揃って、あと課題も整理された。課題というのは何回も言ってるように種苗の価格、餌の価格、これが解決すれば

今までの試験で十分対応できるということが、今回3年目の試験も含めて、それは十分対応できるというふうになりましたので、これは養殖部会としても前に進みたいという判断したということですから、これは常任委員会でもこの話はさせてもらってますけれども、大方の議員はこれでご理解いただけているものというふうに思っております。

○議長（平澤 等君） 再度議長から申し上げます。常任委員会の質疑はそういうような質疑があったのかなと思うんですけども、今回は一般質問というくくりの中で話が来て、今議員からはそういった質問がございます。それに対して先ほど申し上げたように、客観的なデータ及び費用対効果について、やはり今回の結果から言えば67万かの赤字が想定されるっていうふうなことを払拭されるような発言がなければやはり前に進みにくいんじゃないかと思うんです。先ほどいろいろ話ございましたけども、その辺について、改めて答弁をしていただきたいと思います。もし今とまらないのであれば時間を作っても結構だと思うんです。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時35分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎延会宣告

○議長（平澤 等君） 今、答弁調整で時間がかかるということでございます。菅原議員の5問目の1回目の答弁調整のために時間がかかるということなので、本日の会議はこれで閉じ、以後の質問及び議案審議は明日に再開し行いたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ延会することに決しました。

なお明日は午前9時55分までに当議場に参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年7月10日

議 長 平 澤 等

署名議員 大 湯 圓 郷

署名議員 菅 原 義 幸

令和6年第2回せたな町議会定例会 第2号

令和6年6月21日（金曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 一般質問
- 2 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて（令和5年度せたな町一般会計予算）
- 3 報告第 2号 繰越明許費の繰越しについて（令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計予算）
- 4 報告第 3号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 5 議案第 1号 令和6年度せたな町一般会計補正予算（第2号）
- 6 議案第 2号 令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 3号 令和6年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 4号 令和6年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 5号 令和6年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 6号 せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について
- 11 議案第 7号 せたな町税条例等の一部を改正する条例について
- 12 議案第 8号 せたな国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第 9号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議について
- 14 同意第 1号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 15 同意第 2号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 16 同意第 3号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 17 同意第 4号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 18 同意第 5号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 19 同意第 6号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 20 同意第 7号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 21 同意第 8号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 22 同意第 9号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 23 同意第10号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 24 同意第11号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 25 同意第12号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 26 同意第13号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 27 同意第14号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 28 同意第15号 せたな町農業委員会委員の任命について
- 29 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・

強化を求める意見書

- 30 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 31 意見書案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 32 意見書案第4号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
- 33 意見書案第5号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書
- 34 意見書案第6号 地方自治法改正に反対する意見書
- 35 意見書案第7号 唯一の戦争被爆国である日本が、一日も早く核兵器禁止条約を署名・批准することを求める意見書
- 36 意見書案第8号 次期戦闘機の輸出を可能とする閣議決定を撤回し、「武器輸出三原則」の立場に立ち返ることを求める意見書
- 37 発議第 1号 議員の派遣について
- 38 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 石原広務君 | 2番 | 梶田道廣君 |
| 3番 | 藤谷容子君 | 4番 | 福島豊君 |
| 5番 | 横山一康君 | 6番 | 本多浩君 |
| 7番 | 真柄克紀君 | 8番 | 熊野主税君 |
| 9番 | 吉田実君 | 10番 | 大湯圓郷君 |
| 11番 | 菅原義幸君 | 12番 | 平澤等君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|------------|-------|
| 町長 | 高橋貞光君 |
| 教育委員会教育長 | 小坂橋司君 |
| 農業委員会会長 | 原田喜博君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠君 |
| 代表監査委員 | 残間正君 |

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

- (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|--------------|-----|-----|---|
| 副町長 | 佐々木 | 正則 | 君 |
| 総務課長 | 高橋 | 純 | 君 |
| まちづくり推進課長 | 阪井 | 世紀 | 君 |
| 財政課長 | 佐藤 | 英美 | 君 |
| 税務課長 | 佐々木 | 正人 | 君 |
| 町民児童課長 | 河原 | 泰平 | 君 |
| 認定こども園長 | 伊藤 | 悦子 | 君 |
| 保健福祉課長 | 増田 | 和彦 | 君 |
| 農林水産課長 | 吉田 | 有哉 | 君 |
| 建設水道課長 | 平田 | 大輔 | 君 |
| 会計管理者 | 杉村 | 彰 | 君 |
| 国保病院事務局長 | 手塚 | 清人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中山 | 康春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥村 | 大樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 小林 | 和仁 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長内 | 解人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒澤 | 美知子 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗谷 | 一樹 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水野 | 万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長内 | 京 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今川 | 勇吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤井 | 卓也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井村 | 裕行 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴木 | 木涼 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾野 | 裕也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲船 | 洋志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小林 | 朱央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三浦 | 三津枝 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫養 | 和伯 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 川上 | 佳隆 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉田 | 一也 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高橋 | 真一 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 大野 | 秀幸 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 岡島 | 譲二 | 君 |
| 出納室主幹 | 竹内 | 亜希子 | 君 |
| 防災係長 | 栗城 | 惇史 | 君 |

| | | | | |
|----------|---|---|---|----|
| 情報管理係長 | 又 | 村 | 智 | 君 |
| 商工労働観光係長 | 山 | 崎 | 英 | 人 |
| 財政係長 | 高 | 森 | 直 | 也 |
| 環境衛生係長 | 原 | 田 | 幸 | 君 |
| 出納係長 | 佐 | 藤 | こ | ずえ |

《瀬棚支所》

| | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 支所長 | 濱 | 登 | 幸 | 恵 | 君 |
| 次長 | 山 | 本 | | 亨 | 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西 | 田 | 良 | 子 | 君 |

《大成支所》

| | | | | | |
|-----|---|---|--|---|---|
| 支所長 | 中 | 川 | | 讓 | 君 |
|-----|---|---|--|---|---|

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 古 | 畑 | 英 | 規 | 君 |
| 次長 | 斉 | 藤 | 哲 | 章 | 君 |
| 次長 | 尾 | 野 | 真 | 也 | 君 |
| 主幹 | 藤 | 谷 | | 希 | 君 |
| 給食センター学校給食係長 | 伏 | 見 | 尚 | 志 | 君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 小 | 林 | 和 | 仁 | 君 |
| 次長 | 松 | 林 | | 功 | 君 |

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 書記長 | 高 | 橋 | | 純 | 君 |
| 書記次長 | 中 | 山 | 康 | 春 | 君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 上 | 野 | 朋 | 広 | 君 |
| 次長 | 松 | 原 | 孝 | 樹 | 君 |

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 上 | 野 | 朋 | 広 | 君 |
| 次長 | 松 | 原 | 孝 | 樹 | 君 |
| 主事 | 神 | 野 | 翔 | 亜 | 君 |

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達してしますので定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

昨日に引き続き11番、菅原義幸議員の通告5問目の1回目の質問に対する町側の答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。まず1点目の質問ですが、試験事業の継続はいたしません。先日の常任委員会での3年目の中間総括では63万6,000円程度の赤字が予測されるということで報告しておりますが、八雲町さんの種苗、餌料を使用した場合には飼料代で76万、輸送費込みの種苗代で129万円の改善が図られ、収支においては赤字がこの142万3,000円の黒字と見込まれ、それらの数値や3年間の実証試験の成績を基に、ひやま漁業と大成養殖部会において費用対効果を見極めた上で事業化できるというふうに判断されたものでございます。また6月12日に3年目の水揚げがされ、今後最終の収支が算出されますので養殖試験事業の最終報告をまとめ議会に報告したいと考えております。

2点目の事業化の根拠であります。1点目での費用対効果の見極めと漁協で算出した令和6年度の収支予算を踏まえ、また他地区での同一飼料での飼育実績を鑑み、町としてもひやま漁協大成養殖部会の要望のとおり2基増設することで、十分事業化できるというふうに判断をしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 昨日の答弁と何も変わってないじゃないですか。どこ答弁訂正したんです。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

○11番（菅原義幸君） 2回目の質問でないですよ。

○議長（平澤 等君） 町長、お座りください。

○11番（菅原義幸君） 2回目の質問じゃないですよ。昨日の答弁と変わっていないじゃないですかって言うてんです。どこが変わったんですかって聞いてるんです。じゃもう少し言いますか。2回目の質問に入られませんよ。昨日申し上げましたのは、3年間の実証試験の結果というのは、費用対効果確認されていないじゃないですかって言うています。だって63万6,000円の赤字見込みなんでしょう。だから試験事業を継続すべきだというのが私の質問なんです。

何も答えてないじゃないですか。そして見込みが餌が安く、稚魚が安くなったから黒字が見込まれるって言いましたよね。見込みでしょ。見込みがあるんだったら、それは実証試験で結果出したらいいじゃないですか。見込みの話言ってるんじゃないんですよ私は。2,000万もかけて実証試験3年間やったんなら結果を出せて言ってるんですよ。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私たちとしては、こういう形で議員の質問に継続すべきではありませんかという質問には継続いたしませんとお答えしました。次の事業化の根拠、これも数字で、昨日は数字でお示ししておりませんでしたけれども、このように数字で明らかに事業化が見込めるといことで今日はお話をさせていただきました。いずれにしても、こうした根拠のもと大成養殖部会から規模拡大をして事業化をしたいという申出でございましたので、これは町としても、これまで3年の実証試験の結果、そういった事業化に進むというそういう判断をしたということをお考えいただきまして、これはそのとおり応援していくということにしたという、これは②の根拠でございますので、十分議員のご質問にお答えしているというふうに考えておりますが、これは議長判断してください。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いや昨日と同じだから答えになってませんって言ってんです。実証試験というのは、費用対効果を確認するっていうことになっているんです。確認ですよ。費用対効果の確認どこでされました。出てる数字は63万6,000円の赤字見込みということだけですよ。これはね実証試験の目的に反します。そこを私は質問で聞いてるんです。答えてないじゃないですか。

○議長（平澤 等君） ただいまの菅原議員とそれから町側の答弁の中で、質問の要旨に対して菅原議員、質問者は質問に対して答えてないと。また理事者については質問に対しては答えてるという中で食い違いが発生してございます。一般質問の中で、いろいろ町側及び質問者におかれましては、いろいろな思いがあると思いますが、会議を進める上で納得いかない場合には、再質問、再々質問というふうな形で進めていただくようにしていただかないと議事が進んできません。確かに今、質問者がおっしゃってるように次に進めないというふうな判断は質問者の判断であると思うんですが、しかしこの3回質問できるという点で、その部分を是正した中で追求って言葉は適正でないかもしれませんが、理事者に対して、そういった疑問点を投げかけて回答を得るというふうなことに進むのが一般質問の在り方じゃないかと思うわけです。ただ議会の中の一般質問の流れしていく中では、それぞれ自分の思ったものの答えが出てこない場合も多々あるという中においても、これは今回、また次回とかというふうな形で質問することもあると思うんです。その分について町側に対しては、私は、これ以上の答えが出てこないのかなっていうふうに議長として感じております。菅原議員の再質問をしていただきたいと思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） おかしいでしょう。納得できない場合は再質問に入れっていうんだから、私は納得するしない問題じゃなくて答えが出てませんよって言うてるんです。だから答えて

くれって言っているんです。

○議長（平澤 等君） 議長として私の所感ですけれども、私は理事者については答えているというふうに思います。今、菅原議員は答えてないと言いましたが、昨日からの発言、そして今日の発言については、菅原議員の発言に対しては回答しているというふうに思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そしたら議長に聞きますが、費用対効果が確認されていませんよって言うてんですよ私は1番目の質問で。じゃ費用対効果が確認されたっていう判断を議長がなされた内容を教えてください。

○議長（平澤 等君） 議長として申し上げます。先ほど理事者が答えた文言について一字一句私は掌握してございませんが、その決算及び見込み、それに対しての令和5年度ですか、そして6年度に向けた中で改善、私の聞いている範囲では、種苗代もしくは餌等に通じた中での費用対効果の部分について述べられたというふうに認識しております。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それはこれからの話でしょ。見込みってというのはこれからの話でしょ。実証の結果じゃないでしょ。私が言ってるのは3年目の収支は63万6,000円程度の赤字が予想されておりますよと。これは町側が発表した数字なんです。だから費用対効果が確認されておられませんでしょって言うてんです。63万6,000円の赤字なのに費用対効果が確認されたことになってますかって言うてんです。

○議長（平澤 等君） 私の判断で非常に恐縮なんですけど、63万いくらかのマイナスっていう、これは費用対効果によるその数字が表れてると思います。それは令和5年度の分…

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 赤字なのに費用対効果が現れたって話になりますか。そういう答弁するから私は答弁になってないでしょって言うてんです。費用対効果があらわれたっていうんであれば黒の結果が出なきゃおかしいでしょう。どうしてそういう論理になるんですか。

○議長（平澤 等君） 私のほうに質問来てますので、私はそういう数字が出たっていうのは結果だと思います。ただそれがプラスでなきゃならないっていうふうなものではないと思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 赤字でも費用対効果が確認されたって話になりますか。それは議長、今の発言取消ししてください。費用対効果の確認という意味は、一定の費用を投資したことによって、それ以上の結果、効果が得られるということが費用対効果の中身なんです。投資した費用以下の赤字であれば費用対効果、これはダメでしたっていう話でしょう。どこに赤字なのに効果が出たって、そういうばかな話がありますか。議長発言取消ししてください。

○議長（平澤 等君） 私は、今の菅原議員の質問に対して費用対効果は必ずプラスでなきゃならないと言ってもこの数字が出た数字、そしてそれが改善されるっていうことであれば、これはどうしてもプラスでなきゃならないっていうふうなことではないと思うんです。だから数字はその中で動かすことができないので、今この費用対効果っていう点で必ずプラス、マイナスの場合

もありうる。しかしそのままがいいんじゃないくて、それを改善する、またそれが良い方向に向かっていくというような根拠があるのであれば、私はそれが実績として残るんでないかと思うんですけれども違いますか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それは違いますね。そんなこと通りませんよ。道でも国でも費用対効果っていう場合には、一定の投資をしたことによって、経費をかけたことによってそれ以上の結果が出るっていうことを費用対効果って言っているんです。赤字なのに何で費用対効果が確認されたってことになるんですか。費用対効果についてはマイナスであったという確認にならなきゃおかしいでしょう。議長もう1回言います。議長の答弁について私言ってるんです。ちょっと不規則発言うるさいですよ。静粛に願います。取扱説明書、これは令和2年12月7日に部会から上がったものなんです、そこに事業の概要ということの欄がございまして、そこで1番最初に目的について書いてあるんです。今申し上げましたように、トラウトサーモンニジマス養殖の事業化に向けた実証試験を行って、生残、生き残りっていうんでしょうか、成長等の知見を収集し費用対効果を確認するっていうんです。この意味は、明らかに黒字になって事業化の基礎になるということ为前提にした表現なんです。赤字であれば事業化できますか。だから議長の発言は全く道にも国にも通用しない話です。一定の費用を投資して赤字になるんだから、それは事業止めたほうがいいんじゃないですか。事業前に進められるってことになりますか。私はその事実を言っているんです。費用対効果というのはプラスでもマイナスでもいいんだっていうなら最初から費用対効果の実証試験やらなくてもいいということになるじゃないですか。どうでもいいんだってことになる。黒になるということを目的にしてやるんじゃないんですか。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

費用対効果について私の見解を求められ、菅原議員からはそれは誤りではないかと、撤回せよといったご発言がございました。私的に今ちょっと調べてみたんですが、費用対効果これは必ずプラスでなきゃならないっていう文言については今ちょっと発見できませんでした。ただ今回の実証実験についてマイナスであって、マイナスの見込みであるというふうなことについてその対応策、それについてそれがプラスに転じるというふうに見込まれるというのであれば、これは費用対効果という点での数字の結果は結果として、また一步前に前進できるんじゃないかというふうな私の感はございます。このことについては、議長として申し上げるでなく、そういった解釈ができるんじゃないかなと思います。そういった点で先ほどちょっと私も触れましたが、理事者については、質問者に対する回答としては成立してるんじゃないかと、こういうふうに議長として思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私の質問ちょっとずらしてませんか。費用対効果という意味は黒でも赤でも構わないんだと議長がおっしゃるから、それは運用の実態から見ておかしいんじゃないですかって言っているんです。費用対効果を求めて実証試験をやるということは、投資した以上の効果が出るかどうかの見極めをやるっていうことなんです。逆の結果になってるのに、費用対効果の結果を確認されたっていうそういう表現について、いいという判断なさるんですかって言っているんです。そこを答えてないじゃないですか。

○議長（平澤 等君） ただいまの菅原議員の質問に対しての私の見解でございますが、費用対効果はプラスでなきゃならないっていうふうなことはないというふうな判断、確かにその実証実験の中で効果があったという成績、ただ効果がそれがマイナスの場合もありうると。ただそういうふうな次元での結果として、それが結果であるというふうな受け止め方は私は可能だと思う、そういうことです。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それならば100歩譲りますよ。費用対効果の試験をやった結果マイナスであったというなら、事業化して前に進めるってことができますか。費用対効果を確認するというこの事業の目的は、黒字の結果が出るんで事業化できるかどうかという確認をしたいということなんです。赤字の結果なのに何で前に進めるんです。議長発言矛盾してます。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員からは議長に対する質問だと思うんですが、あまり入ってしまうと理事者が誰だかわからなくなってしまうおそれもあるので、これ以上の発言は自分は少し慎まなきゃならないと思うんですが、この内容について改善され、さらにそれがいい方向で、さらにはこれは私から申すことではないと思うんですが、あえて言いますと、漁業者及び実際の養殖に携わってる人からそういった申入れがあって、町が対応するっていうことであれば、私は、そういう意味では、町がそれに対してのことで前に進むということは、ありうるのかなっていうふうなことで、私は町側は答弁してるんじゃないかなっていうふうな判断をしております。

おかしいですか。菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 自分で答えておかしいと思いませんか。思いますでしょ。

○議長（平澤 等君） 本会議の中ですけども菅原議員にお聞きしたいんですが、今一般質問の1問目の回答となってるんですが、まだ菅原議員についてはまだ、これから6問目から10問目とまだ5問残ってるんですが、この場合の中で昨日から大きな時間費やした中での、そしてそれからの会議の中で出てきた町側の回答は聞いてるとおりなんです。それによって今答えてないというふうなことで前に進まないということなれば、これはそれぞれの考え方の中で質問、答弁の不一致というふうなことで、この一般質問については、これ以上前に進むことができない、そういうふうなことになると思うんですけども、そういうことは菅原議員はどのようにお考えでしょうか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） その前に議長に対する質疑に答えてもらえませんか。聞かれてること

に答えないで、違うことを人に問うというのはすり替えでしょう問題の。

○議長（平澤 等君） 菅原議員にお答えいたしますけども、私の費用対効果に対する考え方は先ほど申し上げたとおりです。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） だからそれ矛盾してませんかって言ってんです。

○議長（平澤 等君） 再度お答えいたしますが、私の今の考えの中ではそれが正しいと思っております。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） だって費用対効果を確認するという意味は、それを確認して事業化は是非かということを確認するという意味は、赤字で意味ありますか。赤字なら事業化はできないということになるんじゃないんですか。だから矛盾してるって言うてるんです。そこをきちんと議長は整理をしてください。それができないのであれば、先ほどの発言は取消ししてもらいたいととこう申し上げているんです。

○議長（平澤 等君） わかりました、私の発言については取り消すつもりはございません。今菅原議員がおっしゃったみたいに赤字であるけども、ただ赤字だから何もしないというのではなくて、その赤字を解消できる見込み、そしてまたそれに対する対応策そういったものがしっかり出てるのであれば、それは費用対効果がたとえマイナスであっても改善策の一步前へ進めるというふうな自分の判断はいたします。そういった意味で、この現時点においては前へ進められるっていうふうなことじゃないかと思えます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ですから私が言うてるのは、結果が出たのであれば赤字の場合は事業化できないという結論になるわけです。これが試験結果の評価です。まだ最終総括出てませんからね。最終総括はそうなると思えます。63万6,000円の赤字だったんだと。数字少し変わるかもしれませんが、だからそのことをきちんとお認めいただかないと試験事業の結果に係る問題でしょ。そこを言うてるんですよ。さっき100歩譲っていいましたが、100歩譲ってじゃその赤字を克服するいろいろな対応策は見込まれるんだということであるならば、その見込まれる対応策をさらに実証試験の中で結果出したらいいじゃないですか。見込みっていうのはあくまでも机上の予測数値なんです。実験というのはどういうことかって言いますと、これは自然科学の実験でもそうなんです、一定の予測を立てるわけです。その予測が実験の結果、証明されれば、その予測、その理論は正しいということが初めて証明されるわけです。試験というのはそういうことなんです。だから安い餌で、安い魚体を仕入れたときに黒字化が見込まれるというのであれば実証試験やったらいいでしょ。やってそのとおりの結果になるのか、違った結果になるのか、そこを私言うてるんです。それをやりませんという町長そういう答弁してるんです。だから答弁になってないでしょって言うてるんです。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員からあった質問ですが、これは私じゃなくて理事者が答えるべきものというふうな判断をいたします。今回の費用対効果によるマイナスの見込みです

か、それに対しての予測、もしくはそれをクリアできる証明、そういったものについての考え方については理事者から回答していただきたいとこのように思います。

菅原議員、おそれいますけれども、今まで私とのラリーの中でこれは再質問の一部として考えてよろしいですか。1回目の質問でやる。

○11番（菅原義幸君） 入れられませんって言っているんですよ私、再質問に。

○議長（平澤 等君） そうですかわかりました。それでは菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いろいろ聞かれると議長も苦しいでしょうね。首を深く縦に振っておられますが苦しいと思いますよ。答弁としてはちょっと成立してませんからね。この実証試験っていうのは証明問題なんですよもっとわかりやすく言うと。証明問題なんです。要するに事業として黒字になるという結果が得られるか得られないかという証明問題なんです。証明されていないでしょって私言ってるんです。そうすると今度は町長は新たな仮説を持ってくるわけです。その仮説とは何か。安い餌、安い業態なら黒字になると見込まれるっていうんです。これは見込みで仮説なんです。証明問題でいいですよ。そういう仮説を実験で証明したらいいじゃないですか。証明問題で言いますと証明されていないのに証明される見込みがあるということで、これは真義だという先走った結論を出すというのは、およそ非科学的で通用しない論理なんです。そういう答弁が成立しますかって私は言ってるんです。だから次の質問に入られませんっていうんです。

○議長（平澤 等君） 理事者にお伺いいたします。ただいまの菅原議員から証明問題という文言がございました。やはりその中についての先ほどの答弁と合わせて、その部分に菅原議員の質問の趣旨に添った答弁は可能でしょうか。もし時間がかかるのであれば若干休憩したいと思いますけれども。でもまだ議員からは1回目の質問の答えになっていないということで答弁を求められています。

○町長（高橋貞光君） 1回目の質問になってないっていう2回目の質問を受けてるわけですよ。

○議長（平澤 等君） 議長として今議事を進めていく段階で2回目の質問に入られないっていうふうな議員からの申入れがあって、先ほど私どものラリーもございましたけれども、中身を聞いた中でやはりその証明、実証証明ということでの対応策についての説明が欲しいというふうなことなので、これは費用対効果に絡めた中での今回の質問の中の要旨に入ってくると思うので、その分について先ほどの1回目の回答のと合わせた中で突っ込んだ回答を得られれば前に進められるのかなと思います。よろしいですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 試験の目的から説明しなければならないのかなあというふうに思っています。何度も言いますように費用対効果これを見極めるんだということです。確かに60何万の赤字の計画です。これはあくまでも実績ではございません、中間報告でございます。中間報告の63万の赤字の中で、なぜその赤字になっているんだというときに、これは海中飼育での成績が悪いからということでは、これはないということは皆さん方には十分説明済みというふうに思います。次にどこに課題があるのかというのは、先ほどから説明している餌代、種苗代、これが他の事業化している産地に比べて非常に高いと、これは試験でやるべき問題ではなくて、これはそれ

ぞれ交渉事になりますから、これは試験とは別でございます。そうした中で種苗代も、餌代も大幅にこの引下げが可能ということでもありますから、当然それを今までの計画に置き換えると費用対効果は十分見込めるという判断をしたということでございます。事業を進める場合に、この何の事業でもそうですが、新たな事業に取り組むというときには、計画上この費用対効果が見込めるという判断をしたときに、初めてこの事業が前に進むと。決して結果を出さなければこの事業が前に進まないというものではございません。1例としましては、昨日も同僚議員おっしゃってましたが、例えばこのラビタスこれはまだ全然結果が出ておりませんが、国も道も地元自治体もこぞって支援をするという、言ってみればこういった形の事業支援ということは当然ありうるということになっております。いずれにしましても今回の場合も、この事業化、投資効果が十分見込めると、事業者、養殖部会が判断をしたということでございますので、これはひとつ重く受け止めていただきたいと。経営の中身については、やはりそれを尊重すべきというふうに思っております。尊重すべきではないかというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） だから私は再質問に入られないって言ってるんです。全然理論として成り立ってないでしょう。そんな答弁して恥ずかしくないですか。これネット中継で多くの人見てるんです。実証試験の目的は費用対効果を確認することだと。申請者が町に予算を求めるときははっきり書いてあるんです。費用対効果を確認するんだと、それが目的なんだって言ってるんです。じゃその目的どうなったかっていうと63万6,000円の赤字見込みだと。確定した数字だとは言ってますが。どっから見たって黒になるような数字じゃないでしょ。ところが町長は、いやいやそういうけれども安い餌と魚体で黒字が見込めるんだとこうおっしゃるんです。それは見込みでしょって言うんです。証明問題で言うと仮設って言うんですそういうの。その仮説が正しいかどうかを証明することが実験なんです。だから実験もう1年やったらどうですかって言うんですよ私は。全然答えてないでしょ。だから再質問に入られないって言っているんです。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどから仮説仮説と言っておりますが、これはしっかりとしたこの事業計画というふうに認識していただきたいというふうに思います。この事業計画が私たちとしては、1番一生懸命考えたのは、もちろん養殖部会の皆さんではないかというふうに思いますが、これで行けると、事業化できるというふうに判断した。町はその計画が信頼できるかどうかということ、これらについても検討させていただいた。漁業協同組合も、もちろん今回の申請をいただいておりますので、その辺は両者とも検討してこれは行けるといふふうに判断したというふうには、ですから事業を前に進めるにあたってこういったことは十分あり得ます。そうでなければ、例えばトラクターの導入などについても、これは実証試験をして費用対効果を出さなければ導入できないなんていう話にも繋がってまいりますし、そうでなくてそれらが本当に計画どおり現状に照らしていけるという判断の下で前に進むのは決してダメなことではないと。議員は、絶対赤字になるというふうなことでの心配かと思いますが、逆に私たちとしては、それはどうですかというこの説明もいただければまた議論ができるのかなというふうに思っておりますが。

○議長（平澤等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問に入られませんってそれじゃ。全部問題のすり替えでしょう。私が赤字だって言ってるんじゃないですよ。理事者側から出てきた報告が赤字報告になってるといふ事実を言ってるだけです。私が何で赤字の説明しなきゃならんのです。説明責任そちらにあるんです。全く論理になってないじゃないですか。それから私は補助金一般の問題を問題にしてるんじゃないんです。町長今おっしゃいましたが、ほかの補助金も実証試験やって確認しなきゃダメなのかって、これは問題のすり替えです。そういうすり替えが高橋町長の論法になってるんで19年間もう聞き飽きました。今の場合何で証明問題かっていうと、実証試験が目的で2,000万の税金、公金投入してるんですよ、道費も250万入ってますがね。その結果をきちんと総括しているのかということ言ってるんです。ほかの申請事業と何で同列になるんですか。元々これはあなたが漁業者にやってみたらどうだと言って展開された実証試験なんです。最初あなたは漁業者が一生懸命やるっていうから予算付けてやるんだって言いましたけども、最後は、いや実は俺が進めてたんだと。申し訳ありませんと謝罪までしてるんですよ議会に。そういう出発点の問題があるんです。だからきちんと事業化できる、黒字になるという実証試験の結果をまず2,000万かけたんだから出しましょうよと。これは申請者のほうで言ってることなんです。私が言ってるんじゃないんです、問題点すり替えちゃダメですよ町長。もう1回言います。この費用対効果を確認するということが海面養殖試験事業の目的だということ書いてあるんです。その目的が達成されてないじゃないですか。赤字の見込みだというのは行政側から議会に示した数字ですからね、これ言っておきますが、私が説明する問題じゃないです。それから重ねて申し上げますが、いやいや黒になる見込みだって言ってるんだと、餌代も安いのが見つかったし、稚魚も安いがあるんだと、だからそれを証明してくださいって、証明するための試験もう1年やったら何でダメなんですか、何でもう1年試験できないんですか、結果ちゃんと出したらいいでしょ。やりませんというそういう答弁でしょ。そんなむちゃくちゃな話はありませんか。だから答えになっていないからこれじゃ再質問に入られませんと私言っているんです。同じこと私言ってるんです。それで先ほどとんでもないこと言ってるんです。これ実証試験いろいろ詰めていったら黒になる計画が立てられてるんだって言うんです。計画立てるのは結構です。計画違い、見込み違いっていうのは世の中にいっぱいあるじゃないですか。その計画が真に正しいかどうかということの裏づけの結論をまだ出してないわけでしょ。計画っていうのはこれは予定なんです。予定は未定にして決定にあらずという言葉がありますが、あくまでも未定の推定事項なんです。だから結果をやってみて、翌年決算してみたら違っていたということは往々にしてあるわけですから。今の段階は全部、推測、推測、予定、推論の範囲を超えてません。だから私は最初の質問で言ってるんです。費用対効果が確認されていませんから試験事業を継続すべきではありませんかって言うんです。その答えが町長は試験事業はやりませんと言うんでしょ。やらない根拠なんだと、答弁になってないでしょって言ってるんです。

○議長（平澤 等君） ちょっと議長から申し上げます。論点整理のため11時10分まで休憩いたします。

休憩を取り消します。

石原議員。

○1番（石原広務君） やりとりの中で計画って言葉があったので、計画書なりが出てるのであれば参考までに資料として提示いただきたいんですが、私の聞き間違いでしょうか。これを見る限り産業教育常任委員会の資料が手にあるんですけど、いやいやだから計画書があるんだったら休憩の間に、いや聞いている側で計画書があるんだったら見てみたいなと思ったんです。関係ありますよ私も議員ですから。いや私は議長に今言ってますから。あるんだったらいただけませんか、見せてくださいってことです。

○議長（平澤 等君） 再度申し上げます。論点整理のため11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時11分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど石原議員から資料の求めがございましたけども、今回は用意できてございませんので報告いたします。用意できませんでしたのでそういうことです。いやそういうわけじゃないですから。今回は菅原議員と理事者との一般質問の中でございますので、その辺はご理解ください。あとでまた何かの資料というふうなことについてはまた申し上げたいと思います。

それでは会議を再開いたします。

理事者から再度答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） これまで何度も誠心誠意ご答弁をさせていただきました。これ以上、私から答弁差し上げる部分はございません。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 事実上答弁不能ということですよ。私の質問に対しては答弁できませんでしたと、回答不能でしたとこういうことです。要するに白旗を掲げて万歳をしたということです。これじゃ前に進めませんよ本当に。

それじゃやむを得ませんから2回目の質問に入りますが、先ほど漁業者から事業化の計画が出てきたという答弁をされておりますが、その計画書を提出してください。

○議長（平澤 等君） 理事者、計画書の提出を求められております。

暫時休憩いたします

休憩 午前11時13分

再開 午前11時21分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 計画書を出してくださいって言うてるんです。

○議長(平澤 等君) 町側には計画書の提出というふうなことになってますけども計画書はあるんですか。誰か答弁してください。計画書を求められているので、計画書についての返答をしてください。町長でよろしいですか。

町長。

○町長(高橋貞光君) 予算書という形にはなっておりますが、これも6年度のこうした計画というふうに捉えていただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 菅原議員、質問続けてください。

○11番(菅原義幸君) 計画書っていう計画書を出してくれって言うてるんです。予算書を出してくれなんて言うてません。これ私は入手してますから産業教育常任委員会で、同じ資料2回もらったって意味ありません。町長が計画書が存在するという事の答弁をしたわけですから、それを裏づける計画書を出してくれって言うてるんです。虚偽答弁なさらしたらダメです。答弁不能だと言って白旗を掲げて降参することはよろしい。虚偽答弁は許せません。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) この予算書をもってこうした計画があるということで、計画書という文言を言葉も言ったかと思えますけれども、1回目のこの答弁におきましては…

○議長(平澤 等君) 議長から町長に申し上げます。先ほど菅原議員からは計画書があるというふうな意味の発言があったというふうなことなんですが、その辺の整合性についての説明願います。

○町長(高橋貞光君) 予算書と計画書と同じ意味で使ってしまったというふうに思いますが、1回目の質問では、令和6年度の収支予算書を踏まえということで正式には答弁させていただいたところでございます。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) だからダメなんですよ町長は。計画書があるということはっきり言ったんです。これ会議録精査を求めざるを得ません。そういう虚偽答弁をやるのであれば。申し訳ないですけども会議録精査要求します。合わせて議長に要求いたしますが、令和5年3月14日開催の予算審査特別委員会における会議録52ページの会議録を合わせて配付願いたいと思いません。その2つ要求いたします。

○議長(平澤 等君) 菅原議員確認いたします。会議録の令和5年3月15日予算審査における52ページと、もう一つなんですか、今日のですか。

○11番(菅原義幸君) そうです。計画という言葉を使ってるんですから、それを町長は先ほど、いや予算書という言葉が正式答弁だみたいな虚偽答弁をするから会議録精査を求めざるを得ませんと、こう申し上げたんです。

○議長(平澤 等君) わかりました。ただいま菅原議員から要請のございました会議録精査並びに令和5年度3月の予算審査における会議録を精査して皆さんにお示しするのに多少時間がか

かるというふうなことでございますので、午前中の審議はこれまでとし、再開は午後1時再開といたしますのでそれまで休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後13時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。午前中に菅原議員より請求のあった会議録については、皆様のお手元に届いているものと思います。

菅原議員の再質問を続けます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。まず今提出された資料に基づいて行いたいと思います。最初に令和5年3月14日の予算審査特別委員会、これは令和5年度の予算審査であります。この会議録を町長に感想と申しますか、見解を伺いたいと思います。まず町長はこのときに、事業化にあたってはどういう心構えが必要なのかということのイロハについて町長見解出しているんです。これ緑色でマーカーされたところですから朗読します。町長答弁です。実際に事業をやるということになると、これは当然自らの資金の拠出も当然しなければなりません。要するに漁業者、部会が自分でお金出さないよということなんです。自らの資金の拠出も当然しなければなりません。これ非常に重い発言なんです。ですからそういったものはこの3年間です。この試験事業の中でよし、これは自ら出資しても、投資しても事業ができるというそういった自信にぜひ試験を通じて、そういったものをしっかり実現していただきたいというふうに思っております。これが僅か1年3カ月ほど前の町長答弁なんです。町長いいですか。これはあなたが当時、町長見解として打ち出したことなんです。いいですか。これとあなたがおっしゃっている事業化のための計画との整合性はどうなるのかということをお尋ねしたいと思うんです。次に今日の会議録精査の問題です。先ほど町長は、事業計画を出せということに対して、出してきたのが事業計画じゃないんです。出てきたのは要望書と、これは行政側が作成したと思うんですが、参考資料2の1っていうんですか。それから参考資料の2の2と事業計画書じゃないです。事業計画書どこにあるんですか。なぜそれを問題にするか申し上げたいと思うんです。先ほどの町長の発言の会議録であります。これは7ページです。町長こうおっしゃっているんです。先ほどから仮説、仮説と言っておりますが、これは私の発言に対する評価です。仮説、仮説と言っておりますが、これはしっかりとこの事業計画というふうに認識していただきたいというふうに思います。わかりやすく言うと、菅原仮説だ仮説だと言ってても、しっかりと事業計画なんだと、そう認識しておるとおっしゃってるわけです。この事業計画が私たちとしても、中間省略します。これでいけると、事業化できるというふうに判断したと。ここまで断言し切ってるんです。これがないとなればこの発言取消ししてもらえませんか。だから私は虚偽答弁だろうって言うてるんです。ないものがあるかのようにおっしゃった。これは議

会としては許されない答弁なんです。だから虚偽答弁になるからきちんと非を認めて取り消してくれとこう申し上げているんです。もう一つ続けておきますが、この町長のただいま申し上げました発言と昨年3月14日の町長発言と乖離があると思います。なぜならば要望書の問題に移りますよ今度は。要望書はこれ日付入ってないんです。日付の入らない要望書っていうのは、あるのかなあと考えてますが、しかし町長はおそらく5月1日付だとおっしゃると思うんです。日付の入ってない要望書ってのは変ですよ。よく受理したと思います。それからこれに受領印がないんです。普通公文書であれば受理印の日時日付がパーンと入ってこなきゃいけない、入ってないんです。こういうような行政側の文書っていうのは、ちょっとユニークです。だから5月1日だということの証明を、いつ、どこで、どなたができるんですか。いいですか町長。まだ打合せしますか。いいですか続けて。

○議長（平澤 等君） 町長、打合せは質問終わってからにしてください。

○11番（菅原義幸君） それでその翌日に参考資料、これ5月2日ですね出てきているの。普通、要望書が出る場合には、予算の要請であれば数字出てくるものなんです。これ数字何もないんです。そして要望書とその根拠となる数値の資料は同日にセットで出てくるものなんです。何でこれ2日間に渡ってばらせるんです。いいかげんだっていうふうに言うと失礼になりますからそういう表現はしませんが、大変疑問だと申し上げておきたいと思うんです。合わせて最後の2行目見てください。この要望書の最後の2行目です。これ大変なこと書いてあるんです町長。これ誰がどこで作ったのか、荒谷部会長が作ったんでしょうけれども、こういうこと書いてあるんです。施設整備については、組合に対応を願ひ。これ組合にも要望出したんですかね。施設整備を組合やってくださいと。ひやま漁業協同組合工藤組合長殿っていうそういう文書が出てるんでしょうかね別にね。施設整備については組合に対応を願ひ、その他の経費について養殖事業が確立されるまでの間、貴町よりご支援をいただきたく要望するものでありますと。これ大変な話なんです。これ町長しっかり答えてくださいよ。生簀3つにするから、そのための予算出してこれっていう要望書でないんです。その他の経費について養殖事業が確立されるまでの間、貴町よりご支援いただきたい。施設のほうは組合で出してくれるんだと、要望してあるんだと。だけど、その他の経費について、これ極端に言いますと赤字出た場合も、その他の経費に含まれるわけですから全部賄ってくれというそういう要望書なんです。これ底なしでしょ。これに基づいて町側はどういう対応なさるんです。そのことも含めて再質問でしっかり答えていただきたいと思います。議長申し上げておきますが、例によって答弁漏れや明らかな誤魔化しであるとすれば、私は再々質問に入りませんから申し上げときます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず事業計画の件ですが、予算書につきましてもこれは計画のなうちというふうに認識したところでございます。と申しますのは、私も農家であります。営農計画っていうのは、これは収支予算も一緒ということになりますので、誤解されるような言い回しであったかもしれませんが、私としてはそういう意味で使ったところでございます。それからこの出資の件ですが、当然これはこの事業をやるにおいて不足する分これは受益者が持ち出しをしなければ

ばならないと。こうした部分を出資をしなければならないというふうに判断をしたところでございます。それから要望書の部分であります、これ今確認させていただきまして5月1日にいただいたということ、これは間違いのないところでございます。下の2行目の部分を問題にされました。これにつきましては、町としては、ここに書いてあることは書いてありますけれども、町としてはこの施設整備について4分の1を支援しようということで、これは話が付いておりまして、今回補正のお願いもさせていただくところでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 議長から町長に申し上げます。先ほど1番最初にあったこの会議録調べた7ページの事業計画ということで、ここでは事業計画というふうにして町長の答弁の中で明言してはありますが、解釈の仕方によって今町長からは予算書及び要望書になっただけでというふうなことでございましたけれども、これは明らかに計画書の事業計画とはちょっと離れてる問題なので、この辺の言葉の解釈の仕方、私的にはこれは訂正してしかるべきでないかと思うんですが、その分についての答弁を再答弁願います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議長はそういう判断をするのであればこの計画については、予算書に直したいという訂正をさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） まず5月1日の裏づけ出てませんけれども、再質問の継続で補足で申し上げておきますが、訂正で済むんですか、取り消してくださいよ。計画書と予算書というのは違うでしょ。そんな農家の自分の話を持ち出して議会答弁にすり替えないでください。はっきりこうやって言ってるんですよ。しっかりとこの事業計画というふうに認識してくれって。私にそれを求めているんです。しっかりした事業計画ってどうやって認識できるんですかこれ。無理な要求しないでください。この事業計画が私たちとしてはこれでいけると、事業化できるというふうに判断したんだっていうけど、私たちと私と一緒にしないでください。だからこれは発言取消しです。計画書そのものが存在しないんだから、それは町長なんも面子に拘らないで、答弁でそういうことはよくあるんです。質問でも間違ふことあるんだし、気がついたら率直に取り消せばいいんでそれでいいですから、それ以上問題にしませんから、それが一つ。補充の質問として申し上げておきたいと思えます。さっき町長ね答弁されてないんです。要望書の1番最後のところに、その他の経費について養殖事業が確立されるまでの間、貴町よりご支援いただきたく要望するもんだと。これが高橋町長に対する要望なんです。施設については組合に対応をお願いするっていうんだから。組合対応させたらいいでしょう。どこで4分の1の話合いをしたんですか。要望書と離れたような町長の個人プレーこれは議会で認めるわけにはいきません。議長、ひとつ再質問にかみ合った答弁きちんとさせていただきませんか。それでもう一つついでに申し上げておきますが、昨年3月14日の予算審査特別委員会の町長発言です。不足する経費を事業者が出せということ言ってるんじゃないでしょうこれ。これもまた町長誤魔化し答弁なんです。会議録精査を求めなくちゃならなくなってますよ、あんまりそういうこと言ってたら。町長はこうや

って言っているんです。実際に事業をやることになると、これは当然自らの資金の拠出も当然しなきゃならんと言ってます。ですからこういったものがこの3年の中でといいますか、この試験事業の中でよしと、これは自ら出資してでも投資しても事業ができるという、そういう確信にぜひ試験を通じて実現してくれって言んだから、実証試験で結果出せって言っているんです。結果何も出てないでしょう。63万6,000円の赤字予測、それとは全く別に安い餌と稚魚があるからそれでいけば何とかかなりそうだっていう一つの見通しはあるけれども、それだって実証試験で裏づけされてないんだから、町長が言うような投資しても事業ができるという、そうした確信に試験を通じて実現したとは言えない問題でしょう。だから全部、自分で過去に言ってる言葉を今日は全部自分で否定、いいかげんな答弁やってるからきちんと答弁できないでいるわけでしょう。だんだんこういうことやってると問題点どんどん広がります。何も終息に向かって進んでないじゃないですか。

以上。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員からは3点の問いがございましたので順を追って町長答弁してください。

町長。

○町長（高橋貞光君） まず一つ目の事業計画、事業計画書とは言っておりませんが、事業計画ということで誤解を招いたということでございますので、これは訂正して、この予算書ということで訂正をさせていただきます。この部分は取消しをさせていただきたいというふうに思います。

それとトラウトサーモンの要望書に関してですが、これは要望書が来たからといって全て予算を付けるということではございません。町としての考えで、どこまで支援をするかということは、そういう今回の判断に至ったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから事業化についてのこれは3月14日の答弁と整合性がないというような形での質問でございました。これはあくまでも私の考えでございますから、これらの事業を進める事業者、養殖部会の考えもまたあるかというふうに思います。それはそれで事業者の考え方も尊重しなければならないと。ただこの事業どうしたらしっかり持続してやれるかということ、これは十分事業化を進める養殖部会についても考えていただいていることというふうに思っておりますので、これはこのときに私自身が考えたことでございますので、そういう認識をしていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 今の質問については、1点目については取消しをされたっていう、取り消して言いました。

○11番（菅原義幸君） 訂正かつ取消して二股かけてるんです。

○議長（平澤 等君） いやいや取り消して言いましたよね。

○11番（菅原義幸君） 訂正または取消しどっちなんですかって言ってんです。町長はいつも曖昧なんです。取消してという単品で言ってないです。私メモしてあるんだから、だから訂正なら訂正、取消しなら取り消し明確にしてください。取消しということになりますと、単純に私取り消せばいいということになりませんよということをお願いしているんです。事実でないこ

とを答弁しているんだから、やっぱり非を認めてまずかったと一言言ってもらわなきゃおかしいでしょう。いや無理に頭を下げろという言い方はしませんが、普通そうじゃないですか。ありもしないことをさもあるかのように答弁で明確にしてるんですから、取り消すのであれば一言あってもいいんじゃないですか。このことを申し上げてるんです。

○議長（平澤 等君） わかりました。

町長再答弁願います。

○町長（高橋貞光君） この部分につきましては取消しをして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（平澤 等君） 町長、取消しをして訂正っていうのは、言葉ないので取消しさせていただきます。訂正って言葉いらなと思いますの確認です。

町長。

○町長（高橋貞光君） ちょっと伝わらなかったようでございます。計画、事業計画につきましては取消しをさせていただきます。そしてこのかわりに予算書ということで訂正をさせていただきますところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） どっちなんですか結局。私は、訂正を別に求めてないんです。計画書がしっかりあってその中身に基づいて事業化できると判断したっていうんですから、その計画書がなきゃおかしいんじゃないかって言ってんです。その計画書がなかったということであるならば取り消しますでいいんです。別にほかのものに修正してくれって言ってませんから。何でそうって言うかという、この要望書と令和6年度の収支予算ですか、参考資料1、2私もらってるんです。これ別物ですからね。計画書って別にあるんだなと思って私は要求したんだけど、それが無いんだっていうなら取り消しますと存在しませんでしたと。無いものを有るように言ったんで申し訳ありませんと、取り消します。何で明解に言えないんですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ご覧いただいていると思いますが、7ページのこの今ご指摘をいただきました事業計画という部分です。この事業計画を取り消すということで申し上げさせていただきました。ただこの事業計画を取り消すということになると、前後つながりませんので、これは事業計画のかわりに予算書ということでこれを訂正させていただいたということで、そうすると意味が通じるということになります。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 同じこと何回もしゃべらせないでください。これ計画書ないんだから取消しすればいいんです。そうするとこの答弁全体が取り消したことになるんです。私はそれでいいと思います。辻褄を合わせるために別の言葉に入れ替えてくれって、そういうことを言うからおかしくなるわけです。これは高橋町長一流のやり方で間違ったときにはスッパリ認めて根底から間違ったって言えばそれで済むのに、合理化しよう、弁解しよう、取り繕うということをやから、ずるずるずるずるこういうことになるんです。何年町長やってるんですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 実際のところ私もこの予算書と計画という認識の甘さがあったというふうに思います。国語力がなかったなというふうに反省しておりますが、そういったことで事業計画この4文字を取消しをさせていただきますという話は先ほどいたしました。それでここに予算書というところで訂正をいたしたいというふうに申し上げたところでございます。

○議長（平澤 等君） 今議長にこのことについての調整という意味で今預けられたというふうな感覚であります。単純に事業計画というものが無いということなんで、言葉これが間違っただけということは先ほど町長が認められて取消しをされたというふうに認識してございます。またその下のほうの文章いろいろあるんですが、この文章については、私は事業計画と予算書の取り違えた表現があったというふうな解釈ができるんじゃないかなと思います。とすれば今あったように、事業計画の部分についての文言はこれはないので取り消し、先ほど来提出があった収支計画予算書これに基づいて下のほうの文書については話をされたというふうになると、辻褄が合うんじゃないかというふうに私は思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長、自分で何をしゃべってるかわかってるんですか。訂正と取消しと違いますよっていつているんですよ概念が。町長は国語力が弱かったとかって言ってますけど、弱いとか強いとかの話じゃなくて概念が違うんです。取消しっていうのはそのものが存在しないのでなかったことにするってことなんです。修正っていうのは、用語あるいは表現が一部間違っていたんでそのところを別の言葉と入れ替えるという話なんです。だからそこをしっかりとってくれと。そうすれば全然問題が残らないんです。だけどこれ修正、そして予算と入れるということになりますと、予算と要望書はワンセットだって町長言ってるんですから、そうすると要望書は施設整備については組合だと。その他の経費について、養殖事業が確立されるまでの間、支援していただきたいとこうなってるんだからますます合わなくなってくるでしょう。町は今生簀3つにするのに総体の費用の4分の1を補正予算として出したっておっしゃってるわけでしょ。この要望書は、その他の経費について貴町よりご支援いただきたいと。要望書は蹴って全く違うものにメニューを入れ替えるって話ならますますこれ話、合わなくなりませんか。そういう答弁を議長がなさるといことは混乱の上にさらに混乱を重ねることになります。しっかりとください。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時32分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま協議した結果、今、菅原議員がおっしゃったとおり事業計画というのがこれはないので、その部分に対しての訂正した文書を入れるのはこれはダメだというふうな考えで私のほう

で今修正いたします。それで先ほどの私の発言を撤回し、事業計画はないのでこの部分については町長はこの部分に対して取消しをするというふうなことの発言をしていただきたいと思います。

町長。

○町長（高橋貞光君）　そういうことでしたらこの部分につきましては取消しをさせていただきます。

○議長（平澤 等君）　町長、要望書の日にちの裏づけがまだこれ示されてないんですけど、これについてはどうなのでしょう。

町長。

○町長（高橋貞光君）　この日付につきましては、この要望書の中には書かれておりません。ただこれにつきましては、これまでもお話をさせていただいているかと思いますが、5月1日に受けたということでございます。

○議長（平澤 等君）　菅原議員。

○11番（菅原義幸君）　だからそれは役所の仕事として通じませんよって言うんです。これ再々質問じゃないです。再質問で納得できないということ補充で言ってるんです。どこにあんた役所の実務の在り方として受け取った文書の受理印ない話ありますか。証明できないでしょういつ作ったのか。これ総務課ですか、水産課ですか受付印をするのはどこなんです普通は。町長宛ての公文書、誰が受理印を押すんですか。ちょっと副町長教えてください。

○議長（平澤 等君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　受付印につきましては担当課で押します。

○議長（平澤 等君）　菅原議員。

○11番（菅原義幸君）　担当課長に聞きます。何で受理印ないんですか。

○議長（平澤 等君）　吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　5月1日の日に漁業協同組合様から来庁されまして要望をお聞きしました。その際にこの要望書をいただきましたけれども、それをいただいた際に事務処理として受付印を押すのが漏れてたということになるかと思えます。

○議長（平澤 等君）　菅原議員。

○11番（菅原義幸君）　通用しませんよ課長それは。それは5月1日だということの裏づけができないという発言になりますから、そうでしょう。担当課長が忘れた場合これ上司の副町長が決裁するんですよ次に。そして最終的に町長に届けられるんですよ役所のシステムとして。3人揃って受付印のないものを全く問題にもしないで気がつかないで、5月21日の産業教育常任委員会に出す。重ねて今日も出す。そんなばかな話はありませんか。私は産業教育常任委員会の場に出されたときに受付印ないなということは一目でわかりました。あえてなぜ言わなかったのか。後日このことを問題にする機会が遠からず到来するであろうという判断の下で申し上げなかったんですが。今の今まで何でそういう話になるんですか。受理印のないものが、その日付の裏づけの根拠になりますか。

○議長（平澤 等君）　理事者答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） 今担当のほうからも答弁を差し上げましたけれども、これはミスということで認めたいというふうに思います。しかしながらこれは受け取ったのは事実でございますので、これに基づいていろいろ整理をさせていただいたというふうに思います。こういう手続き上の問題、もちろんあってはならないことでありますけれども、しかしこれと実際のトラウトサーモンの養殖に使用するということについては、これは事業者として漁業者が自ら新たな調整をするということ。これは町にとりましても水産業の振興に大きな一歩となるという判断をいたしました。町としてはしっかり応援して成果を上げてほしいという思いで常任委員会にも、また今日のこの一般質問にもお答えをしているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 例によって再々質問に入られませんか。私の質問に何も答えてないでしょう。受理印のない文書を議会に出すに至った段階で三重の誤りしてるんです。担当課長は受理印を押さなかったと、副町長それに気づいていなかったと。さらに最終的な責任者である町長も全く失念していたと、三重の誤りでしょう。あり得ないと思いますよ私は。しかも重要な要望書に関わる受理印を決裁されていないんですから、これまだ未提出の単なる未決済文書だと言われたってしょうがないでしょう。誰決裁したんですかこれ。こんなんでは決裁できますか役所が。しかも平気で産業教育常任委員会に出してくる。それにとどまらず今日要求したらまたぞろ出してくる。一体どうなってるんですか。手続きは大事ですよ。手続きの欠陥があれば公的な行政行為は成立しないんですから、そこは厳しく申し上げておきます。町民の個人の申請だって手続きに誤りがあれば受理されないわけです。手続きは内容と同じ比重でクリアしなきゃならん問題なんです。これは申し上げておきます。手続きに瑕疵があったと。これ町長に認めてもらわなきゃならんと思います。その上で、間違いだけじゃなくて要望に答えてないじゃないですか。要望は、その他の経費について養殖事業が確立されるまでの間、貴町よりご支援いただきたいと。確立されるまでの間っていうんですからエンドレスなんですよこれは。未解決の間ずっと応援してくれて言うんですから。この要望書を受けることができるんですか。しかもこの要望書とは全くかけ離れて生簀を3つにする、つまり2つ増設する場合にその経費の4分の1を支援するという話をいつ、どこで、誰がどうしたんですか。経過何も明らかじゃないでしょう。これ私の質問に答えたということになりますか議長。

○議長（平澤 等君） まず私に振られましたけれども、この受け付けされたというその検印ですか。その部分から説明していただければいいと思います。また町側も非は非という形で今回は明らかにそういったものがないというふうなことなんでそれが一つ。それから忘れたということであれば要望書が来たということに対しての、この要望書を検印を忘れたという中での今の取扱いの仕方についての町の対応についても今併せて答弁していただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 手続き上のミスこれは認めます。本当に申し訳ございませんでした。この要望書の関係ですが、要望書はいろいろなところからいただくことがあります。しかし要望書

のとおり町が対応するという事は必ずしもございません。これは中身を精査して、どこまで支援できるかということは改めていただいてから内部協議をさせていただきます。そういった形で今回はご提案をしている金額で4分の1ということになりますが、それでこの相手方にも了承いただいているということでございますので、これはそういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、答えになってないんです。要望書の中身を精査したと、要望書通り付けるか付けないかはまた別の話だとうおっしゃいましたよね。精査したあと何もないでしょこれ。要望書と違う内容なんです町の今支援策は。それから要望書と予算書の整合性何かありますかこれ。予算書どこを見ても町が4分の1ですか助成しなきゃならない関連性っていうのは出てこないんです。要望書と予算書の間にとんでもない乖離があるんです。そうでしょ。その他の経費について支援していただきたいというものが、これが5月1日だっていうんです。翌日に出た予算書になんて書いてあります。支出の施設償却費のどこ見てください。これは参考資料2の1です。事業費600万、補助金450万（町、道補助4分の3）これは道が4分の2、町が4分の1って話で、その他の経費の補助を要請しておきながら実際の予算書は施設に対する要望した事業の内容になってるじゃないですか。これなんでワンセットになるんですか。4分の1で話をつけたというけども、いつ付けたんですか。受け取ったのが5月1日で次の日に出てきた文書もう4分の1施設の予算付けることになってると。これ説明つきますか町長。

それで議長に申し上げておきます。議長判断を求めたいんですが、私の質問の持ち時間あと10分しかないんですよ実は。1問は2時間って限られてますから、積算しますとあと残り時間10分ですな事務局長。10分でこれ解明できませんこれだけ矛盾だらけの、あえて言えば事実でないことまで持ち出して答弁されてしまいますと私終われませんからこれ。しかしあと10分で片付けれるかっていうと片付きません。そこで議長に提起をいたしますが、私これでよしてわけにいかないんです。幸い令和6年度は政策審査特別委員会がございまして、それは案件としてもう締め切られてはおりますけれども、トラウトサーモン実証試験に係る案件をそこで特別委員会で議長の職権で処理していただける。つまり後追いになるけれども案件として受理していただける措置を取るという確約をしていただければ、私再々質問は留保いたします。議長の判断求めます。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員から議長としての判断をとというふうなことで、私、議長であり、また政策審査特別委員会の中で委員長を務めるものでございます。その中で今議会については菅原議員が副議長であります。その中の副議長からの提案というふうなことなので、私はそれについては、議長判断として議事を進める上の中で私の判断の責任において政策審査の中にこれを加えるというふうなことの判断をしていきたいと思っております。そのように進めていきたいと思っております。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 了解しました。それでは再々質問については留保いたします。その権

利は政策審査特別委員会の中で審議案件として継続するという事を申し上げたいと思います。

6問目に入ってよろしいですか。休憩しますか。

○議長（平澤 等君） 少々お待ちください。以上で菅原議員の5問目の質問を終わります。
ただいま提案ございましたので2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原議員の一般質問を続けます。6番目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして6問目の質問を行います。新チャレンジ制度について2点伺います。

①農業、漁業、商業それぞれについて「新チャレンジ制度」が復活、導入されましたが、ネーミングに問題がありませんか。

②ネーミングに止まらず制度設計にも問題点があります。再検討を求めます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは6問目のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、本年度から各産業において町の振興策や生産者、事業者の意見を参考としまして制度設計を行い予算措置しております。ネーミングについては、それぞれの産業での事業の目的とする名称としたところでありましてご理解いただきたいと思ひます。

2点目のご質問ですが、各担当課におきまして関係機関と協議、検討を図り目的に沿った制度設計を行ったものでございます。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 実はこの案件は、政策審査特別委員会に提起をしている案件であります。政策審査特別委員会の進行が大変当初私が想定していたより遅れておりますので、播やむを得ず一般質問で取り上げた次第であります。それでまずネーミングの問題から言いますと、これは町長適切じゃないです。新チャレンジ制度、チャレンジ制度っていうのは言葉定着してるんです。これは町側が創出した3年間の時限の制度でありましたが。なじんで非常に適切ないいネーミングだなと思って、だから私は仮称新チャレンジ制度復活をということ足かけ5年も提起してきたわけです。1番大きな矛盾は、例えば次世代型店舗づくり事業、これは商業者であります。何ですかこれ。これ誰が考えたのか知りませんが誠に遺憾だと思います。補助対象メニューが、これは制度設計の問題とも重ねて再質問することになりますが、まず補助対象メニューがキャッシュレス決済導入事業だっていうんです。キャッシュレス既にやってる店あります。特に観光関係、町外から入ってくる店なんかはキャッシュレス対応しなきゃ商売にならないんですから。し

かしキャッシュレス対応しなくてもできる業者もいるわけです。何でこれそこに関所みたいにキャッシュレス決済導入事業というふうにしてしまうんですか。このネーミングも次世代型店舗づくりって、何が現役世代で何が次世代なんですか。全然概念はつきりしませんでしょう。現役世代には補助金出さないということなんですか。私は次世代だって、現役世代だって関係なく今の商工業者が必要とする事業について支援をするという普通の在り方で結構だと思います。無理に関所みたいなものを設けて使い勝手を悪くすると、町長いかがですか。これは関係団体とも協議をしたっていうけども、異論いろいろ出てるって話を私聞いてます。町長の耳に届いてないんですか。まちづくり推進課長、出てるはずですよ。まちづくり推進課長のほうはもう予算書で決まっちゃったから名前変えられませんみたいな答弁をしたやの情報も得てるんです。推進課長、違いますよって言うのかもしれませんが、そういう情報を私得てます。そんな予算書に決まっちゃったから変えないなんてお役所主義の答弁ありますか。これ使い勝手のいいように実情に合ったネーミングと中身に変えるべきだと、これがまず商工業の問題です。農業の問題だって同じこと言えるんじゃないですか。スマート農業支援事業だっていうんです。スマート農業でなくたっていいじゃないですか。今の農業者いろいろありますよ、法人、個人あるし、専業の農業形態もいろいろありますけれども、スマート農業技術の活用により云々となっているんです。私びっくりしたのは、対象となる取組補助率となっているんですが、農林水産省ホームページで公表しているスマート農業技術カタログの取組に必要な機械類等3分の1上限額100万、下限30万、何でこういう条件つけなきゃいけないんですか。今の農業者の実態に即して必要とする実際に有効な措置を補助できるような制度に変えたらいいじゃないですか。これ町長お役所仕事です。これも納得しませんから私は。商業、農業言いましたから水産業のほうも言っておきますが、水産業も水産物生産向上事業、こういうネーミングです。変えろとは言いません。これならこれでいいんですが、何で親しまれてきたチャレンジ事業ならダメなのかっていうことです。これでもう一つ問題ありますのは、個人事業主に対して最大100万を上限とするということだったんですが、では共同事業の場合どうするかということが問題になりまして、サケの定置部会に課長と課長補佐出てきたときにそのことも議論になったんです。これは課長ご承知ですよ、記憶してますよね。そのときの要求は共同は500万ということで要請したいと。これは災害復旧の金額とも係わり合い持ちますが。上ノ国は500万なんですよ、上ノ国独自に制度化してますが、名称は別ですが、共同の場合は500万、個人の場合はいくらでしたっけね。それで町長、どう思います。担当課長に聞いたら共同は200万です。これで理解してくださいという話なんです。やっぱり漁業者、納得できていないようです。定置部会長が要求したのは500万なんです。ただ部会の中では、いや今まで一銭も支援してくれてなかったんだから、そんなぜいたく言わないでいいんじゃないかという声もあります。これも現実。しかし町長、サケの定置網これは大小様々ありますが、平均的な定置網でいくらかかると思います町長。通常単価で5,000万だって言われてるんです。いや首傾げなくてもいいです。漁業者がそう言ってんですから。大成の養殖部会の生簀一ついくらというのと話違いますよ。定置の仕掛け特にせたな大きいですからね熊石なんかと違って、5,000万なんです平均ね。それは大小いろいろありますよ。時価の問題もあ

るし、ロープの質の問題もありますし。ただ平均5,000万、じゃ伺いますが5,000万の共同事業に対して200万、これ町長応援したっていうふうに言えますか。念のために私定置のメンバーの人数調べてきたんです。令和4年度のデータになりますが、これは部会の固有名詞申し上げません。全部で7カ続ありますが8人、7人、6人、8人、7人、1番小さくて4人、そして8人という人数なんです。200万ということに町長になるんですか。上ノ国だって500万です。だから私は町長何考えてるのかなと思います。財源どうなのかっていうと産業振興基金、実に4億3,000万あるんです。4億3,000万、新函館農協の合併時の事務所代1億4,000万支出してもなおかつ今4億3,000万あるんです。何でそれだけケチらなきゃなんないんですか。今基幹産業をどういう状況か理解してますか。そういうことから言いますとネーミングも中身も大いに問題あると。事業者の実態に即して使いやすい幅広い運用ができるものに今からでも遅くはないから改善改革すべきだというふうに思いますが、ご答弁願います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずこの新しい制度につきましては、前回のチャレンジ事業とは別物でございます。この制度設計をするにあたりまして産業団体と協議してまいりました。将来のあるべき姿というものも考えながら事業目的に沿った取り組みを支援したいということにいたしました。それぞれの産業の振興に十分貢献できるものというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いや全部町長その答弁ダメです。実態と全くかけ離れた答弁ですから。いいかげんにしてください。各団体から聞いてるんですよ相談なかったって。今なんて言いました、各団体と十分協議をして決まった制度だって、嘘おっしゃい。ダメですよそういう答弁したら。事前に聞いてないからこそ予算付けられたあとでいろいろプレーしてるでしょう各部門で。それは先行する以前の特別委員会の中でも認めてることなんです。だからきちんと協議をして対応しなさいと。そうしますって答弁したじゃないですか。一旦そういう答弁をしておきながら今日また十分協議をしたと。何で前の答弁と違うことを平気でやるんですか。こういう態度はこの問題に留めませんが、答弁のたびにクルクル入れ替わるんです。それじゃダメですよそういうことをやってたら。私の指摘に根拠があるっていうんであれば対応したらいいでしょう。何でそうやってじょっぱるんですか。じょっぱることが町長の権限じゃないです。矛盾があつてこういう声があるんだということを代弁してるんですから、関係者、関係団体の声に答えたらいいいじゃありませんか。それは訂正しても何の恥でもないです。それはむしろ町長は、関係者、関係団体の声に従ってより進んだ使い勝手のいい制度を練り上げてくれたという評価に繋がるんじゃないですか。聞く耳も持たないでダメだなんて、ますます離れます。私、議長、これ答弁同じような答弁もらえばまた再々質問しなきゃならなくなりますから。これは既に政策審査特別委員会で案件として出しておりますから、今日は町長の答弁だけいただいておりますが、納得できませんから。政策審査特別委員会のほうに譲ることにしたいと思います。そこで回数無制限、時間無制限、納得のいくまでやりたいと思っておりますから、これはこれで終わりたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の6問目の質問を終わります。

続いて菅原議員の7問目の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） それではファミリーシップ制度の導入について町長に伺います。

①第1回定例会で藤谷議員に対して、パートナーシップ制度の導入を検討する旨の答弁を行いました。その後の検討状況を伺います。

②その際、カップルだけでなく家族として暮らしている子供との関係も併せて証明するファミリーシップ制度の検討を求めます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 7問目です。現在、道内外の先進事例の情報収集に努めておりまして、制度導入に向け検討しているところでございます。

2点目のファミリーシップ制度につきましても、パートナーシップを宣誓する2人に家族として暮らす未成年の子と生計を一緒にして養育することを宣誓する制度です。パートナーシップ制度とファミリーシップ制度を同一の制度として実施しているところもありますので、先進自治体の状況などを参考に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 了解しました。答弁すっきりしますよね。もう一言だけ申し上げます。

（すいませんや台本にあるので読ませてくださいますのやりとりがありました。カットしました）NHKテレビで北見市のファミリーシップ制度の放映がございました。北海道新聞にも報道されております。公益社団法人結婚の自由を全ての人にのホームページでの集計によりますと、今年の4月1日の時点でパートナーシップを導入しているのは、全国で456自治体あり、そのうちファミリーシップやこの記載を取り入れているのは216自治体に上っていると報道されております。ファミリーシップ制度などによって医療機関や保育所、保育園など様々な場でパートナー関係にある2人が保護者として認められることとなります。ぜひ当町においても、もう一度踏み込んで検討することを求めますということなのですが、既に町長答弁で了解いたしましたので答弁は求めません。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） いつもなかなか意見が合わない状況が続いておりますが、このファミリーシップ制度につきましては、今2回目の質問でも丁寧にご質問をいただきました。私もこれは合理的な理由があるというふうに判断をいたしました。前向きに検討させていただきます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の7問目の質問を終わります。

続いて8番目の一般質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは8番目の質問を行います。町長の出張について、それで質問に入る前に町側から提出された資料がございますが、事務局で用意しているのであれば配付願

ます。

(資料配付中)

○議長(平澤 等君) 一般質問を続けてください。お願いいたします。

○11番(菅原義幸君) それでは①ただいま提出された資料3ページ目でありますけど、令和5年度の町長の出張回数は道内38回、道外15回、海外1回となっております。合計で54回であります。これについてどう思うか見解を伺いたいと思います。

②新たに令和2、3、4年度の同様の資料を求めます。

③その際、前1日、町内で勤務した日数も合わせて伺いたいと思います。

以上であります。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは8問目です。

1点目の令和5年度の出張回数についてどう思っているかのご質問ですが、これは町長として必要な会議等への出席であり、重要な公務出張であると考えているところでございます。

それから次3点目です。町内で1日勤務した日数のご質問ですが、令和2年度は194日、令和3年度は208日、令和4年度は171日となっております。

○議長(平澤 等君) 皆さん届いてますか。2、3、4がある、5が無いの。

(資料配付中)

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) これで資料全部配布になりましたね。わかりました。追加資料は今見たばかりでありますので、詳細資料分析の上、9月定例議会で改めてお尋ねしたいと思います。

○議長(平澤 等君) 以上で菅原議員の8問目の一般質問を終わります。

続いて9問目の一般質問を許します。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) それでは9問目の質問を行います。高橋町政と箱物主義についてお尋ねいたします。

①町長選挙が近づくと高橋町長は箱物に走る傾向があると言われております。実際の所どうなのでしょう。

②わずか50万円の小学校修学旅行貸切バス料金支援事業は長期間実施を拒みました。新チャレンジ制度も足掛け5年間の予算かを渋りました。1億4,000万円に及ぶ合併農協の事務所改修費全額や3億1000万円のホテル長寿命化事業には惜しみなく町長主導で前のめりになっています。どういうことなのか説明を求めます。

③高橋町長は福祉政策を嫌っているとの声があります。地方自治法第1条の定めに従って、住民の福祉の増進を図ることを基本にすべきではありませんか。

以上であります。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 9つ目の質問の答弁になります。

1点目のご質問にお答えいたします。そのようなご指摘は初めて伺いました。実際そのようなことはございません。

2点目のご質問ですが、各種事業や施策の推進にあたっては、その目的や目標に対する成果を十分検討し、必要性、有効性、緊急性、投資効果、町民の意見などを見定めながら政策判断してきたところでございます。

3点目のご質問ですが、福祉政策を嫌がっているというご質問でしたが決してそうではございません。町は地方自治法第1条の本旨に則り、広く住民の福祉の増進に努めているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を伺います。まず①であります。町長答弁とは違う実態がございます。これにつきましては、次回、具体的なデータもそろえてさらに深めてお尋ねしたいと思っております。

②、③でありますけれども一括してお尋ねしておきます。年間100億円近い一般会計と約63億円の各種基金は高橋町長個人のポケットマネーでは決してありません。最近の町長の行政手法を見ておきますと、根本的なところで地方自治法の原則から逸脱しているのではないかという危惧を感じております。特に生活苦に見舞われている方や高齢者、大勢の子供さんたち、災害で困難に直面している事業者、医療、介護、福祉の現場にも耳を傾けているのか大変私としては疑問に思っております。血の通った調整を行うことを強く求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。先ほど町長は、私の指摘に拒否をする答弁なさいました。それならば伺いたいと思っておりますが、中学校と小学校の修学旅行貸切バス支援事業の予算やこのたびの補聴器購入助成費の180万円の補正予算で財政バランスが崩れたのかどうか、お尋ねしておきたいと思っております。答弁を求めたいと思っております。

2つ目、補聴器の政策予算は、本来、当初予算に継続すべきだと判断いたしますが、なぜ補正予算なのか理由をお示してください。

③高齢者のハイヤーチケット支援、ゆっくり申し上げますのでメモしてください。高齢者のハイヤーチケット支援、エアコン設置費助成、買物支援、リフォーム事業の延長、全町的な無料通院バス事業、まちなかバス事業について少額でも構わないので予算化することを求めておきたいと思っております。

以上が再質問であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今回も議員から体育館や学童保育の要望がございました。こういったことで様々な要望を受けながらしっかりと精査をして、検討して実施するというところで、これまでもこれからもやってまいりたいというふうに考えております。これは箱物の関係でございます。2つ目ですが、これは1つ目、2つ目合わせてでございます。

3つ目ですが、福祉政策を嫌がっているということに対しての再質問であったかというふうに思います。私としては決してそういうことはございません。しっかりと旧町に比べても随分、住

民福祉の増進には意を排して政策を打ってきたというふうに思っております。これは一つずつ説明はいたしません、議員もご認識されていることというふうに思います。今回、補聴器の予算を付けさせていただきました。町としては、いろいろ財政上の部分も考えながら持続可能なまちづくりということを頭に置きながらしっかり政策を打っているところでございます。その他いろいろ議員からの要望がありましたけれども、それらについてもこれから優先順位を考えながら対応できる部分については対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私、福祉政策の各項目を列挙した上で見解を求めたんですが、そこに焦点を合わせて再答弁させていただきませんか。もう一回言いますか。

○議長（平澤 等君） お願いいたします。もう一遍お願いします。

○11番（菅原義幸君） 項目を申し上げます。メモしきれなかったかもしれませんので。高齢者のハイヤーチケット支援、それからエアコン設置費助成、買物支援、リフォーム事業の延長、再延長ということになりましょうかね正確には。全町的な無料通院バス事業、まちなかバス事業、こうした政策について少額でも構わないから予算化することを求めたいと申し上げてるんです。ご答弁願います。

○議長（平澤 等君） 町長、再答弁願います。

○町長（高橋貞光君） 今おっしゃいましたそれぞれの事業につきましても、順次検討しながらやれる部分から優先順位をつけて考えてまいりたいと。今のところまだ検討には至っておりません。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） だから町長ね福祉嫌いじゃないですかと言わざるを得ないんです。町長、残り任期何年ですか。順次検討しているうちに任期が終わっちゃうんじゃないですか。19年やってるんです。私この要求何年やってると思います。何回質問したと思いますか。その都度検討する、財政バランスが取れない、実現できてませんでしょ。政策審査特別委員会でも予算積算を求めましたけれども、財政バランス崩れるような予算を私は求めてませんよ。その中で180万円を6月補正に出したということについては評価いたしますこれは。喜んでるんですよ私も。そうあっていただきたいという願いを込めて、その他の案件だって少額予算計上すれば、それが一つの出発点となって町民の喜ぶ政策が、その先展開されていくのではないかという思いでいるんです。19年間にわたる高橋町政のこれまでの来し方を振り返ってみて何で福祉にそんなに背中を向けるのかという疑問の声があるから聞いているわけでありまして。再度お尋ねいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 19年、私も経ちました。スタートは財政の健全化、再検討というところからのスタートでした。菅原議員ともその当時から一緒でございますので、一緒にご苦労をしていただいたということも思い出しております。町としては、旧町のそうした状況を二度と繰り返してはならないという強い決意をして今行財政運営に取り組んでいるところでございます。これから大きな事業が目白押しということになります。議員の要望もいただきました。したがいま

してこれらをしっかり計画的に推進、実施をしていくためには、やはり今からといいますか、もう既に準備を着々と進めておりますが、これは財政的な部分です。準備を進めながらそれを実施しても持続可能なまちづくりというものが崩れないように、今自分の頭の中でしっかり取り組んでいるところでございます。したがって、そうした部分にある程度目処がついて余裕ができる場と、あるいはまた新しい財源の確保という部分もこれから期待できそうな部分も実はございますので、そうした中で財政的な余裕があれば順次、議員のこの要望ももちろんそうですが、ほかに町民からの要望もございますし同僚議員からの要望もあるかと思えます。いずれにしましても優先順位をしっかりと定めながら取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の9問目の質問を終わります。

続いて10問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは最後の質問であります。43兆円の軍事軍拡予算と政府の骨太方針、原案などの町長の所見について最後にお尋ねしたいと思います。

①適基地攻撃能力保有、次期戦闘機輸出閣議決定、軍拡財源確保法による5年間で43億円の軍事費の確保など岸田内閣の戦争国家づくりの動きについて町長の見解を伺います。

②今年11日、政府は経済財政諮問会議を開き、経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）の原案を提示しました。町長の所見を求めます。

③岸田首相が意図する憲法改定について、非核平和の町宣言を明らかにしているせたな町長としてどのような見解をお持ちでしょうか。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 最後の質問になりました。菅原議員の1点目のご質問にお答えします。

現在、日本がおかれている状況では、隣国でミサイル発射を繰り返す北朝鮮や中国などの軍事的脅威など、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中であると理解しております。このような状況下におきまして、我が国の平和と安全を守るためには高度な政治判断が必要であり、国会で十分審議されるべきものと考えております。

2点目のご質問にお答えをいたします。政府による経済財政運営と改革の基本方針2024の原案が提示されました。内容は持続可能な経済社会の実現に向け多岐に渡っておりますが、国の方針でございます。尊重していかなければならないというふうに考えているところであります。

3点目のご質問でございますが、平成19年4月せたな町非核平和の町宣言をいたしました。これは唯一の被爆国として再び広島、長崎の惨禍を繰り返すことがあってはならないという思いから、平和と命の尊さを訴え宣言したものでございます。憲法改正については、その趣旨に添ったものであってほしいと願っているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を伺います。答弁内容を聞きますと事実上ゼロ回答なんです。

国において協議すべきもの、これが基本で町長自身の受け止め方、認識これございませんでした。この問題も1年間ずっとやりましたが答弁をしない、あるいはできない、その立場にない。その点では一貫してます。私は大変残念だということを申し上げておきます。ごく普通に答弁できると判断してお尋ねしたわけでありますが、それほど難しい問題を聞いてるわけじゃないんです。ごく普通の国民であれば、当然、判断し考え方を表明できるであろうという範囲の中でお尋ねしているわけであります。それも町長の答弁でありますから伺っておきたいと思えます。それでまず先に骨太の方針のほうについて再質問しておきたいと思うんです。私この骨太の方針、一言で見解を申し上げますと大きく分けて3点ございます。まず1点は、異常と物~~円~~安価高騰からどうやって暮らしを守り経済を立て直すか、その方針が極めて不明確だなという印象を持っています。出てないですよそういう話が。それからもう一つは、原案が掲げている全世代型社会保障制度の構築、これは年金制度を不安にし、医療介護負担増で高齢者いじめの政策の継続になっているのではないのかなあという印象を濃くしました。各論で申し上げますと特に医療費の国民負担増、国保税の値上げ、あるいは介護分野では2割負担対象者拡大と要介護1、2の保険外しの26年度末までの検討ということが明記されているんです。これは大変な問題になるなと私は見ています。そして3つ目でありまして、結局のところ国家安全保障戦略等に基づいて、防衛力の抜本的強化を推進するということで5年間で43兆円の大軍拡に固執するという姿勢を見せていること。この3点が伺えるというふうに見ております。一口で申し上げますと社会保障の改悪をし大軍拡を進めるということに尽きるかなと思えますが、町長もう一遍、町長の見解を伺っておきます。

それから再質問もう一つありますが、私、町長はなぜ一貫して憲法の問題でも、あるいは国の外交防衛の問題でも見解を示せないのか大変不思議に思っております。町長は自民党の党籍を持つての方だというふうに思いますが、党籍のいかんにかかわらず国民としての、あるいは地方行政に携わる方としての見解があってもいいのかなと思うんです。それは私の見解と同じであることを求めているわけではありません。こういうスタンスだということをきちんと申し上げていただければ、地方の議会の場での議論の貢献になるのかなと思うんです。この1年間やってみましたが、その基本スタンスがどうも理解できないんですね私は。それは町長が考え方を明らかにしないからなんです。前回実は町長に9条の会の会員かどうか率直にお尋ねしました。答えたくなければそれ結構ですよというふうに申し上げましたが、これは別に思想信条をどうしようとか、そういう要件で質問してることではないんです。少し古い話になりますが、以前、藤谷議員がまだ議会に入る前の話でありますけれども、年賀状で9条の会が町の施設を使用する場合に無料になりませんかという要請をいただいたことがあるんです。これはご本人記憶してるかどうかわかりませんが。それを年賀状で受けたんで私町長と交渉したことがありますよね。町長も記憶してますか。そのことを言ったら、いや9条の会は普通の団体じゃないからちょっと無料無理ですよという答弁でありました。そのとき私申し上げたんです。町長あなたも9条の会の会員じゃないですか言ったら凶星だったんです。何で私はそういうことを言ったかといいますと、実はそれ以前に日本共産党、中央機関紙である新聞赤旗のこれはたしか全国版だったと思いますが、せたな九条の会の記事が報道されておりました。かなり長い大きな記事です。そこには町長、副

町長も9条の会員だと実名で出てましたよ。だから議長も入ってるという報道もありました。そういう事実を私は現認しているから見ているから、町長に率直にお尋ねしたんです。町長だって9条の会の会員であれば、ごく普通の町民で成り立っているんだから町の減額条例にあてはまるんじゃないですかと。そのとき初めて町長は検討するという対応をしたんです。その後、無料になりました。無料になった経過はそういうことであります。ですから私は立派な町長だなと密かにリスペクトとしていたんです。その当時ですよ。その前提ですと1年間お尋ねしたんですが、9条擁護の基本的なお考えを示されることは大変残念であります。1度もございませんでした。私は改めて今、国際情勢を考えてみたときに、なおさらのこと9条の1、2を守っていくことが必要だと判断するわけですが、町長はそう思いませんか。率直にお尋ねしておきたいと思えます。少し長くなりましたが以上が再質問であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず現状の国際情勢なんです、テレビ新聞等でいろいろなことは報道されているところでございます。しかし報道上しか私たちとしては情報を得ることができないという状況が一つございます。私としては、自分で責任を持ってお答えをする上においては、しっかりとした情報の基、この分析をしながら自信を持って答弁をさせていただきたいというふうに思っております。これはほかの質問についても同様でございます。現在のところ、そういった観点から考えて、そこまで自信を持って答弁するということまでは行っていません。軽々な考えで答弁はできないというふうに感じているところでございます。この問題につきましては、国の判断としては多分ですよ、国際情報、あるいはそういった部分での機密情報など高度な政治判断、高度な分析を持って判断をされているものというふうに思っておりますので、これは私の考えを挟めるというような状況ではないというふうに判断しております。それから骨太の方針の話がございました。これはあくまでも骨太の方針、文字どおりのものでございます。これから細部にわたって様々な政策が出てくるものというふうに思っているところでございます。そういったものを十分見ながらこれは自分なりに考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私はもっと聞いている項目があるんですが、町長、忘れたのか、意図的に答弁しないのか、そのことを今日は催促しないでおきます。3時までには終わりたいと思っておりますのでね。それで再々質問をして終わりたいと思えます。私1年間にわたって国の進路と国民の生活に係る問題について一貫してお尋ねしてきました。これは過去したことの無い分野の質問ですから、多分町長も答えにくかったんだろうなと思えます。しかし先ほども申し上げましたが、難しいことを聞いているんじゃないんです。普通の国民であれば、町民であればごく普通に持っているであろう見解について、その範囲で聞いているにすぎないのであります。特に昨今、国と地方の関係について厳しい関係にございまして、地方自治法の改定についても地方の自治について大きな指示の形で干渉が今なされる危険性がある改定がされました。これは意見書も提出しておりますけれども、そういう重大な事態の中で地方の首長であれば、当然基本スタンス見解というものが要求されるわけでありまして、そのことについてお尋ねしているのは、何らお示し願えてい

ないということについては、少し首長としては痛々しいなあっていいですか、姿としては痛々しい姿だなあというふうに私の目には見えるということなんです。もっと毅然たる見解をきちんと示して、こうであるという力強い答弁を、内容別ですよ町長、お示し願いたかったというふうに思うんですが。それで私はこの問題はこれで終わりというわけにはまいりません。引き続き国内外の情勢発展と国と地方の関係の変容に鑑みながら、さらに踏み込んだ質問を今後も展開するということをお願いして再々質問を終わりたいと思います。答弁要りません。そういうことだけ申し上げておいて10問質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の10問目の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ただいまより3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（平澤 等君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第2 報告第1号

○議長（平澤 等君） 日程第2、報告第1号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件についての提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今上程になりました報告第1号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましては、令和5年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰り越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その1の2ページでございます。令和5年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。記載されている事業につきましては、年度内の事業の完了が見込めないことから、令和5年度補正予算の中で繰越明許費を設定しているところでございますが、それぞれの事業に係る翌年度への繰越額が確定いたしましたのでご報告いたします。翌年度の繰越額でございますが、2款総務費、1項総務管理費、物価高騰重点対策世帯支援交付金事業3、574万円から10款教育費、3項中学校費、中学校空調設備整備工事7、469万円まで5事業の合計で2億1,008万8,000円を令和6年度に繰越しをいたしま

した。この繰越額の財源内訳の合計額は、未収入の特定財源として2億65万円、一般財源943万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第3 報告第2号

○議長（平澤 等君） 日程第3、報告第2号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件についての提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今上程になりました報告第2号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましては、令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費におきまして、繰り越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その1の4ページでございます。令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。記載されている事業につきましては、年度内の事業の完了が見込めないことから令和5年度補正予算の中で繰越明許費を設定しているところでございますが、事業に係る翌年度への繰越額が確定いたしましたのでご報告いたします。翌年度繰越額でございますが、2款資本的支出、1項建設改良費、大成浄化センター改築更新工事委託業務1,680万円を令和6年度に繰越しをいたしました。この繰越額の財源内訳の合計額は、未収入の特定財源として1,674万円、事業収入で6万円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第4 報告第3号

○議長（平澤 等君） 日程第4、報告第3号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございます。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものであります。6ページから11ページにつきましては、令和5年度第30期の経営状況でございます。同じく12ページから15ページまでは令和6年度第31期の営業計画並びに収支予算でございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） それでは報告第3号についてご説明いたします。

去る5月31日に開催されました株式会社北檜山観光振興公社株主総会におきまして、第30期事業報告並びに決算報告、第31期営業計画並びに収支予算が承認され、先般町に対し経営状況に関する書類の提出がありました。

それでは6ページをお開きください。第30期事業報告につきましては記載のとおり、それぞれ会議や事業を行い地域貢献をしているところでございます。

次に7ページでございますが、第30期の損益計算書でございます。経常損益の部の営業損益の部では売上高、前期と比較して約1,840万円の増の1億5,115万6,278円となっております。内容につきましては右側の記載のとおりでございます。これに係る売上原価につきましては3,407万6,486円となることから売上総利益は1億1,707万9,792円となっております。次に一般管理費につきましては1億3,989万1,573円となっております。内訳につきましては次ページの8ページに記載のとおりでございます。省略をさせていただきます。

以上のことから第30期の営業損失は2,281万1,781円となったものでございます。

次に営業外損益の部では、営業外収益が1,760万8,496円で指定管理料が主なものでございます。経常損益は520万3,285円となっており、法人住民税及び事業税を加えますと当期損益は540万9,285円となったものでございます。

続きまして9ページでございます。第30期の貸借対照表でございます。下の部分になります。純資産の部、株主資本金3,905万9,505円につきましては、資本金1億円から利益剰金のマイナス6,094万495円を差し引いた金額となっております。

続きまして10ページでございます。第30期株主資本等変動計算書を掲載しておりますが、先ほど純資産の部と説明が同じになりますので省略をさせていただきます。

11ページは監査意見書でございます。

続きまして12ページからは、第31期営業計画並びに収支予算となります。12ページ13ページは、それぞれの部門における第31期の営業計画が記載されております。

次に14ページになります。第31期の収支予算で売上収入では、宿泊売上6,028万7,500円をはじめとする各部門の売上収入と指定管理料などの営業外収入を合わせて1億6,527万7,996円を見込んでおります。

15ページは、経費内訳書で仕入高3,372万4,541円をはじめとする各経費を見込み、下の方になりますが経費合計で1億6,827万7,996円、予定総利益はマイナス300万円としており、マイナス収支の要因といたしましては、長寿命化改修工事に伴います11月の全館休館となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） この際ですのでお伺いします。まず株主総会が無事に終わって新しいのがスタートしたということでございますけども、それで私これ見てて、この事業計画書の中に1カ月休みますよと。この施設は本当に町にとっても大事、観光の上からも大事なので、これの存在するからそれについては応援いたします。ただこの数字見ると1カ月休んでも、前期と宿泊も、それから入湯料もほとんど変わらない。比べてみたんです。そしたら1カ月休んで、温泉売上げ31期2,300万何がし。そして今年度の計画では温泉売上げ2,382万増えてるんです温泉収入が。これは予算づくりの上でどういう形の検討した結果こういう形になったかわかりませんが、この1年間のこれからの運営から見るとなかなかこれ無理というより、どういう根拠でこういう数字、数字が最終的に株主総会を通っているからこの収支予算書でしょうから、いろいろ方向の先ほどもありましたけども、そのとおりにはいかないにしても、これはちょっと在り方として、これで本当にこういう形で、しかも最終的な指定管理料がこの程度で済むのか。またあとになって指定管理料がどうだこうだってなると、これはやっぱり私信頼関係含めて問題になると思うので、この数字ある程度どうやって煮詰めてこういう形でできたのか差し支えない範囲で教えていただきたいんです。

○議長（平澤 等君） 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問になりますが、令和5年度の利用者の人数が出ております。宿泊につきましては令和5年度につきましては9,455人、それから日帰りの入浴ですが、日帰り温泉の入浴者数につきましては6万3,259人の実績となっております。11月につきましては全館休館という形になっておりますので人数的にも減っていると。それからこの4月から入湯料につきましては、410円から450円に変わっておりますので、その辺も計算されての予算の組み方ということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 1カ月休んでなおかつ入湯料も値上げしてそれでそういう数字、非常に

希望的観測だったら、すごいあれだなと思いますけど。予算委員会で私言ってますけども、予約の取り方、その辺についても多分、あの時点では改良を重ねるという形の答弁だったんですが、その辺の検討もなされて、この宿泊者の数ともこういう形で推移してるのかわかりませんが、ただそれ以上は言いません。ただこの数字、本当に真剣になってやらないとかなり大変な数字だと。私はいろいろな会計見てますけど、こういう形で1カ月休んで同等に収入が増えるというのはちょっと、それも株主総会が通ってる話ですから、それに向けて努力はしてもらいたいですけど、ただやはり筆頭株主の町としては、これ相当緊張感を持ってやっぱり進めない。まして今言う耐震化の中で公的資金投入するわけですからだから私があえて言うんです。この数字でまた最終決算で指定管理料が全然見込みと違ったらどうするんですかと、そういう考えをそういう覚悟を持ってきちんと運営にあたってくださいますということで、私これで質問止めますけど、そのくらいこの数字は非常に責任のある数字だということを指摘しておきます。

○議長（平澤 等君） 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ホテルもその辺はよく理解してるというふうに考えておりますし、町としてもこれからの経営を監視というか、見ていきながら適切なアドバイス等を進めていって、経営が上向きような形になればいいかというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） そういうことであれば担当はわかりましたけど、やっぱり理事者のほうからもきちっとした形で今年度の方針に向けてやっぱり発言、それから考え方を示していただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 株主総会でも同様のご意見を株主からいただいたところでございまして、もう相当の緊張感を持ってこの1年間取り組んでいかなければならないというふうに改めて今思っているところでございまして、ネット予約の課題などもいただいておりますので、こういったことも取締役会の中では議題として改善策に取り組んでおります。そういったことで、この1年間、全力で対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今質疑聞いておまして、ほとんど答弁らしい答弁になってないと思います。我が町は筆頭株主ですよね。だから取締役になってるわけでしょ副町長が。株主総会でも相当問題ありました緊張を持ってやりますと。緊張するかしないかの問題じゃないんです。営業月数が11カ月で、これで数字が合うかっていう問題なんです。ただ一つ有利なのは、入浴料金を上げたんだと、それで説明になりますか。答弁するなら納得できる積算上の根拠を明確にさせていただく必要があると思います。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいまのご質問でございますけれども積算上の根拠ということで

ございますけれども、これは14ページに収支予算、それから15ページに経費内訳書を添付してございまして、これに基づきまして収支の見込みを立てているところでございます。それでこれが達成できるかどうかというところが一番大きな問題でございまして、きちんと株主として達成できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これも予測数字ですからね。1年間やってみたら本当の数字が出てくるわけです。だから1年後にならなければその結果はわかりませんと、こういうことです。率直に言って厳しい結果になると思います。それで決算数値がどうなるかこうなるかということよりも、先般、町長が答弁しておりましたように第三セクターに対する指定管理料の問題、考え方、ここをもう19年間も町長やってるわけですから、以前の町長の考え構想と実際の展開は違ってきていると思うんです。それを今ここで詰めるつもりはありませんが、やっぱりどこかの時点で解決しなければ、改選前に道高議員がおっしゃっていた指摘っていうのは依然として宿題として残っているわけです。この辺について町長からもきちんとした現時点での考え方をお示しいたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 第31期につきましては佐々木副町長が申し上げたとおりでございますが、この指定管理料の問題、これはこれまでも随分ご質問をいただいております。この関係では、今の3カ年の契約ということでやらしていただいておりますが、4年目、次期改正ということが当然、近いうちに出てまいりますので、それに向けて検討していかなければならないものというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3回目になりますか、2回目ですか。町長また例によって答弁してないんです。私はそこを聞いたんじゃないで、指定管理に対する町長の政策判断、これまで19年間の来し方を振り返ってどうなんだというお尋ねをしたんですが、お答えにならない。いいですよ、これで質疑終わりですからね。それで町長一つだけ確認しておきたいのは、31年度期の決算がどうであっても、これは1,636万3,638円ですか。この指定管理料は、契約に基づく固定された数字ですから変更はないということですね。追加するということはないんですね。赤字だったんで指定管理料を追加しますよということは契約上あり得ませんね。これを確認しておきたいと思うんです。そこをしっかりと答弁してくれば、これで質疑を終わります。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 過去には燃料代の高騰ですとか、それから電気料ですか、こういった高騰のときに指定管理料を増額した経過がございます。それからあと修繕などもありますと早急な対応ということでホテル側でやっていただいた折には指定管理料に上乘せをしてということでございますので、必ずしも固定された数字というふうには考えてございません。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それどういうことですか。固定された数字とは思っていませんという

のは。そしたら追加もあるということなんですか。そこを正確に答えていただかなければ指定管理料の意味ないじゃありませんか。先ほど言ったような諸物価の高騰だとか、想定以外の事象に対する追加というのは確かにやってきました。それ言われなくたってわかってます。しかし営業月数が11カ月っていうのは想定外の話じゃなくて、想定された規定の問題じゃないですか。そういうことを前提にして追加もありうるっていう答弁になりますか。取締役ですよ筆頭の。しっかりした責任ある答弁を副町長にさせていただかなければ、これは理解できません。また議長に求めることになると思いますが、かみ合った答弁しっかりイエスかイエスでないか、追加するのかわしないのか明快に答弁させていただきませんか。

○議長（平澤 等君） 答弁調整しますか。

それでは3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時39分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

理事者側の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 1カ月休業補償に係わっての予定総利益マイナス300万のこの扱いだというふうに思いますけれども、これは経営状況によってどうなるか、ちょっと今のところ推測はできませんけれども、経営によっては追加で支出する可能性もあるということでございます。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

石原議員。

○1番（石原広務君） 常任委員会でも、政策審査特別委員会でも関連して質問させていただいたんですが、今の副町長の答弁だと基本的な町長の指定管理制度の考え方、過去に遡りますけど、国民宿舎あわび山荘があるときに、また繰り返しますよ。宿泊施設は指定管理施設にそぐわないっていう趣旨の発言されたんですよ過去に。将来的には、独立を前提に取り組んでいただかないとダメだということを強く考え方として示していたんです。今回3億数千万、長寿命化計画の名の下につき込むわけじゃないですか。これいつの段階かわかりません。これもまた推測になるかもしれませんが、1カ月の休業補償、これを指定管理料として町側に補填を要求したけど、いやいや断られたんだよねっていう話が外部に漏れているんです。そういう甘い体質が基本的にあるんです。私は再三にわたって申入れしました。3億数千万、長寿命化計画の名の下に税金を取り組むんだから、基本的に観光公社が自由な発想で今後もできるようにという意味と、あとは収支もいい加減、これ4,000万切れてるわけじゃないですか。その扱い方、筆頭株主で入っている以上は真柄議員先ほどおっしゃってましたけど、こういう報告などが議会にこれ義務として出さなきゃないし、こういう議論にもなるわけじゃないですか。まず指定管理の考え方、どうなる

かわからないって言ったら皆さんどうなるかわかってないですよ。一般の宿泊施設を運営する方々も。片や第三セクターだから3億数千万つぎ込んだ、赤字出たらそのときによって応じるってような趣旨のね発言は誰もがこれ納得できません。副町長が筆頭株主で出て、そういう場にいるんですから、町民の批判っていうか、指摘もこれは絶対ありますから、そういった姿勢でぜひ取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） ホテルの経営につきましては、北檜山観光振興公社にお願いをしているところでございますけれども、何と言いますか体質ではございませんけれども、何とでも赤字から黒字にしてほしいという強い思いはございます。それは取締役会で何度も言っているところでございますけれども、その指定管理につきましては、観光振興公社から出てきたものを土台にしてやっているわけございまして、決して甘い体質ではないというふうに思っておりますけれども、経営については今後も十分な対応をしていただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 今質疑やりとり聞いてて思わず手を挙げたんですけど、本当は黙っていいのかなと思ったんです。また過去のことを持ち出すと町長にあんまり石原議員過去に拘らないでってまた言われるかもしれないですけど。指定管理料を決めるときに、それこそ過去に入っていたアドバイザーという方が、取締役会に入ってじゃ今年度も談合しましょうということも昔からやってきてるんです。税金の扱い方、要は他の福祉施設などは人件費削減して身を削る思いをしてその事業を展開してる方々もいらっしゃるわけじゃないですか。これはホテルと宿泊施設と同等に考えるというのは少し矛盾があるかもしれませんが、考え方としては、これ税金が投入されるわけです。片やその税金の投入を望んでもなかなかかなわない、自ら血のにじむような改革をして組んでいらっしゃるいらっしゃる事業所が多々あるわけです。そういった観点からもきちんとしたその姿勢で、副町長その場にいれば直接、それこそ文句も言われるかもしれません。でもそこは毅然とした態度で取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まさしく石原議員言われるとおりでございまして、観光振興公社につきましても身の切るような給料含めてそういう実態でございまして、そういうことでございまして職員もなかなか増えないとかっていうようなこともございます。いずれにしても石原議員言われるように税金投入でございまして、これはもう甘えがあってはならないというふうに思っています。

○議長（平澤 等君） ほかに。

横山議員。

○5番（横山一康君） 先ほど副町長の答弁の中で指定管理料の追加もありうるという答弁があったんですが、これはもう当然想定された中でこの収支予算書というものが作られていますので、ここに関しては指定管理料は、ここで留めていただきたいと思います。先ほど副町長の答弁の中では、想

定外のことが起きた場合は追加を今までしてきたと。今回は想定外のことは今のところこれで災害だとか、天変地異があった場合はこれは致し方ないですが、このまま通常の経営状態やっけて追加するというのは本来あり得ないと思いますので、そこはしっかりと考えてやっていただきたい、経営努力をやっていただきたいということを伝えておきます。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 11月に全館休館ということで1カ月のところの休業でございます。これについて今後どんなふうな扱いになるかわかりませんが、経営がよければ、それはないんでしょうけれども、その点の指定管理の追加というものは考えなければならないのかなと思います。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 11月休館するという事は、あらかじめわかっていることですので、それを想定した上でこの収支予算書というのは出てきているものと私たちは考えているんです。であればそこに関して追加する必要はない、この1,600数十万の指定管理料で十分であるということでこの予算は出来上がっているものと捉えていますので、天変地異がない以上は、このままでやっていただきたい。このような経営努力をしていただきたいというお願いであります。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） お話としては十分わかるわけですがけれども、ただ総利益として300万の赤字ということでございますので、この指定管理料が十分かというところ決してそうではないというふうに私は思っております。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 答弁一生懸命されてるので、それ以上は追及しないんですけど、これ赤300になっても、であればこれ最初から300万円プラスした指定管理料、予算付けすればよろしいんであって、今回これをお願いするというところでありますから、そうすると先ほど副町長が答弁した天変地異、異常なことがあった場合は、これ追加してきた例があるというのが整合性とれなくなってくると思いますので、ここはしっかりやっていただきたいと思います。もし300万円どうしても足りないというならば、それを町が補填するのではなくて公社の資本金というものがきちんとありますので、そこの中から食っていくと、これが本来の経営の在り方だと思いますので、そういう厳しさを持ってやっていただかないと、これなかなかいつまでたっても自立できないということになりますので、そこはしっかり考えてホテル経営というものをやっていただきたいと、大変厳しい意見ですがよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。報告3号は報告済みといたします。

◎日程第5 議案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第5、議案第1号令和6年度せたな町一般会計補正予算を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2でございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億1,964万1,000円を追加し、補正後の予算総額を94億6,179万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、補聴器購入助成費、北檜山学童保育所整備工事設計業務、トラウトサーモン海面養殖施設整備事業補助金、檜山広域行政組合消防費負担金など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の追加2件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは、はじめに議案その2の4ページでございます。第2表地方債の補正でございます。追加する北檜山学童保育所整備事業、限度額940万円、緊急消防援助隊設備整備事業、限度額8,660万円の2件を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。それでは別冊の補足資料により主な歳出の補正内容について簡潔にご説明いたします。補足資料の1ページ、議案その2では9ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、7目光ファイバー網管理費で継続で光ファイバー網管理費、補正額65万2,000円、全額一般財源でございます。修理箇所があるため追加をするものでございます。補正後の修繕料は105万2,000円となります。12目地方創生推進事業費、継続で産業等活性化補助金で、企業版ふるさと納税による寄附がありましたので寄附者の意向により産業等活性化補助金に充当するため財源を振替するものでございます。

2款総務費の補正額合計は76万4,000円となります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、継続で国民健康保険事業特別会計繰出金、補正額85万2,000円の減額は全額一般財源でございます。人事異動に伴う人件費等の精査によるものでございます。3目老人福祉費、新規事業で聴器購入助成事業、補正額180万円の追加で全額その他財源で社会福祉基金繰入金でございます。聴力機能の低下がある高齢者に対し補聴器の購入に要する費用の一部を補助するものでございます。補助率等については記載のとおりでございます。2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、新規で北檜山学童保育所整備工事設計業務で、補正額992万2,000円、940万円は合併特例債、残り52万2,000円は一般財源です。北檜山小学校の一部を増改築し設置するものでございます。令和6年は実施設計、令和7年建設工事で事業費概要1億6,100万円、令和8年度に開設する予定でございます。

3款民生費の補正額合計は1,071万6,000円でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目公営温泉浴場管理費、新規で瀬棚公営温泉浴場温水用配管

更新工事で、補正額380万6,000円で全額一般財源です。経年劣化により温水用配管が腐食したため配管の更新工事を行うものでございます。

4款衛生費の補正額合計は398万4,000円でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、継続でトラウトサーモン海面養殖事業、補正額130万円の減額です。その他財源は産業振興基金繰入金で130万円の減額をするものでございます。資料購入費のコストカットにより収支が大幅に改善することから支援を中止するものでございます。

続きまして新規事業で、トラウトサーモン海面養殖施設整備事業、補正額785万円の追加で、国道支出金520万円は地域づくり総合交付金、残り265万円は産業振興基金繰入金でございます。養殖規模拡大のため養殖施設2基を追加することから施設整備費の一部を補助するものでございます。事業費負担率については記載のとおりでございます。

6款農林水産業費の補正額合計は655万円でございます。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費で、継続で港湾施設修繕、補正額68万2,000円の追加は全額その他財源で港湾使用料でございます。瀬棚港上架施設の手動油圧ポンプの修繕を行うものでございます。

8款土木費の補正額合計は68万2,000円でございます。

9款1項1目共に消防費、継続で檜山広域行政組合消防費負担金、補正額9,355万8,000円の追加は消防事業債で8,660万円、残り695万8,000円は一般財源です。災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車整備事業に係る負担分で、事業費が1億1,508万7,000円、国の補助金が2,152万9,000円、残りの9,355万8,000円が町負担となります。

9款消防費の補正額合計は9,384万4,000円となります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、継続でA Iドリルソフト使用料100万円の使用料です。100万円の一般寄附がありましたので寄附者の意向によりA Iドリルソフト使用料に充当し財源を振替するものでございます。

4款社会教育費、5目社会教育施設管理費、継続で社会教育施設管理費で補正額123万円の追加は全額一般財源です。情報センターの会計年度任用職員の採用に伴う報酬等の追加をするものでございます。報酬額等については記載のとおりです。5項保健体育費、2目体育施設管理費、継続で体育施設修繕、補正額50万円で全額一般財源です。町民プール裏斜面及び海洋センター艇庫外壁など修繕をするものでございます。

10款教育費の補正額合計は281万7,000円でございます。歳出補正額合計は1億1,964万1,000円となったものでございます。

次にこれらに係る主な歳入でございますが、議案その2の6ページでございます。13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料68万2,000円の追加は港湾使用料、15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金520万円の追加は地域づくり総合交付金、17款1項共に寄附金、1目ふるさと応援寄附金40万円の追加は企業版ふるさと納税、2目一般寄附

金 110 万円の追加は 2 件の一般寄附があり、それぞれ寄附者の意向に沿って充当をするものでございます。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目社会福祉基金繰入金 180 万円の追加は、補聴器購入助成費に充当、4 目産業振興基金繰入金 95 万円の追加は産業等活性化補助金充当 40 万円とトラウトサーモン海面養殖事業補助金充当 130 万円をそれぞれ減額し、トラウトサーモン海面養殖施設整備事業補助金充当 265 万円を追加するものでございます。

19 款 1 項 1 目共に繰越金 1,343 万 2,000 円の追加は、前年度繰越金で財源調整でございます。

21 款 1 項共に町債、7 目合併特例債 940 万円の追加は、北檜山学童保育所整備事業債、8 目消防債 8,660 万円の追加は緊急消防援助隊設備整備事業債でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○1 番（石原広務君） その 2 の 10 ページになります。北檜山学童保育所工事設計業務に関連して数点、確認も含めて質問させていただきたいと思います。常任委員会で調査をし連合審査も踏まえました。最初、常任委員会に資料として出した時点で青写真というか、基本設計はもう既にできてたわけです。確認なんです、青写真を作るに伴って、これ業者をお願いしたのかなというふうに推測するんですが、工事に係わって、要は学校が平日でもこれ工事するんだろうな、先に行くんですよ。まだ基本設計の段階ですけど、騒音の問題とか、何かしら想定されることが協議されていたのかどうか、そこ確認ができていればお知らせさせていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原課長。

○町民児童課長（河原泰平君） お答えします。現段階では設計業務ということで、騒音等なるべく抑えられる時期等そういうのも鑑みて今後計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1 番（石原広務君） 私はあとで討論する予定をしていますが、早い段階でそういった状況をいつも迅速に動いていただいているんですが、教育委員会と掛け合ってそういった青写真含めて想定されるものが説明できる状況になったら、PTA なりを中心に一応説明会を教育委員会と掛け合って検討していただきたいと思いますが、今の段階で担当課長としてどういうふうに捉えているかお聞かせいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 河原課長。

○町民児童課長（河原泰平君） 石原議員おっしゃるとおり大きな問題等ありましたら PTA 等も含め学校側と協議しながら、どのように説明していくか協議していきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 質疑よろしいですか。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 2点あります。1点は、ただいまの北檜山学童保育に係る部分、もう一つは6款2目であります。まず学童保育の絡みであります。補足資料の2ページ、2款総務費、2項児童福祉費、この説明の項目では、令和6年度実施設計では7年度建設工事、令和8年度開設予定となっておりますが、令和7年度の建設工事費事業費概要1億6,100万となっておりますが、この積算根拠はお示し願えません。

○議長(平澤 等君) 平田課長。

○建設水道課長(平田大輔君) 今回のこの事業費の概算なんです。皆さんに最初行った図面のほうは私が書いたものでして、規模と構造とかを計算しなければ設計委託料に出せないものですから、そのために作った図面をちょっと先に議会のほうに出したようなので、ちょっと誤解もあるかと思いますが、その中で近年の建設工事の平米単価を調べさせてもらって、それを青写真で作った図面の面積と合わせまして、あと改修工事の平米単価を足したものが今1億6,000万なので、これから実施設計するものですから、これが正解かと言われるとこれからやってみないと何とも言えないもんです。今の概算工事費としては1億6,000万ということで押さえています。その積算根拠としては、平米、何十万円という程度のものしか準備はできません。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) その程度のもので結構ですから、今直ちにと申し上げません。資料として提出願いたいと思います。よろしいですか。よろしいという前提で次の質問に移っておきます。

次の質問であります。これは議長に議案の扱い上の問題としてお尋ねしておきたいんですが、これこのまま採決に付することになさるんですか。トラウトサーモン、議長の考え方を聞いておきたいと思えます。

○議長(平澤 等君) 今議長の考えということで聞かれましたので、今政策として提案されてございますので採決していきたいと考えてございます。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) これは議長の判断でありますから採決ということになるんでしょうけれども、私、確認をしておいていただきたいんです。採決に付する前提の問題として、これは先ほど一般質問の再々質問を留保いたしました。それで町長との質疑、私としては完結していないわけです。これは議長にもご確認願えたいと思えます。政策審査、後日開催の席上でさらに詳細をお尋ね申し上げたいというふうに思いますが、様々な矛盾点や不明点、算出しております。1番大きな問題は、この予算を事業化を前提とした予算と認めるのか。試験事業の継続の予算として認めるのか、これ大きく分かれるところなんです。議長わかりますか申し上げてること。それでそのことについて、まだ私と町長の間での質疑は完了していませんから、最小限、事業化を前提とした予算でないという確認だけはしておいていただきたいと思うんです。そうであれば私はこの予算反対するつもりはございません。ただしおまえ予算に賛成したんだからこれは事業化を認めたことになるんだらうと、そういう判断をされるようであれば、これは賛成するわけにはま

いないことになりますので、そこは議長の職権の中で、そこは事業化を前提としたものでないことをご確認いただければ賛成をしたいと思います、いかがですか議長。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員からは議長にその旨の内容についての細部についての今言った事業化及び試験事業かというふうなことの部分についての確認を求められておりますが、私はこれはこの件については提案された町のほうに説明していただきたいと思えます。

菅原議員なんでしょうか。

○11番（菅原義幸君） いや町長の答えなんかわかり切ってるじゃないですか。わかり切った答えを求めてどうするんです。私そういうことを言ってるんじゃないです。今日2時45分までの全質疑の中で問題点はっきりしたんじゃないありませんか。そういう中で私はまだ質疑終わってないんですから、町長は、いやこれは事業を前提とした予算だってしゃべるに決まってるじゃないですか。そういうまとめをさせるわけにいかないから私言ってるんです。それは政策審査特別委員会の中できちんと議論を決着つけてから出せばよい答えなんであって、今日私そこは宿題だと、そこは事業化を前提にしたものではないということであれば賛成します。私は予算付けに反対したことは今日に至るまでただの1度もないんですから。ただ実証試験を継続すべきだと、事業化の結論をまだ出す段階でないでしょうと。その1点を申し上げてるんです。どうですか議長。そこを議長が確認していただければ、私は賛成に回るって言ってんです。町長に振る問題じゃないです。

○議長（平澤 等君） 私に今菅原議員から質問で非常に難しい問題だと思いますが、この提案は私ではございません。私が判断する何ものもないんです。この中で今日、理事者から提案された内容について、このような内容で今補正予算を計上されてきたというふうなことでございますから、この件についてはそのまま議員の皆さん方で質疑し、その中で決をとっていくというのが議長の務めではないかと思えます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そうすると私が保留した3回目の質問これ保留ですからね、止めましたって言ってないですよ私は。保留したこととの整合性はどうなります。だから政治判断を議長においてしてくれって言ってるんです。賛成しますよと。しかしその前提としてもう事業化の予算通っちゃったじゃないかと。今更政策等審査特別委員会で菅原がいろいろ言ったって決着つき済みだと議論の展開になるんだったら意味ありませんよ。だから議長は政策審査特別委員会で質疑することを許可なさったんだから、それは議長責任に属する問題なわけです。それは確認されてることなんです。だとすれば私の質疑はまだ完結していないんだから、したがって事業化のための予算化、それとも実証試験の予算になるかは不明確なんだからそこだけ確認しておいてくださいと申し上げてるんです。議長がいいですよってはっきりそこは政策審査特別委員会の場面で確認しますよと。予算は通しましょうというんであれば賛成します。だから議長の判断を聞いてるんです。これしっかりご答弁願います。

○議長（平澤 等君） お答えいたします。私は議長として一般質問とこの補正予算とは別物と考えてます。その一般質問について完結してないことは、先ほどの一般質問の留保した点につい

ては明白でございます。その点については政策審査特別委員会の中で内容について詰めていくというふうなことについて私もその分については、政策審査特別委員会の中でこの件についてお諮りをするというふうなことで皆様に約束いたしました。また今回の提案については、この今の理事者から提案された内容については、このように提案をされているので、このトラウトサーモンの養殖事業については、事業というふうなことの判断で皆さんから賛否をいただくというふうなことで議事を進めていきたいと考えてます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長大きくなずきますよね。それはうなずくはずです。我が意を得たりということなんですから。そういう扱い方をなさいます議長として。別物ってのは確かに別物ですよ。一般質問と具体的な予算提案は違いますから。しかし政策的には関連してるじゃないですか。案件の形態は別です。一般質問と予算提案は、しかし政策判断、政治の判断では全く同一のものじゃないですか。なぜそこを意図的に一緒くたにしてしまうんです。そこは区別きちんとして政策的な中身としては総合関連があるという判断をなさっていただければいいんですよ議長一言言ってくれば賛成しますって言ってるんだから私は。反対するってことを一貫して言ってないんです。そういう形を議長の裁量権の中でお取りになったらいかがですかという提案なんです。どうですか。それくらいの裁量権あると思います。

○議長（平澤 等君） お答えいたします。再度私に判断をすれというふうな菅原議員からのご意見だと思いますが、この件に関しましては、先ほど私申し上げたように一般質問とそれから理事者からの政策の提案とは別であるというふうな考えをいたします。よってその中で今言われた試験事業であるか、もしくは事業であるかということで、この予算の金額の出し方について微妙に変わってくるのではないかというふうな気がいたします。試験事業というのであれば、また中身について変わってくるのではないか、先ほどの質疑の中ではそこまで言ってません。私の希望といたしましては、今事業の提案のとおり進めていただいた中で、その政策に係る点で今後行われる政策審査特別委員会の中で中身について十分審議されるというふうなことが1番望ましいんじゃないかなと思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長おっしゃってることは真逆のことを言ってるんです。だって一般質問の中で煮詰まってきたことは、町長答弁にいろいろな矛盾があって答弁できません。不可能です。白旗掲げて降参しますと。そこまで論理破綻してるんです。まず一つそういうことあるんです。それから漁業者の要望というのは施設設置の要望じゃないんです。今後の事業に関わる要望したってということなんです。だから生産者の要望と中身が違うでしょうということ、これも何も説明できてないんです。いつ協議したんだってそれも答えてないんです。それらが全て政策審査特別委員会の中でじっくりやりますよということで再々質問留保してるんですから、議長の判断で留保しているのに、今、事業化の前提とした予算をここで認めるとすれば、私の政策審査特別委員会でやる議論の前提を議長自ら否定することになりませんか。それは議長の責任においてそこはそうではないということをお願いしたいということだけなんです。これは町長判

断と違うと思いますよおそらく。私は事業化の予算で出したんだと、だから是か非か多数決取ってくれとこういうことを出してるんですから。だからそんなのわかってます。しかし生きた経過を踏まえて、あのような経過を踏まえて議長の言葉で事業化を前提としないと私は確認するって、議長が一言言っていたら私は賛成しますよって言うてるんです。わかりませんか。町長に振る問題じゃないです。

○議長（平澤 等君） 非常に大きなことだと思うんですが、私に振られてますので、一般質問については、先ほど来申し上げたように留保してます。その分についてはわかります。ただ今回は別物であるというふうに私は判断してます。よった中で今理事者が提案されたものについては、このようにして、それぞれ議員各位にこれに対する議決権がございますから、その辺については議決権の行使をしていただきたい、私はそのように思います。議長としてはそれ以上じゃないと思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それじゃ議長が政策審査特別委員会の中で扱うという議長自身の判断と矛盾しませんか。政策審査特別委員会の中で扱う前提条件崩壊してるじゃないですか。もう1回言いますよ。政策審査特別委員会の中では何を巡って討論なるかということ。事業化ができるかどうか。実証試験を継続すべきかどうか、その1点なんです。そのことを議長が承認したんです。これは政策審査特別委員会の中で扱うんだと、議長の見解はそこにあるんです。それを今この予算を前提抜きに、いや事業化を前提とした予算だから認めろと、ダメなのかどうなのか採決するとなれば、議長自身が判断したことと今議長が裁こうとしていることとの間には解決できない矛盾があるじゃないかと。それは議長固有の責任になりますよ。そこを言うてるんです。何でそこを誤魔化すんですか。一言これは事業化を前提としたものでもなく、実証試験を前提したものでもなくとりあえず予算を是か非か判定してくれと、そう言っていたら私は賛成するって言うてるんです。なんでそれできないんですか。

○議長（平澤 等君） まずちょっとお待ちください。私の判断を申し上げます。今、菅原議員から矛盾してるというふうな意見がございましたけども、私は予算委員会を決定してございます。予算委員会で新年度予算をこれ遡りますけども、その中において政策審査について予算に対しての審査を今継続し残り6点ですか、今プラスで7点になります。その分についての政策審査を今後も特別委員会として継続していくというふうなことになってございます。そういう点から考えた中で、今回のこの提案されたものに対して決定し、その内容について政策審査特別委員会で審査していくのは、今、菅原議員がおっしゃったような拘るもんじゃない、その試験事業もしくは事業と拘るんじゃないと、そのことに対して政策審査特別委員会の中で議論を深めていくというふうな判断、だからそれに今、菅原議員おっしゃったみたいに矛盾するとかじゃなくて、既に予算委員会で決まったことに対して、決まったことに対して6点の事業については特別委員会で協議をしていく。今回の場合も、まだ決定してございませんけども、この補正予算で決まったことに対して、その内容について一般質問でまだ未消化の部分に対しても、その分については町側と十分協議した中で、いい方向の中で進めていくというふうな方向付けが、私は望ましいんじゃない

いかと私はそう思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長が判断したことなんです。確かに予算審査特別委員会の延長をするという意味で政策審査特別委員会を設置したのは事実です。だから事実上予算審査特別委員会の延長だという理解は私はしてます。ですから先ほど議長判断を求めたのは、それに今日のトラウトサーモンの政策判断について再々質問を留保して、政策審査特別委員会の場で扱っていただけるかどうかということ、議長判断を求めたのはその点なんです。議長はいいと言ったんです。もう一遍申し上げますが、トラウトサーモンの問題は実証試験を継続すべきか、事業化すべきかということ巡って再々質問を展開しなきゃならない案件なんです。いいですか。そのことを議長はいいです政策特別委員会の中でやりましょうというから、だから私は保留したんです。だから議長の責任を今聞いてるんです。理事者の見解は聞いてません。それを何で矛盾した答弁を平気でやるんですか議長は。自分で一旦、その問題を政策審査特別委員会の中でやりますという判断を示しておきながら、今はいや事業化を前提とした予算の採決をやるんだと。議長責任の問題出てきますよこれ。そこに座ってていいのかどうかという問題まで出てきます。申し上げたくないけれども。よく判断してください。

○議長（平澤 等君） ちょっとお待ちください。私の判断は、先ほども言ったように何回も繰り返しますけども、一般質問で消化できなかった部分については政策審査特別委員会ですというふうなことについては、私は提案し、それを決定いたしました。先ほど来と同じ繰り返しになりますけども、私は自分の考えでおかしいというふうな指摘ございましたけれども、これは議長として、このように進めるのが1番ベターだと思ってます。それで自分の考えに対して、いろいろまだ今、菅原議員との考え方の議論でございますけども、他の議員もしくは理事者から意見を聞いた中でまた判断の材料としていきたいと思っておりますので、これは議事整理の中でお願いいたします。

先に真柄議員から発言を求められましたので真柄議員ありますか。

○7番（真柄克紀君） 私は、これは常任委員会でも十分に説明を受けましたし、それからこの定義その他について言うとも長くなりますけども、最終的にいい方向の目途がきちんと立ったという説明をもとに、今言う事業として上程してきたわけです。上がってきたものをこの議会で受けるわけですから当然のようにこれを質疑する、この議案を質疑しないでほかのほうに行くというほうがかえって私は間違ってると思います。きちんとした形で、是非はこれあります。否決されるかもわかりません。しかしこれをきちっと採決して議決するのが議会の責任だと私は思いますので、その辺については議長を粛々と扱っていただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この議案につきましては、町が提案した案件でございます。既に常任委員会におきましても、これは了承されて、これまでのルールですと常任委員会を通して提案するというルールになっております。そのルールの通り提案しておりますので、この段階で議長がこの議案を変更するというような権限は議長にはないというふうに思っておりますので、このと

おり賛否の判断をしていただければと。反対の方は反対をしていただければいいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） ほかの議員の皆さん方の発言を求めます。

石原議員。

○1番（石原広務君） 私もトラウトサーモンの生簀を増やすという予算ですよ。これには大賛成なんです。というのは去年の秋、一度要望が出て町長蹴っ飛ばしているんです。今までの経過からいくと、私はこれをトラウトサーモンの試験事業を持ちかけたのは町長自らだということが鮮明になったわけじゃないですか。それで要望を受けるべきだし、政治責任が伴うのだからということですね。前には3年間の試験事業は、漁業者が事業化できるかを判断するための試験事業の3年間なんだと。松田議員も一般質問してました。ところが新年度予算230万なんです当初は。それもなぜですかっていったら事業ができるかの判断をしたということだったんです。私は再三にわたって町長と、課題、問題きちんと捉えてるじゃないですかと。浜に自ら出向いてって何が問題か何が課題かきちんと協議してくださいと。それで本当に4年目以降事業化ができるように要望も含めて聞いてくださいという趣旨の発言は再三にわたって私質問をさせていただきました。もちろん一般質問でも関連して取り上げたことがあります。これ遡ること3年前、海面養殖トラウトサーモンの試験事業が提案されたときに、私は計画に不備があるという趣旨の指摘をさせていただきました。ところがやはり多数決で通ってしまったんです。さっき町長が再三に渡って多数決っておっしゃいますけど、ところが最初は、これ前浜含め区民の方の反応はいいことだという本当に反応だったんです。私なんて、私の質問の仕方が悪かったのかなと思っているんですけど。言い方悪いですけどくそみそだったですから。私の発言を見たのか聞いたのかわからないですけど、1番最初は、くそ議員のせいで俺たちの未来が云々というネット配信もされました。ところがのちにいろいろ事情を説明したら理解もいただきました。ところが昨年もろ手を挙げた議員の中から、要はその2年目の収支決算で売上げが配られたというふうに取れるような報告、それに対して控室でどういう反応したかを教えます。私は町長の政治責任を追及してきました。ところが漁師の人たちが悪いんだ、漁業者悪いんだと、もろ手を挙げて賛成した面々がそういったことを控室で平気で発言したんです。なのに当初の新年度予算130万しか付いてないのを、それは議決して通ってました。今回、少し話長くなりますけど、私も一般質問の質疑の中で休憩に入る寸前に議長に対して、町長の発言をもって計画書あるんだなと思ってそれで要求したんです。石原議員関係ないだろうって、今一般質問の最中だっていう趣旨の、なぜか私の聞き方が悪くておそろくいらつかせてしまったと思うんです。ところがこれ見ると配られたやつは、以前に手に入れた事務局で配付になった常任委員会の資料と全く同じなんです。じゃそれ見ると予算として出されてますけど、不安になったのが人件費も全然組まれてない。

○議長（平澤 等君） すいません。発言の途中誠に恐縮なんですけども、今協議されてるのは、この件について事業化もしくは試験事業にするかというふうなことの提案だと思うので、その部分に拘って発言していただきたいと思います。

○1番（石原広務君） 少し長くしないとなかなか意図が伝わらないのかなと思って、これ関連

して質問させていただきます。要はこの計画書がなかったという事実も判明したんですが、この予算だけ見ると、やはり3年前に遡ってこれ不備があるとは判断できないんです。これで事業化になる。おそらく賛成多数で通るんでしょ。私は菅原副議長の一般質問で議長が政策審査特別委員会で留保した質問を取り上げると。私は産業教育常任委員会の様子も多少なりとも昨日聞くことができました。人件費もきちんと載っていない予算書、大成区のほうで残念なことに税金が投入されたものを配ってしまったなんだったという残念な評価も広がってしまってるんです。私は、そういった評価も払拭する意味で生簀を増やすのは本当に大賛成なんです。ただ事業化することによって町から手が離れて、確かに種苗、餌安くなるっていうのは十分理解できるんですけど、じゃ事業化して1年目どうなのかなということと、まずは試験事業の3年間の総括がまだ出ていない、推定で60数万の赤字だというもろもろ含めて、私としては、政策審査特別委員会の質疑の中でどうなるかは予想はつきませんが、この予算は別にして試験事業の3年間の総括も含め、やはりきちんとした形で浜に事業として下せる状況を見極めながら、やはりこれは取り組むべきと考えてます。なので議長、私の安易な捉え方かもしれませんが、この予算は予算だと思ったんです。ただこの内容、事業化して区民の一部、あるいは議会の一部から結果あれは漁業者悪いんだというようなことが出ないような形に私はしてほしいんです。ですからこの事業化するということはもう担当から手が離れるんです。個人的には大変苦勞して朝も暗いうちから浜に出向いて行って餌のやり方から指導してきてかなり苦勞してるっていうのも間接的にも含めて情報として知ってます。事業化するってことは手が離れるかもしれません。でも失敗はしてほしいんです。そういった意味で議長の望む私の結論ですが、試験事業としてきちんと推移を見て、結果これで大丈夫だということが担保された後に、初めてせたな町のトラウトサーモン試験事業が浜に降りて本来の事業化になるというふうに考えてます。

○議長（平澤 等君） ほかの議員の皆さん方の発言があれば求めます。

熊野議員。

○8番（熊野主税君） 今回の予算の提案というのは、常任委員会を通過して多分ここに来ていると思います。急に出てくるということはまずないんで。常任委員会で結果が出たので、ここに予算を上げてきたという道筋で来ると私は思っております。この議場では今この予算は通していいのか、通さないほうがいいのか、この案はどうなんだっていうことだと思っております。それを各自が判断し採決に及ぶんだっていうのはこのシステムだと私は思っておりますので、それをどうこうするかってのは確かに議長の裁量もあるでしょうけども、ごく一般的にやるやり方で私は進めていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 私は1次産業をもっともっと応援していくべきだと思っています。だからこの予算額だけを見たら反対はしたくありません。でも常任委員会では、やはり出資金も出てないし、きちんとした計画もなく実証実験の結果も出てない中で、これを事業化するのはどうなのかということで私は賛成はなかなかできない状態でありました。だから常任委員会を通ったと言っているけれども、そんなふうに全面的に賛成して通っているわけではないということも知ってい

ただきたいと思いますし、この予算額は通しておいて、今ずっと長い時間かけて論議していった実証実験を続けるか、事業化にするかとその点だけは政策審査特別委員会で考えていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 本多議員。

○6番（本多 浩君） どこで私が意見を言ったらいのかずっと考えておりました。また町から提案されたトラウトサーモンの関連の予算というのは事業化を前提として提案してる。ここは私はそうだと理解しております。その中でいろいろなそれは意見が出ました。やっぱりまだ事業化が早いんじゃないかと。いろいろやっぱり実証試験の結果を待ってからでもいいんじゃないかと。またある委員さんは、事業化するにしても事業計画を、あるいは事業予算をしっかりと組んでやったほうがいいという意見も出ました。けどここはまた数名の方が、それはわかるんだと、慎重な意見はもっともだけど、心配事あるけど部会の意気込みを組んで事業化に向けた予算をすべきだという意見が多く出されておりましたので、それを調査と私はいたしました。私の言えるのは、そこまでです。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） 私も産業教育常任委員会の一員としてこの調査をさせていただきました。これは書類上では、見て若干のことは、完全なセーフの数字ではないと思うけれども、水産業はふけさめもあるし、災害もあるし、今のところずっと来てて3年間、この6月12日に販売しましたその結果もまだ出てないんですけれども、私の調査をしたときには、これはよいことだと賛成して通しましたので、ぜひこのまま進めていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 柘田議員。

○2番（柘田道廣君） 令和3年の秋より本事業が開始されたものと理解しておりますけれども、漁業者、そして町、その他いろいろな方々の協力の中で全くのわからない中から今日を迎えることができたものと思っております。また昨年、施設を増やすとか、そういうふうな案も出た中で、町と漁業者双方の話合いの中で、もう1年そのままやってみようというような話で今期まで来ているというふうに理解しております。そうした町と漁業者の双方の納得する話合いの中で、この3年間試験事業をしてきて、その結果として、今回漁業者のほうから要望書も出されたものというふうに私は理解しております。確かにいろいろと問題がないというふうなことではないとは思いますが、漁業者が自発的にこれから取り組もうとしている事業でございますので、私たちとしては精いっぱい応援させてもらうということが必要ではないかというふうに思っています。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 私も一言だけ述べさせていただきたいと思います。私はこれ提案権というのは町にあるものですから、先ほど熊野議員がおっしゃったとおりしっかりと提案させていただきたいと思います。それで常任委員会を通過してきちんと手続きも踏まえていますのでこれはしっかりと曲げることなくやってほしいと思います。ただ一言言いたいのは、先ほど来、菅原議員の一般質問の中で、この提案についてはかなりの矛盾点が出ているというのも事実であります

ので、ここに関しては、そこは、私どういう方法がいいのかよくわからないんですが、議長にしっかりと菅原議員のおっしゃることを担保するというのを何か考えていただければなというのが私の考えであります。ただ、この議案に関してはしっかりと提案していただいて採決ということをやっていただきたいという考えであります。

○議長（平澤 等君） まだ議案の途中ですけれども時間が迫っていますので、ちょっと違った意味で皆さんにお諮りしたいと思います。

お諮りいたします。

本日の全議案の審議が終了するまで、今日の定例会の時間の延長したいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。それでは全議案の審議が終わるまで時間延長することに決しました。

それでは議長としてご相談したいことがございますので、副議長、私とご相談したいことがありますので、議長室までご足労願います。それが終わるまで休憩したいと思います。よろしくお願いいたします。では5時5分までお願いいたします。

休憩 午後 4時50分
再開 午後 5時07分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま内容について精査し、方向性を出すためにもう若干時間かかりますので5時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 5時08分
再開 午後 5時21分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

長時間にわたり協議して皆さんにご迷惑かけたことをお詫び申し上げます。

ただいま菅原議員から質問がございました内容についてでございますが、トラウトサーモンの養殖施設整備事業については、この説明の中にございますように、養殖規模拡大のため養殖施設2基を追加するための事業費というふうなことの判断でございます。そういったものについては、この提案については、そのまま政策については認めていきたいとこのように考えてございます。またいろいろご意見ございますが、先ほど来いろいろありましたけれども、一般質問、また政策審査特別委員会の中の議案としてありますので、今後については、その特別委員会の中でもまた議論を深めていきたいとこのように考えてございますので、内容については、このように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質疑ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。反対討論から許します。

○1番(石原広務君) 私は、この補正予算に反対の立場で討論いたします。その理由は、北檜山学童保育所改修についてです。北檜山学童保育所改修については、放課後の快適な居場所提供という観点からは大賛成です。ただしこのたび出された町の北檜山小学校併設案には反対いたします。常任委員会で調査が始まりアンケートを採るべきと指摘させていただいたことを受け、町民児童課がすぐに対応していただいたことには改めて敬意を表します。対象は学童保育所利用世帯全て50件、回答率は62%の31件との結果報告もありました。しかし私はアンケート調査を求めた内容は、基本的に子供たちの意見を最優先にするべきと考えました。その上で今後のまちづくりとの観点から、①学童保育所を利用していない父兄の意見も聞くべきである。②北檜山小学校併設、教員住宅跡地、元幼稚園の改修の3つの政策選択肢だけではなく、幅広く意見を聞く機会を設ける。そこには町民体育館の耐震改修にかかわらず、改修したいとする教育委員会で示された町長への訴えを、していた要求をすぐにするべきで、体育館改修に伴って学童保育所併設を含めた計画を立てるのも可能と考えます。まさに現行の青少年センターの保育所の運営は、北檜山小学校放課後の教室利用などをすぐに対応するべきで、代替の施設はないという切捨てをする理事者の考えは改めるべきです。アンケートの調査の結果にある一つ継続使用を望む声5件17%、2、3年後に移設改修を望む9件31%などの意見も大事にするべきと強く申し添え、北檜山学童保育所整備工事設計業務費が計上されている予算案には反対いたします。

○議長(平澤 等君) 続いて賛成討論を許します。

梶田議員。

○2番(梶田道廣君) 私は本補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。近年、温暖化の影響もありイカ漁をはじめ、多くの魚種において漁獲量が減少し、漁業者の生活を圧迫しています。このような状況のもと漁師の有志が大成トラウトサーモン養殖部会を立ち上げ、令和3年秋より3年間の実証実験を行ってきました。その結果、漁獲重量、販売収入とも1年目より2年目と増え今年のトラウトサーモンは予想を上回る大きさの魚体が多く収入面でも大いに期待できるものとなっています。これは生産者にとって事業化に向けて大きな希望となるものであります。ただ昨年は前年度より売上収入が多かったにもかかわらず、世界的な餌代の高騰や種苗の高騰により約64万ほどの赤字となったことは、想定外のこととはいえ誠に残念な結果となりました。しかし今後は、種苗や餌も八雲町より提供されることが決まり、事業化に向けての大きな障害であった輸送費も含めたこれらの問題を解決できることとなりました。さらに5月に熊石漁港で水揚げされたトラウトサーモンは、八雲町より提供されている稚魚と餌によって飼育されたものであり、まだ大成での養殖実績がないとはいえ、熊石で飼育されている同じ稚魚と餌を使用することは、これまで3年間の実証実験で得た経験と実績により、事業化するにあたって大変心強いものだと思います。また養殖部会より部会委員数が増えることにより、施設増設と同時に飼育

数を増やし事業を展開することについては部会員総意でありますと安定事業化に向けた支援の要望書も届けられております。現在まだ実証実験の最終総括は行われておりませんが、これまでの実績、今後の展望を考えると町としても最大限の応援をするべきと思います。また学童保育所整備工事設計業務は、老朽化した現在の学童保育所の建て替え、これは急務であると考えます。さらに高齢化が進む中、今後、補聴器の必要なものも増え、高齢者にとってこの事業は大変喜ばしいものであると思います。またほかの事業に関しましても町民が安心安全に暮らすためには必要なものと考え賛成の討論といたします。

○議長（平澤 等君） 次に反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 先ほど正副議長で協議の間、この休憩の場で私、町長に強く申入れしましたが、この議席に座っている方々に事業化できないとこれ道から予算でないんだという趣旨の発言をこの議場でされてるんです。そういったことを安易にするべきではないということを改めて議長からご指導いただければと思います。

○議長（平澤 等君） 話は承りました。

それでは起立により採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立多数。

お座りください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第6、議案2号令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から85万2,000円を減額し、補正後の予算総額を11億4,904万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、20ページでございます。歳出では1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、人事異動に伴う人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第7、議案3号令和6年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から19万4,000円を減額し、補正後の予算総額を11億7,675万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君） それでは議案その2の25ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費155万9,000円の減額は職員の異動に伴う人件費の精査によるものです。

次に3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費228万4,000円の追加、26ページ同じく2目包括的支援事業費（社会保障充実分）110万3,000円の減額、同じく3項任意事業費（交付金対象分）8万4,000円の追加は、職員の異

動及び会計年度任用職員採用に伴う人件費の精査によるものです。

次に27ページをご覧ください。6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目第1号被保険者介護保険料還付金10万円の追加は、令和5年度過誤納付等による介護保険料還付金が発生したことによるものです。

これに伴う歳入でございますが、24ページをご覧ください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金で126万5,000円の追加、同じく3目その他一般会計繰入金で155万9,000円を減額し、8款1項1目共に繰越金では、令和5年度繰越金10万円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第8、議案第4号令和6年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に70万6,000円を追加し、補正後の予算総額を2,582万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、32ページでございます。最初に歳出では、1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費におきまして消耗品の購入について補正をお願いするものでございます。

歳入では、風力発電事業基金繰入金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 内容は提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。
内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（平澤 等君） 日程第9、議案第5号令和6年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の内容でございますが、せたな町立国保病院におきまして医療外消耗備品費及び医師等紹介定数料の追加、大成診療所ではエアコン設置工事の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

手塚事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君） それでは内容についてご説明いたします。はじめに37ページのせたな町立国保病院分の収益的収支の支出からご説明いたします。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、3目経費で1,229万8,000円の追加をお願いするものでございます。5節消耗備品費では、医療外消耗備品の追加で37万7,000円、15節の手数料では、7月に入職される病院長はじめ、出張医師、検査技師、看護師の紹介手数料などで1,192万1,000円の追加をお願いするものでございます。

これに対する収入は36ページでございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目1節共に外来収益で1,229万8,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

次に大成診療所分の資本的収支についてご説明します。38ページの資本的支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所資本的支出、1項建設改良費、2目診療場改築事業費49万

5, 000円の追加で内容は工事請負費となります。診療所長室にエアコンが設置されておられませんのでエアコンの設置を行うものでございます。

これに係る財源につきましては、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 1点お尋ねしときます。37ページ、医業費用、3目経費、15節の手数料であります。先ほどの局長の説明ですと、医師等紹介手数料1,192万1,000円、これはこのたびの院長の件も含まれているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（平澤 等君） 手塚病院事務局長。

○病院事務局長（手塚清人君） このたびの院長の分も含まれております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長にお尋ねしたいと思います。5月22日の医療体制特別委員会の報告で、町長報告は、ご縁がありましてご勤務いただくことになりましたと。こういう表現しましたよね。どういうご縁だったんですか。私は、意地悪に質問するつもりはありませんが、医師紹介の中で来ていただくことになったっていうの素直にストレートにオープンに報告したほうがよかったと思います。ここでグチグチやるやるつもりはありませんが、ご縁がありましたっていう報告になりますと、町長の特別のルートなのかなと。あるいはどこか特定の人脈があって、そこで来ていただいたのかなというふうになりますけれども、それは率直に医師紹介事業の中で来ていただいたんだと。スパッと行ったほうがいいんじゃないですか。どうです町長。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ご縁があってというこの言い回しいい理由なんです。実は紹介会社から医師紹介これは幾つかございます。しかし医師紹介会社というのは、このうちの病院ばかり紹介するわけではございません。幾つかの病院、複数の病院を紹介して先生がお選びになるということになります。そうしたことで、この当時、先生がせたな国保病院に見に来ていただいたときに、このとき私もお会いをしていたしました。その中で先生、ぜひ来てくださいというお願いをいたしました。その後も先生とは連絡を取り合い札幌でもまたお会いいたしました。こうして、この熱い思いを手紙にも書かせていただきまして、この手紙も差し上げました。そういった努力をさせていただいた中で、先生はせたなを選んでいただいたということ、これはやはりご縁があってというのが、私的にはふさわしい方というふうに思ってお話をさせていただいたところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いやそういうこと言うと思ってましたよ。けどそれを普通ご縁があってという表現しません。町長やっぱそういう不誠実な盛った報告はやめましょうよ。どういう経過の中で来ていただいた先生かということは、紹介会社の出づるを得ての話でしょ。その後

やりとりいろいろあるの当然です。そこで来ていいなと思うから来ていただいたのも当然です。それを何の前提も状況報告もなく、ご縁があって来ていただきました。これは町長盛りすぎです。やっぱり議会と行政の信頼関係に関わることだから正直に医師紹介会社を経て来ていただいた先生です。今後、ガラス張りでストレートに作らないで報告するように、特に指摘をしておきたいと思います。

答弁要りません。答弁をすると3回目やらなきゃならなくなりますから、それだけでいいですから。

以上です。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（平澤 等君） 日程第10、議案第6号せたな町せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その3でございます。議案第6号せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例についての提案理由を申し上げます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する固定資産税課税免除の期限延長に伴い、同法に基づく固定資産税の課税の特例を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君） それでは議案書1ページから3ページになります。資料につきましては、別紙の議案その3関係資料、せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の概要となります。議員の皆様には事前にお目通しいただいているものと思いますので簡潔に説明いたします。今回の条例の制定につきましては、令和3年第3回定例会において制定しました新過疎法の失効期限が、令和6年3月31日までとなっておりますが、このたび、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令等の一部改正による省令、令和6年総務省令第35条の第4条による改正により令和9年3月31日までに延長されました。このことに伴い新過疎法に基づく当町の条例である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例につきましても、時限法により令和6年3月31日をもって失効しておりますが、引き続き過疎対策を講じていくため地方税法の規定により、せたな町税条例の特例を定めるものとするものでございます。なお制定する条例の内容につきましては、第1条の趣旨から第7条の委任までは変更はなく、執行期限が令和9年3月31日までとなっております。附則としましてこの条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用させていただきたいものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第11、議案第7号せたな町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第7号せたな町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君） それではせたな町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。条例改正にあたりましては、令和6年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い本条例の改正を行うものです。主な改正点としては、定額減税の導入に伴う町民税の改正、土地の評価替えによる特例措置の延長等に伴う固定資産税の改正であります。

議案の5ページから17ページまでが改正文、18ページから38ページまでが新旧対照表となっており、内容につきましては別紙のせたな町税条例の一部改正の概要により主な内容についてのみ説明いたします。それでは町民税関係からご説明いたします。

1ページ目の上から2番目、附則第5条の2では、令和6年の半島地震災害により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を令和6年度分の個人町民税の雑損控除の適用を対象とすることができる特例を設けるものでございます。このことにより令和5年に生じた損失金額として計上することを選択できることとなります。

次に中段の附則第7条の5から3ページ目上段の附則20条の3までは定額減税による規定の整備になります。令和6年度分の個人町民税、所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するにあたり、その個人町民税の税額控除に係る規定の新設となります。同じく3ページ目中段の固定資産税関係ですが、附則第10条の2では、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について太陽光発電設備に係る対象設備の変更やバイオマス発電設備に係る区分を新設するものです。次に下から2番目にあります。附則第11条から4ページ目の附則第13条までは評価替えによる評価額の急激な上昇があった場合にも、税負担の上昇が緩やかになるよう課税標準額を徐々に引き上げる等の負担調整措置や据置き年度であっても評価額の下落修正ができる特例措置が講じられてきましたが、令和6年度から令和8年度まで、これらの措置が継続されることとなります。なおこの条例は附則の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。またその他、項ずれ、適用期限の終了、延長等に伴います所要の規定の整備も合わせて行います。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長(平澤 等君) 日程第12、議案第8号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案書39ページでございます。議案第8号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

佐々木税務課長。

○税務課長(佐々木正人君) それでは、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。令和6年度地方税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、保険税負担の公平性の確保及び低所得者の軽減を図る改正で、主な改正点は後期高齢者支援金等課税額の限度額の見直しと低所得者に対する軽減措置の見直しの2点で、いずれも国に準じて改正するものです。

改正内容については議案書41ページからの新旧対照表によりご説明いたします。第2条、課税額については、第3項中、後期高齢者支援金等課税限度額を右側、改正前22万円から、左側、改正後24万円に引上げとなり、これが1点目の主な改正です。次に第23条、国民健康保険税の減額ですが、第23条では、まず第2条の改正に伴い、第1項中22万円から24万円に引き上げる改正です。次に第2号、第3号で2点目の主な改正となる低所得者の軽減措置の見直し部分です。第2号は、5割軽減の基準額算定の際、被保険者に乗じられる金額を、改正前29万円から改正後29万5,000円に引上げとなり、第3号は改正箇所は42ページになります。2割軽減の基準額算定の際、被保険者に乗じられる金額を改正前53万5,000円から改正後54万5,000円に引上げとなり、いずれも低所得者の軽減を図るものでございます。附則として第1項の施行期日について、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。第2項の適用区分では、改正後のせたな町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 1点お尋ねしておきます。限度額の引上げですから当然増税になるわけですよね差額増えますね。課税限度額を引き上げるんですから。それで資料、多分手持ちにないと思いますから、後ほど結構なんですけど、どれほどの変動になるのかあとで資料出しておいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 佐々木課長。

○税務課長（佐々木正人君） 後ほど資料の提供をいたしたいと思います。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（平澤 等君） 日程第13、議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議についての提案理由を申し上げます。高齢者医療確保法に基づいた法定事務を規定することに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

河原町民児童課長。

○町民児童課長（河原泰平君） それでは45ページ新旧対照表でご説明いたします。右が変更前、左が変更後となります。まず第4条、広域連合の処理する事務であります。これまで1から5号並びに別表第1で規定されていた事務内容を、高齢者の医療の確保に関する法律並びにその命令等に基づく法定事務として文言整理し表記を改めるものでございます。なお以下については、第4条の変更に伴う別表名等の変更でございます。附則としてこの規約は地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 同意第1号ないし日程第28 同意第15号

○議長（平澤 等君） 日程第14、同意第1号せたな町農業委員会委員の任命についてから日程第28、同意第15号せたな町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

原田喜博君の退席を求めます。

（原田喜博君退席）

○議長（平澤 等君） 本15件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） ただいま一括議題となりました同意第1号から同意第15号までの提案理由を申し上げます。

せたな町農業委員会委員に次の15名の方を任命したいので、農業員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の選任同意を求めるものでございます。住所、氏名、生年月日等につきましては、記載のとおりでございます。なお関係資料としてせたな町農業委員会任命者経歴等を配付してございますので、ご参照いただければと思います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。

同意第1号について質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第2号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第3号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第4号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第5号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第6号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第7号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第8号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
続いて同意第9号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第10号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第11号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第12号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第13号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第14号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
次に同意第15号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。
これから本案について起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。
よって、本案は同意することに決しました。
原田喜博君の入場を求めます。

(原田喜博君入場)

○議長（平澤 等君） ここで6時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 6時10分

再開 午後 6時19分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第29 意見書案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第29、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○6番（本多 浩君） ただいま上程されました意見書案第1号についての提案理由を申し上げます。本道は全国の森林面積の4分の1を占めており、地球温暖化防止や国土保全等多面的機能の発揮が期待されています。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するために、道産木材の利用や防災減災対策を進めゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化が必要であります。そこで森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林整備事業予算や防災減災対策に必要な治山事業予算の十分な確保など2つの項目について要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付されることに決定いたしました。

◎日程第30 意見書案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第30、意見書案第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 意見書案第2号の提案理由を説明いたします。義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均衡を確保するためにも国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要です。また子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤多忙化解消は不可欠です。また経済的な理由で進学就学を断念する子供が増加しており、その解消に向けて就学援助制度、奨学金制度、高校授業料無償化制度を拡大していく必要があります。以下の項目について教育予算の確保、拡充就学保障の実現を図るよう強く要望いたします。

1、国の責務である教育の機会均衡、水準の最低保障を担保するため義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担の負担率を2分の1に復元すること。

2、30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改正することとし、当面、中学、高校への35人以下学級拡大を図ること。また地域の特性に合った教育環境整備、教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現のため必要な予算の確保、拡充を図ること。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や図書費などについて国において十分な確保拡充を行うこと。

4、就学援助制度、奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の拡充に向け国の責任において予算の十分な確保拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付されることに決定いたしました。

◎日程第31 意見書案第3号

○議長(平澤 等君) 日程第31、意見書案第3号道教委これからの高校づくりに関する指針を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番(藤谷容子君) 意見書案第3号の提案理由を説明いたします。道教委は2023年3月に、これからの高校づくりに関する指針を策定し公立高校配備計画を進めてきました。毎年度中卒者数減などを理由に高等教育の募集停止や再編統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み公立高校のない市町村が55市町村となり、この3年でさらに増加します。指針では、配慮の基本的な考え方として5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満、地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満と定めたことから、ますます高校の統廃合が進むことが懸念されます。檜山北高校の存続にも関係いたします。道教委は広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ小人数でも運営できる学校形態を確立する学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に希望する全ての子供たちに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子供の意見、要望を十分反映させ地域の経済、産業、文化の活性化を展望し、新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。以上の趣旨に基づき次の事項について強く要望いたします。

1、道教委これからの高校づくりに関する指針を見直し、地域の教育や文化、経済、産業など地域の衰退を招かないため少数派でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2、全ての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3、教育の機会均衡と子供の学習権を保障するため、遠距離通学費補助制度の5年間の年限を撤廃すること。

4、障害のある、なしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校で学ぶことのできる高校配置計画を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第32 意見書案第4号

○議長(平澤 等君) 日程第32、意見書案第4号生涯を通じた歯科検診の実現を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横山一康議員。

○5番(横山一康君) ただいま上程されました意見書案第4号についての提案理由を申し上げます。現在、我が国では乳幼児に対する母子健康法に基づく歯科検診や小中高生に対する学校保健安全法に基づく歯科検診は義務づけられています。しかし、それ以降は、健康増進法に基づく歯周疾患検診や高齢者の歯科検診などは義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えません。近年、歯と口腔の健康は生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持、増進するための重要な要素となっていることが明らかになっており、そのためのライフステージに合った切れ目のない歯科検診の受診の確保が必要となっております。こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022において、生涯を通じた歯科検診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な検討を行うことが盛り込まれ、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待されております。よって、国においては、歯科口腔保健の推進に関する法律の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1つ、国民皆歯科検診の制度設計に関する具体的な検討を進めるにあたっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。

2つ、国民皆歯科健診の実施に関しては国において十分な財政措置を講ずること。

3つ、国民皆歯科健診の実施に合わせて国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科検診の重要性について啓発や検診受診後の定期的な歯科検診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては全身の健康に繋がるよう総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第 3 3 意見書案第 5 号

○議長（平澤 等君） 日程第 3 3、意見書案第 5 号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3 番（藤谷容子君） 意見書案第 5 号の説明を行います。現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされていること等で、自己同一性を喪失し苦痛を感じる姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。さらに最高裁判所は、平成 2 7 年 1 2 月、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について合理性がないと判断するものではないと言及しています。また令和 3 年 6 月には夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については国会で論じられ判断されるべきとされたところです。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦は同じ姓を名のるという現在の制度に加えて、希望する夫婦が婚姻後にそれぞれの結婚前の姓を名のることも認めるというのであります。これは男女が改正による不利益を案ずることなく結婚、出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながり、少子化対策の一助にもなります。さらに法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを維持することから女性活躍の推進にも寄与すると考えられます。自分の名前でする自由が保障される社会でなければなりません。多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえた上で議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは国の責務であります。よって国会及び政府においては、男女がともに活躍できる社会実現のためにも選択的夫婦別姓制度を法制化するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第34 意見書案第6号

○議長（平澤 等君） 日程第34、意見書案第6号地方自治法改正に反対する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 地方自治法改正に反対する意見書を申し上げます。このたびの地方自治法の改正は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国が地方自治体に指示できる新たな指示権の枠組みを導入するものですが、条件が曖昧で濫用の懸念が強く、運用を謝れば国と地方は対等とする地方自治の原則に反する内容が含まれています。戦前の日本は、中央集権的な体制の下で自治体は戦争遂行の一翼を担わされました。その反省から日本国憲法は、地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ団体自治と住民の意思に基づく住民自治を規定しましたが、歴代の自民党政権は、自治体の権限や財源を抑制し地方自治を形骸化させてきました。2000年施行の地方分権一括法でも地方分権を掲げながら、機関委任事務を法定受託事務として事実上温存し、国による指示、代執行という強力な関与の仕組みを定めました。このたびの改正は、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで国が指示権を発動することを可能とするもので、乱用の歯止めも不透明であります。政府は、存立危機事態を含む事態対処法や安保三文書に基づく特定利用航空、港湾への法律の適用について除外するものではないとしており、武力攻撃等の事態が非平和時の範囲に含まれる危険性があります。国の判断で自治体職員の斡旋が可能となれば、国の指示に基づく危険業務の遂行に自治体職員を借り出すことや情報システムの共同化、集約の推進によって地方自治体が国の求める政策を一方向的に迫られる可能性があります。その場合に懸念されることは、国民の安全に重大な及ぼす懸念の範囲が不明確なために、国の関与を最大限抑制すべき自治事務と法定受託事務が区別されず、国の指示権発動の範囲が無限定に広がり、有事の際に国の指示的判断で自治体を従属させる危険性があることです。国民の安全に重大な影響を及ぼす事態においてこそ自治体の機敏で柔軟な判断が求められているのであって、危機管理

の現場化とは真逆の危機管理の国への集権化を図ることは、地方自治法の本旨に背を向けるものと言わざるを得ませんので、このたびの法改正には強く反対いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

熊野議員。

○8番(熊野主税君) ただいまの意見書に対しての反対討論を行います。この改正は、新型コロナの集団感染、能登半島地震等の大規模災害を教訓に、今後、想定できない事態が生じたときに円滑に対応できるよう国が自治体に指示できるための改正であります。指示を行わなければならないときの自治体から意見を聞く努力をし、また国の指示が適切だったのか検証するため国会への事後報告と運用にあたっては配慮されており、不測の事態に備えるために必要であるとの考えから、この意見書には反対いたします。

○議長(平澤 等君) 続いて賛成討論。

石原議員。

○1番(石原広務君) 私はこの意見書には賛成の立場で討論いたします。地方分権を拒絶するような国の対応は断固してはならないと考えます。地域があって国がある、この理念に沿った内容になっていますので、この意見書には大賛成いたします。

○議長(平澤 等君) 次に反対討論します。

真柄議員。

○7番(真柄克紀君) 先ほど熊野議員の反対討論に尽きると思うんですが、いずれにしても災害を含め幾多の地方自治体にとっても大変な事態が起きるときに、やはりこれは自治体の主体は当然担保されなきゃなりませんけども、そこに知恵をいただきながらいろいろな場面に対して自治体もそういう知恵を借りながらやはり住民の福祉のために尽くすという意味も含めての私は改定だと思いますので、この改定自体を反対するという意見書に対しては反対いたします。

○議長(平澤 等君) 次に賛成討論を許します。

藤谷議員。

○3番(藤谷容子君) 賛成討論を行います。コロナ禍で国が行ったことが何だったのか、まず最初に行ったことは何だったのか思い出していただきたいと思います。学校の一斉休校やアベノマスクの配付、そういったことを国は行いました。地方自治体が自分たちの地域にとって何が1番いいのか考えていくことのほうが緊急の事態にあっても大事だと思います。今国会討論で、自治体は国の補足的、指示を拒否できるのかとの質問に、政府は知事には従っていただくと答弁しています。地方自治体を国に従属させる仕組みを作る乱暴なやり方は、地方分権を否定するだけでなく憲法が保障する地方自治を根本から破壊するものです。政府が存立危機事態を含む事態対

処法や安保三文書に基づく特定利用空港、港湾への指示権、適用について除外するものではないとしていることは、アメリカの戦争に自治体を動員するために使われる危険もあるということです。戦前住民自治がなかったことが政府が戦争体制を国の隅々まで貫徹する要因となりました。政府が行うべきは、地方自治体に権限と財源を十分に保障し、国民の命と暮らしを支える現場の力を強くすることだと思います。よって、この意見書に賛成いたします。

○議長（平澤 等君） 次に反対討論を許します。

討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付されることに決定いたしました。

◎日程第35 意見書案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第35、意見書案第7号唯一の戦争被爆国である日本が1日も早く核兵器禁止条約を署名・批准をすることを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 唯一の戦争被爆国である日本が、1日も早く核兵器禁止条約を署名、批准することを求める意見書を提案いたします。2021年1月、人類史上初めて核兵器を違法化する国際法である核兵器禁止条約が発効し、世界の諸政府、市民社会の力によって核兵器のない世界への道を切り開く新しい時代が始まりました。核兵器禁止条約は本年1月16日現在、93カ国地域が署名、70カ国地域が批准しており、核兵器の使用を公然と主張するロシアのプーチン政権やそれに対抗するアメリカやNATOに対して核兵器の使用と威嚇を制約する上で、大きな歯止めの役割を果たしています。核兵器不拡散条約NPTは、5つの核兵器国にだけが核兵器保有を許されるという前例のない差別的枠組みとしてスタートしました。しかしその後の国際世論の発展の中で、核独占の枠組みから核軍縮を目指すものへと大きく変容し、その過程で核兵器禁止条約が誕生して核兵器のない世界へ導く上で大きな力を発揮しています。ウィーンで開催された2022年の核兵器禁止条約の第1回締約国会議では、被爆者と核実験被害者への支援と環境修復活動が議論されており、核軍縮交渉にも構造的な変化が生じています。特に核兵器禁止条約が核兵器による威嚇を禁止し核抑止論を否定したことは、世界の世論と運動への大きな励みとなっています。昨年8月の広島、長崎の平和宣言では、核抑止論は破綻していることを直視すべき、松井一実広島市長、核抑止への依存からの脱却を勇気を持って決断すべき、鈴木史郎長崎市長と表明しましたが、唯一の被爆国である日本政府は、核抑止の呪縛に捉われ今日でも核兵器禁止条約に背を向けています。したがって2007年4月1日に、非核平和のまち宣言を制定したせたな町議会として、唯一の戦争被爆国である日本が1日も早く核兵器禁止条約を署名、

批准することを強く求めるものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付されることに決定いたしました。

◎日程第36 意見書案第8号

○議長(平澤 等君) 日程第36、意見書案第8号次期戦闘機の輸出を可能とする閣議決定を撤回し、武器輸出3原則の立場に立ち返ることを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) それでは次期戦闘機の輸出を可能とする閣議決定を撤回し、武器輸出3原則の立場に立ち返ることを求める意見書を提案いたします。岸田政権は3月26日、日英伊が同開発する高い殺傷能力を持つ次期戦闘機の第3国への輸出を可能にする閣議決定を行いました。これは昨年12月の殺傷武器輸出解禁に続く決定であり、憲法の平和主義に背いて日本を殺傷兵器を商売とする国に変貌させるものであり、国会にも国民にもまともに説明しないまま戦後日本の安全保障政策を大きく転換させる行為です。次期戦闘機は、これまでにない新たな戦いを可能にする最新鋭殺傷兵器の最たるものであり、既存の戦闘機とは異なる格段の高能力を有する危険極まりないものです。岸田内閣は、現に戦闘が行われている国への輸出は除くとしていますが、輸出後に紛争当事国になる可能性も否定できず、その場合、輸出済みの次期戦闘機の使用を食い止める手段は何一つありません。政府は、第3国への輸出について販売拡大でコストを安くし多売でもうけを増やすと表明しましたが、これは閣議決定が軍事産業のもうけのためだと断言したに等しいものです。日本が開発、生産に係る次期戦闘機が無辜の市民の生命を奪うとともに、戦闘機をはじめとする殺傷武器の輸出を激化させて地域の安全を脅かす危険性を見逃すことができません。1976年に三木内閣が表明した武器輸出3原則は国際紛争を助長しないという理念に基づいて、事実上、武器輸出を全面禁止し、1981年には衆参両院本会議で同3原則の厳格な運用を求める決議を全会一致で可決しています。岸田政権に対し、恒久平和を宣言した

憲法前文及び戦争放棄と戦力不保持、交戦権の否認を規定した憲法第9条に基づく戦後日本の歩みを否定する次期戦闘機の輸出を可能とする閣議決定を撤回し、武器輸出三原則の立場に立ち返ることを強く求めます。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付されることに決定いたしました。

◎日程第37 発議第1号

○議長(平澤 等君) 日程第37、発議第1号議員の派遣についてを議題といたします。

議案書に記載されている研修会等に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

議案書に記載の研修会等へ議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第38 発議第2号

○議長(平澤 等君) 日程第38、発議第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長(平澤 等君) 以上で今定例会に付議されたすべての案件の審議は終了したので会議を

閉じます。

◎閉会宣告

○議長（平澤 等君） これをもって令和6年第2回せたな町議会定例会を閉会いたします。
長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後6時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年7月10日

議 長 平 澤 等

署名議員 大 湯 圓 郷

署名議員 菅 原 義 幸